
平成 2 6 年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 6 年 3 月 4 日

開会 平成 2 6 年 3 月 19 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月4日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	4
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	5
○日程第 6 報告第 3 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	8
○日程第 7 報告第 4 号 専決処分報告の件 (落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	10
○日程第 8 報告第 5 号 専決処分報告の件 (落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	10
○日程第 9 議案第10号 専決処分の承認を求める件 (平成25年度上富良野町一般会計補正予算 (第9号))	11
○日程第10 議案第11号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算 (第10号)	12
○日程第11 議案第12号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	20
○日程第12 議案第13号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)	21
○日程第13 議案第14号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第4号)	21
○日程第14 議案第15号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第3号)	22
○日程第15 議案第16号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	23
○日程第16 議案第17号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)	24
○日程第17 議案第18号 平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第2号)	25
○日程第18 議案第19号 平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第2号)	26
○日程第19 議案第30号 南部地区土砂流出対策工事 (ベベルイ川) (H25国債) 請負契約締結の件	26
○散 会 宣 告	27

目 次

第 2 号 (3月5日)

○議 事 日 程	29
○出 席 議 員	29
○欠 席 議 員	29
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	29
○議会事務局出席職員	29
○開 議 宣 告	30
○諸 般 の 報 告	30
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	30
○日程第 2 執行方針	30
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君	
○日程第 3 議案第 1号 平成26年度上富良野町一般会計予算	30
○日程第 4 議案第 2号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	30
○日程第 5 議案第 3号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	30
○日程第 6 議案第 4号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算	30
○日程第 7 議案第 5号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	30
○日程第 8 議案第 6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	30
○日程第 9 議案第 7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	30
○日程第10 議案第 8号 平成26年度上富良野町水道事業会計予算	30
○日程第11 議案第 9号 平成26年度上富良野町病院事業会計予算	30
○散 会 宣 告	63

目 次

第 3 号 (3月11日)

○議 事 日 程	6 5
○出 席 議 員	6 5
○欠 席 議 員	6 5
○遅 参 議 員	6 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 5
○議会事務局出席職員	6 5
○開 議 宣 告	6 6
○諸 般 の 報 告	6 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 6
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 6
1 番 佐 川 典 子 君	6 6
1 8020運動を推進し、20歳から無料の歯科検診をしては	
2 ふるさと納税について	
3 いじめ防止と地域参加コミュニティ・スクールについて	
4 おもてなし教育について	
3 番 村 上 和 子 君	7 5
1 大幅改正になる介護・医療・農業について、国の動向を見据えた政策の展開を	
2 子どもの体力と学力向上を	
9 番 岩 崎 治 男 君	8 3
1 東中中学校閉校後の対応について	
2 クリーンセンターについて	
1 2 番 岡 本 康 裕 君	8 8
1 これからの健康づくりについて	
2 観光について	
4 番 米 沢 義 英 君	9 4
1 国民健康保険税について	
2 子育て支援について	
3 町立病院の改築について	
4 空き地空き店舗について	
5 地場産品の販売と普及について	
○散 会 宣 告	1 0 3

目 次

第 4 号 (3月19日)

○議事日程	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	105
○議会事務局出席職員	106
○開議宣告	107
○諸般の報告	107
○日程第1 会議録署名議員の指名の件	107
○日程第2 議案第28号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件	107
○日程第3 議案第29号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	107
○日程第4 予算特別委員会付託	109
議案第1号 平成26年度上富良野町一般会計予算	
議案第2号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第3号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第4号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第5号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第8号 平成26年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第9号 平成26年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第5 議案第20号 上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	109
○日程第6 議案第21号 上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を改正する条例	110
○日程第7 議案第22号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	110
○日程第8 議案第23号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	111
○日程第9 議案第24号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例	115
○日程第10 議案第25号 上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例	116
○日程第11 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約変更の件	117
○日程第13 議案第31号 泉町南団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件	117
○日程第14 議案第32号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件	119
○日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件	119
○日程第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件(上富良野町税条例の一部を改正する条例)	120
○追加第1 発議案第2号 T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見の件	120
○日程第17 閉会中の継続調査申出の件	121
○閉会宣告	123

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成26年度上富良野町一般会計予算	3月19日	原 案 可 決
2	平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
3	平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
4	平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
5	平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
6	平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
7	平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月19日	原 案 可 決
8	平成26年度上富良野町水道事業会計予算	3月19日	原 案 可 決
9	平成26年度上富良野町病院事業会計予算	3月19日	原 案 可 決
10	専決処分の承認を求める件（平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））	3月4日	承 認 可 決
11	平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	3月4日	原 案 可 決
12	平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月4日	原 案 可 決
13	平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	3月4日	原 案 可 決
14	平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月4日	原 案 可 決
15	平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	3月4日	原 案 可 決
16	平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月4日	原 案 可 決
17	平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月4日	原 案 可 決
18	平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月4日	原 案 可 決
19	平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	3月4日	原 案 可 決
20	上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決
21	上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を改正する条例	3月19日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
23	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
24	上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
25	上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
26	北海道市町村職員退職手当組合理約変更の件	3月19日	原案可決
27	上川町村等公平委員会共同設置規約変更の件	3月19日	原案可決
28	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月19日	原案可決
29	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3月19日	原案可決
30	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H25国債）請負契約締結の件	3月4日	原案可決
31	泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件	3月19日	原案可決
32	上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件	3月19日	原案可決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成26年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第4号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第8号 平成26年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成26年度上富良野町病院事業会計予算	3月19日	原案可決
	諮問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月19日	適任

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	執 行 方 針	3月5日	
	行 政 報 告	3月4日	
	町の一般行政について質問	3月11日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月4日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月4日	報 告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月4日	報 告
4	専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月4日	報 告
5	専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月4日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	3月19日	原 案 可 決
2	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見の件	3月19日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月19日	原 案 可 決

平成26年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成26年3月4日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月4日～19日 16日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
第 6 報告第 3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 7 報告第 4号 専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 8 報告第 5号 専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 9 議案第10号 専決処分の承認を求める件（平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9号））
第10 議案第11号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）
第11 議案第12号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第12 議案第13号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
第13 議案第14号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
第14 議案第15号 平成25年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第15 議案第16号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第16 議案第17号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第17 議案第18号 平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
第18 議案第19号 平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第19 議案第30号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H25国債）請負契約締結の件

○出席議員（13名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	7番	中村 有秀 君
8番	谷 忠 君	9番	岩崎 治男 君
10番	中澤 良隆 君	11番	今村 辰義 君
12番	岡本 康裕 君	13番	長谷川 德行 君
14番	西村 昭教 君		

○欠席議員（1名）

6番 徳武 良弘 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
町民生活課長	林 敬永 君	建設水道課長	北向 一博 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダー・ハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成26年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月28日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会までの議会の運営については、1月15日、2月17日及び2月26日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議いたしました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望の件数は3件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

監査委員から、監査・月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出案件32件並びに報告案件3件、議会における委員会からの報告案件1件及び議員からの発議案1件であります。

また、議案第31号泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事請負契約締結の件）並びに人事案件の諮問第1号人権擁護員候補者の推薦の件は、後日配付いたしますので御了承願います。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成25年度建設工事発注状況及び総括表を配付いたしました。一般質問の通告期限は本日正午までとなっております。時間までに通告されますようお願い申し上げます。

町長から、平成26年度の町政執行方針並びに教育長から教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 岩崎治男君

10番 中澤良隆君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの16日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、平成26年第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、年が改まりました1月5日、町新年恒例会を消防2階大会議室で行い、各界から141名の参加をいただき、町民皆様の幸せと町の繁栄を願ったところであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、2月19日、20日の2日間、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会との共同開催により実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富

良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたところであります。

訓練初日は、非常配備体制構築、自衛隊災害派遣準備、情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目は職員非常招集を行い、災害対策本部設置した後、各種の訓練を実施するとともに、本年も図上訓練を行い、錬度向上に努めてまいりました。

また、草分、栄町、中町の3地区の自主防災組織においては、高齢者や障がい者など、災害時要援護者の避難支援を行う自主避難訓練や、自主避難ができなかった要援護者の救出訓練も行われ、全体では、138世帯176人の参加をいただいたところであります。

今回の防災訓練実施に際し、各防災関係機関の御協力に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、間もなく東日本大震災から丸3年を迎えますが、当町においても防災訓練等を通じ、さらに防災意識向上と安全確保に努めてまいります。

次に、不採算地区病院に対する特別交付税経過措置についてであります。本年度末をもって経過措置が終了することから、昨年1月に道内の関係3町長により総務省に対し中央要望を行い、その後も各自治体個々の現状を訴える活動を行ってきたところであります。先般、総務省自治体財政局より、平成27年度に現行体制を見直しするべく検討を行うとのことから、平成26年度においては、経過措置を1年延長する旨の連絡を受けたところであります。今後は、この検討内容を注視していくとともに、引き続き関係する自治体や北海道と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。1月23日に、富良野地方自衛隊協力会及び上富良野支部により、上富良野駐屯地現状規模堅持さらなる拡充を求める要望を第2師団に、2月4日には北部方面総監部に、翌5日には、中央要望を北海道選出国会議員及び防衛省に行ってまいりました。

基地対策関係では、2月4日に、上富良野町基地対策協議会により、防衛施設周辺整備対策等に関する要望を北部方面総監部及び北海道防衛局に、2月12日から13日にかけては中央要望を行ってまいりました。

また、部隊行事関係では、2月23日に、当町で9年ぶりに開催されました北部方面音楽隊により、演奏会に、26日には自衛隊定年退官予定者激励会に出席したところであります。

次に、健康づくり推進のまち宣言についてですが、2月8日、保健福祉総合センター「かみん」において健康づくり町民のつどいを開催し、町民のつどいでは、ホテルオークラの藤間シェフを講

師に招いた野菜料理教室や骨盤底筋体操教室、こころの健康講話のほか各種協賛事業等が催され、盛会のうちに終了することができました。

また、健康づくり推進のまち宣言町民大会では、健康標語コンテストの表彰式、前厚生労働省健康局長の矢島鉄也氏による記念講演のほか、パネルディスカッションを開催し、大会の最後に、全ての町民の願いを込めて、健康長寿のまちを目指し、健康づくり推進のまちを宣言させていただきました。

今後は、健康かみふらの21計画の推進はもとより、このたびの宣言の趣旨に沿って、健康で生き生きとした暮らしの実現に努めてまいります。

次に、第2次上富良野町地域福祉計画についてですが、地域福祉計画策定委員会を設置し、昨年12月に素案をまとめ、その後、パブリックコメントを経て計画策定したところであります。この計画は、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として、第1次計画から引き継ぐ「支えあい、教えあい、育てあい、町民が安心して暮らせる温もりある町」を基本理念として、地域福祉の将来像を定めたところであります。

今後は、全ての町民が自主的につくり上げる福祉の町を目指し、計画の着実な実践に努めてまいります。

次に子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査についてですが、平成27年度からのスタートに向け、同計画の基礎となる子育て関連事業等のニーズなどについて、昨年12月にアンケート調査を行ったところであり、対象児童755人に対し、回収率60.8%の459人より回答を得、現在、その分析作業を行っているところであります。今後は、分析結果をもとに検証を進め、本年中の計画策定に努めてまいります。

次に、この1月23日をもって、町民の皆様が願っておりました死亡交通事故ゼロ1,500日を達成することができ、きょう現在1,539日となります。これからの2,000日、3,000日を目指し、交通安全意識の向上や安全対策を充実してまいります。

次に、町税等の収納対策についてですが、今年度の取り組み状況については、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金など、合計104件の差し押さえを執行し、405万8,000円の換価収納をいたしました。これまでに、管理職による滞納プロジェクトを実施し、臨戸訪問徴収等により町税等108万3,000円を徴収するとともに、夜間納税相談窓口を開設し、12月期には、現年度分未納者93名に対し納税催告を行い、納税の促進を図りま

した。

次に、平成25年度分所得税の確定申告の受け付けについてであります。2月17日から3月17日までの期間で、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月17日から3月31日までの期間で実施しており、申告者の皆さんがスムーズに申告ができるよう、所得税の申告と同時に、相談、受け付けの対応を図っているところであります。

次に、観光振興計画の推進についてであります。観光情報のIT活用化、観光客をお迎えするおもてなし意識の醸成、また、町内観光ルートの調査、提案などを目的として、10月から8回の研修会を実施し、延べ100人を超える参加をいただいたところであります。今後におきましても、観光協会を初め各関係団体と連携し、計画の基本の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、冬の観光イベントについてであります。ことしも第27回北の大文字が、厳壮的に、しかも盛大に行われ、大文字のかがり火と華麗な冬の花火の中、十勝岳の安泰と町民の幸せを参加者約1,200人とともに祈念いたしました。

また、記念すべき50回の節目を迎えましたかみふらの雪まつりを、2月2日、日の出公園を会場に開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき御当地キャラクターの大雪像1基と、商工会青年部制作によるチューブ滑り台、役場職員互助会制作によるミニ雪像が設置され、約1,200人の町民の皆様にご来場いただき、楽しい一日を過ごしていただけたものと思っております。

雪像制作から当日の各種イベントまで、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊上富良野駐屯地、建設業協会、商工会青年部、女性団体連絡協議会、自衛隊協会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に感謝を申し上げます。

また、2月15日から16日にかけて、本町としては8回目となるシーニックバイウェイ大雪・富良野ルート、ウインターサーカス2014が見晴台公園及び深山峠駐車場を会場に開催されました。町内外から多くの方が会場に訪れ、特産品のPRや交流など、有意義な活動が展開されたと報告をいただいているところであります。

次に、人材育成アカデミーについてであります。本年度からの新たな試みとして、1月22日、2月6日、13日、町の将来を担う若い世代の方を対象に、各テーマ別にそれぞれ開催し、延べ66名の参加をいただいたところであります。

当アカデミーでは、農業、商工業、観光業と、それぞれの分野に携わり、活躍される方々のまちづくりに対する強い意欲と大きなエネルギーを感じたところであり、今後につきましても、これらがきっかけとなり、産業の垣根を超えた交流が深められ、さらなる町の発展に資してゆくものと期待をしているところであります。

次に、成人式についてであります。1月12日、保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員の皆さんを初め、多くの来賓各位の御臨席をいただき、新成人103名の出席のもと、厳粛な中で式典を挙行させていただきました。また、上富良野安政太鼓保存会と東中清流獅子舞保存会による公演も披露され、成人としての門出を祝福したところであります。

次に東中中学校の閉校式典についてであります。2月16日、東中中学校の体育館において閉校式典と惜別会が開催され、出席したところであります。当日は約300人が出席し、67年の歴史を振り返るとともに、児童生徒による東中地域の伝統芸能が披露され、万感の思いの中、皆さんとともに閉校を惜しんだところであります。

次に、児童のクラブ活動での活躍についてであります。上富良野小学校スクールバンドの7名が、2月15日、函館市で開催されました北海道アンサンブルコンサートに上川管内代表として出場しました。大会では、日々の努力が実り、銀賞を受賞し、今後のさらなる活躍を期待するところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月3日現在、件数で5件、事業費総額で3億9,370万2,000円で、本年度累計では58件、事業費総額25億2,026万3,400円となっております。詳細につきましては、お手元に平成25年度建設工事発注状況を配付させていただいておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、建設水道課所管の財務事務を監査の対象として、平成26年2月4日の1日間、平成25年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。次に、備品監査について御報告申し上げます。

2ページをお開きください。

町立中央保育所が、平成26年度から社会福祉法人わかば会に譲渡されることに伴い、地方自治法第199条第5項の規定により、中央保育所備品監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、中央保育所の備品を監査の対象として、平成26年2月13日の1日間、備品台帳を検閲するとともに、現地での備品保有管理状況を検査し、必要に応じて関係職員から使用状況及び内容等の説明を受け、聴取も行いました。

監査の結果を申し上げます。

備品管理事務について全品目を検査、照合した結果、適正に執行管理されていると認められました。

次に、3ページから14ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成25年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては15ページに

ございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、各委員長から報告を求めます。

初めに、厚生文教常任委員長、金子益三君。

○厚生文教常任委員長（金子益三君） ただいま上程いただきました、報告第2号委員会所管事務調査報告の件につきまして、内容の趣旨の一部朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

本委員会の所管事務調査の事件として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。上富良野町議会議長西村昭教様。厚生文教常任委員長金子益三。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

調査の経過。

本委員会は、平成25年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出た先進市町村行政調査について、平成25年9月から4回の委員会を開催し、特別養護老人ホームラベンダーハイツの運営について及び健康寿命の延伸についての調査を進めることとした。現状把握のため事前研修を行い、先進市町村の選定協議を進め、平成25年11月24日から28日までの間、鹿児島県の出水市、さつま町、大分県の別府市、豊後高田市を視察し調査を行った。

健康寿命の延伸については、それぞれの町村ごとに説明をいたしますが、経過等につきましては御高覧いただきましたものとして、まとめのみの報告にかえさせていただきます。

（1）鹿児島県さつま町。

まとめといたしまして、さつま町の健康づくり推進の町宣言は、町民の健康づくりへの関心の機運を行政と住民で高めながら計画的に進められていた。特に、庁内に健康増進課を設置するとともに、138ある自治公民館、いわゆる当町におきます町内会に健康づくり推進員、食生活改善推進員、在宅福祉アドバイザーを500名以上委嘱し、特定健診受診率の向上対策と健康さつまポイント事業の実践を二

枚看板として、地域の末端まで網羅した組織を活用して推進していた。

上富良野町においては、特定健診の受診率は北海道で1、2位を争う位置にあることは保健福祉課の保健師の活動によるところが大きいと評価するが、住民一人一人が健康に関心を持ち、日ごろから健康づくりに取り組むことは重要であると考え、さつま町の町民全員による実践による健康づくりは大いに参考となりました。

(2) 大分県豊後高田市。

豊後高田市の健康づくりについての取り組みの中で、特に参考となります6点について御報告申し上げます。

(1) 健康づくりの目標とターゲットが明確である、(2) 地域力の活用と行政挙げての推進体制をとっている、(3) 科学的根拠に基づいた健康づくりの事業を行っている、(4) 健康づくりの手段が豊富である、(5) 健康づくり喚起事業に重点を置いている、(6) 歩くための環境整備が整っている、以上6項目について、明確な目標のもと、行政と住民が一体となって健康づくりが進められており、特に「歩く」を基本とした取り組みや大学との連携は、我が町にとっても大いに参考にすべきである。

2項目め、特別養護老人ホームの運営について。初めに、鹿児島県出水市の取り組みについて御報告申し上げます。公設民営化についての考え方、経過及び効果につきましては御高覧いただきましたものとして、まとめのみの報告にさせていただきます。

出水市にあります特別養護老人ホーム鶴寿会たかおのは、もともと公設公営化で運営が行われておりましたが、市町村合併による行財政改革の一環として公設民営化が行われました。受け入れ先の社会福祉法人は老人保健施設も持つ吉井中央病院が経営母体となり、地域の医療、福祉、介護に対して一方ならぬ思い入れがあり、入居者第一主義、また、そこで働く従事者によりよい環境づくりを中心に考えながら施設を運営しておりました。法人の運営の根幹には、「高齢者介護のあらゆる活動を通じ利用者様の尊厳を守り地域社会に貢献する」を基本理念に掲げ、四つの基本方針のもと、地域の特色を生かし、ふるさとの老いを憩える施設として、日々、鋭意努力がなされておりました。

(2) 大分県杵速見地域広域市町村圏事務組合。こちらにつきましても、民設民営化の考え方、経緯、効果につきましては省略をさせていただきます、まとめの御報告にかえさせていただきます。

民間に施設を移譲したことにより、事務組合とし

ては建設にかかるコストが発生しないこと、また人件費が生じないこと、サービス提供の面においては、多様化、高度化する住民ニーズに素早く対応できるなどの大きな成果が見受けられた。さらに、行政のスリム化に加えて、新しい事業機会の創出にもつながり、経済効果なども波及をしていたことがメリットの一つであります。

一方で、心配されておりました、民営化によって利用者の負担が増加する可能性を条例で抑制を図り、公共性を保っておりました。利用者料金を安価に保つための条件整備を行政が整備をし、さらに、サービス面や処遇面の向上をさせながら民営化が進められており、官民一体となつての地域福祉政策は、我が町においても非常に参考になりました。

今回、2カ所の特別養護老人ホームを研修いたしました、いずれの施設も、地域を熟知した社会福祉法人が運営を担っていることから、職員の配置、利用者の利便性は十分なものになっており、公ではできない施設の改善等も即応ができ、利用者の利便性も向上しておりました。そして、最も重要な自治体のスリム化が進んでおり、我が町の地域福祉を振興する上で大いに参考になったところでもあります。

以上です。

○議長(西村昭教君) 次に、議会運営委員長より報告をお願いします。

今村辰義君。

○議会運営委員長(今村辰義君) ただいま上程いただきました、議会運営委員会所管事務調査報告について御報告をさせていただきます。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査として申し出した次の事件について、調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

上富良野議会議長西村昭教様。議会運営委員長今村辰義。

初めに、訂正させていただきます。調査の経過の3行目、2月22日、2月23日とあるのを、1月に訂正していただきたいと思っております。

それでは、報告いたします。

調査の経過でございますけれども、本委員会は、平成25年第3回定例会において閉会中の継続調査として申し出した先進市町村行政調査について、平成25年10月から5回の委員会を開催し調査を行い、1月22日、福島町議会、1月23日、森町議会において、それぞれ、通年議会について、常任委員会の活動について先進事例の調査を行った。

調査の結果につきましては、既にお手元の資料を御高覧いただいたものと思っておりますので、要点のみ報告をさせていただきます。

まず、福島町議会でございます。下段のほうでございますが、通年議会の経緯について。

福島町議会が通年議会を選択したのは、全国町村議会議長会主催の議会改革の取り組みを聴講し、全国町村議会議長会が発行した議会活性化の取り組みの冊子などを参考にして、通年議会とは何かを学び、そして、通年議会が町にとって必要な制度として位置づけられたことからであり、平成20年3月から通年議会を試行し、平成21年度から本格的に施行をしている。

10ページをお開きください。

通年議会の会期についてでございます。これは、両町、ちょっと変わっておりますので、読み上げさせていただきます。

4月1日に開会し、翌年3月31日に閉会され、翌日4月1日に自動的に開会される仕組みを会議規則として定めています。

ページの3分の1ほど下でございますが、通年議会の成果について。

通年議会の弊害（デメリット）は感じていない。また、従来の制度の中でも改革はできるとのことです。議会議員は、1年365日、常に議員として活動しているが、実態がついてきていない。しかし、通年議会の制度をとると、実態と制度の整合性が図られる。また、公務災害は公的なことか私的なことかの中で、実態に合わせて判断するようにしているとのことでありました。

続きまして、常任委員会の活動について。

一番最後の行ですが、通年議会前の常任委員会の閉会中の調査については、会期ごとに決定していたが、通年議会では必要に応じてテーマを決め調査をして、より充実した委員会活動ができるようになり、委員会活動が確かな議会活動として位置づけられておりました。

続きまして、森町議会でございます。

通年議会の経過について。

平成21年3月、森町議会は、議会の活性化と町民に信頼される議会づくりを目指すため、23分類48件の改革項目を示し、改革に着手した。また、地方分権時代にふさわしい議会、町民に期待される議会づくりを目指し改革に踏み出した。また、森町では、当時の首長が議会を軽視するような行政報告を行っていたことも相まっての改革であった。導入に当たっては、9カ月の試行期間を設定し、評価と検証を行い、平成23年1月から通年議会を本格実施しております。

通年議会の会期等についてでございますけれども、森町は、関係条例に、会期は1月1日から同年12月31日までとした。また、本会議の定例日は

3月及び9月は1日から15日まで、6月及び12月は第2火曜日及び同水曜日に開催することにし、緊急に議案等の審議が必要な場合には、その都度、本会議を再開することができると規定した。また、一時不再議は、定例日に再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなすとしております。

下段のほうをごらんください。

通年議会の効果でございますけれども、通年議会のルールを定めて、これまでに見えてきた効果としては以下の6点であります。

会期を年1回としたこと、定例日を指定したことにより、計画が立てやすくなった。臨時会がなくなり、町長の招集権がなくなり、告示行為も必要なくなる。議会が主導的に議会を開く仕組みとなった。閉会中の期間がなくなり、委員会の所管事務調査が随時、必要に応じてできることとなった。専決処分指定を行い、制限を加えた。一時不再議に事情変更があったものとみなす。

続きまして、常任委員会の活動についてでございます。森町における委員会活動の一つの特徴は、通年議会とセットで行い始めた行政の事業評価の検討であります。委員会テーマについては、各委員会が各月で設定をし、調査、研究を行う。全体にかかわることについては、全員協議会を開催し、事前に行政と会議を開催している。通年議会や事業評価等を開始してから、議員活動が以前にも増して活動時間がふえた。閉会期間がないため、調査は定例から定例までと期間を定めているのが特出される。継続されることはほとんどないとのことでありました。

まとめでございます。

福島町と森町、同じテーマで視察しておりますので、あわせてまとめております。

1、通年議会について。

我が町において、通年議会制度を採用するか、また、従前の議会制度を継続するかは、さらに、通年議会のメリット、デメリットを比較分析して判断する必要がある。いずれの制度にしても、議会が活性化することや、町民から見ても議会活動が十分に発揮されているような方策を遂行していくことが重要である。

福島町、森町の通年議会実施における経過及び効果を伺うと、通年議会実施による大きなデメリットはないと考えられる。むしろ、議員として議会活動がより明確に確立され、幅広い議会活動が展開されることが期待される。

我が上富良野町議会の運営も、さまざまな議会改革を行うべく、先人が長い間取り組んできており、我が町独自の活性化施策も多くあるが、議員個人で

も議会活動をしている部分もあり、通年議会を採用すると、そこどころが、議会としての活動が認められることになる。通年議会の実施を試みるのも一案と考えられるが、上富良野町議会がどちらを選択するにしても、議員間の意見交換を活発に行う必要があると考える。

そして、どちらにしても町民にとってさらなる開かれた議会運営に向けて、わかりやすく、町民の声が行政に反映されやすい議会を目指し努力することが肝要である。

2、常任委員会の活動について。

我が町の各常任委員会の調査事項は、おおむね2年間隔で結論を出しているが、今回の行政調査によると、通年議会を実施することにより、必要に応じテーマを決め調査し、より充実した委員会活動ができるようになり、委員会活動が議会活動としてできるようになったとのことが印象的でありました。例えば、定例会ごとに調査テーマを決め、次の定例会で結論を出すことなども大いに参考となった。

そして、福島町、森町に共通していたのは、通年議会を実施したことにより、議会（常任委員会）が主導的、機動的に開催でき、政策立案機能の充実と強化につながっているとのことであった。また、その一方で従前の議会（常任委員会）でも、工夫次第では行政の監視、チェック機能を高めることは可能であるとの認識も伺いました。通年議会あるいは通常議会いずれを採用するにしても、常任委員会のさらなる活力あふれる活動に努力することが重要であります。

以上、議会運営委員会所管事務調査の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

ただいま報告されました内容について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件につきまし

て、その内容を御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、平成25年12月3日午前9時30分ごろ、特別養護老人ホームラベンダーハイツ、デイサービスセンター職員が、利用者送迎業務中、利用者3名を乗せて新町方面より道道吹上上富良野線の宮町4丁目付近をデイサービスセンターに向かって走行していたところ、突然、車両がスリップし、道路上で1回転半スピンし、そのまま対向車線側の歩道を越え、路外ののり面に車両前方から落ちて停止したものであります。原因としては、道路状況がアイスバーン、かつ道路面でもこぼこなど、劣悪な状態にあったことによるものと思われませんが、運転者のハンドル操作ミスもあることから、町の過失を100%と決定し、賠償額各1万6,755円、合計5万265円の金額で、平成26年1月24日専決処分いたしましたので、深くお詫びを申し上げますとともに、報告するものでございます。

今後は、道路状況に応じた、さらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第3号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年1月24日、上富良野町長向山富夫。

記。

1、和解の相手方。

(1) 上富良野●町●丁目●番●号、●●●●●。

(2) 上富良野町●町●丁目●番●●●●号、●●●●●●●●●●。(3) 上富良野町●町●丁目●番●●●●号、●●●●●●●●●●。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方●●●●●、●●●●●及び●●●●●に対し、各金1万6,755円を支払う。

(2) 相手方●●●●●、●●●●●及び●●●●●は、上富良野町に対して、本件に関し、今後、上記

の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） ただいま、1万6,755円ということで、それぞれということで、トータルで5万265円になろうかなと思います。したがって、その1万6,755円の内訳、それから根拠等についてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点は、車両等は、修繕等はどうかということでお伺いします。

それから、3点目は、先ほど、職員が運転ということだけでも、この運転者は正職員なのか、それとも臨時職員なのか。また、あわせて、運転手の処分についてはどうか。ということは、3人も乗っていて、こういうことになって、万が一、対向車もしくは何かにあれした場合の、大きな被害が出る可能性を十分含んでいるのですね。そういうことを十分感じていたら、私はこれに対する処分というものもやはり的確にしていかなければならないのではないかという気がするのです、その処分内容についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の金額の内訳でございますが、これにつきましては、乗っていた3人について、けががあるかどうかということで確認のために病院に行ってもらったということで、異常がなかったということで、それにかかります診察料の金額でございます。

次に、車の損傷でございますが、車については、スピンして路外に逸脱したということでありますが、車の損傷はなかったということでございます。

それから、運転者につきましては、町職員でございます。正職員でございます。

続きまして、処分の件でありますけれども、交通事故等にかかります処分につきましては、町長からの注意処分を本人に対してしたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は、1万6,755円の項目だけでなく、中身はどうかということが1点聞きたいのと、それから、車の修繕料は、損傷はなかったということなのだけれども、それは事実

かどうか確認したいのですが。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 中村議員の再質問にお答えしますけれども、あくまでも病院に行った、診察にかかった病院の診療の金額でございます。（発言する者あり）

失礼しました、再度お答えいたします。1万6,755円の内訳ですけれども、診察費が8,355円、それから、自賠責の、慰謝料という考え方で支払う金額があるのですが、それが8,400円あります。合わせまして1万6,755円、これが1人当たりの金額でありまして、その数字となっております。

それと、車の損傷の件につきましては、こちらのほうでも確認しておりますが、損傷はなかったということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） わかりました。あと、現実にあれでしょう、車、転倒してあれしたので、損傷は全部なかったということではよろしいかどうか、再度確認します。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 中村議員の再度の質問にお答えします。

車につきましては、スリップして、スピンをして路外のほうに出たということで、転がったとか何とかではなくて、ただ通常の状態ですピンしてとまっていますので、損傷はなかったということで聞いております。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の車の損傷の件ですが、済みません、損傷なかったということで聞いておりましたが、これにつきましても、こちらのほうで認識を間違っています、損傷がありまして、11万円程度の修繕費を支出しているということでありますので、訂正をしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 9時54分 休憩

午前 9時56分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解き、再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） ただいまの車両の関係

の御質問に、再度、お答えいたしたいと思えます。

まず、車両の損傷事故につきましては、同乗者の3名のけがはなかったということで、報告したとおりでございますが、車両につきましては、リアサスペンションと左リアホイールが損傷したということで、11万円の修繕費が発生しております。

なお、同乗者に対する部分については、賠償責任ということで今回の報告をさせていただいているところですが、車両の部分につきましては、町が加入しております車両保険で修繕しているということで、賠償の対象ではなくて、車両のあくまでも修繕の保険対応ということで、今回これには載っていないということで処理させていただいておりますということで報告を申し上げたいと思えます。

内容が十分に報告できず、申しわけありませんでした。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この運転手に対する厳重注意ということでありましたけれども、始末書というか、そういったものは本人から出されているのかどうか、申請、そういったものがあるのかどうか伺いたしたいと思います。仮に、現行では体に異状がないということの、賠償、今後の金品の一切は請求しないということの和解条文になっておりますけれども、後遺症らしきものが出た場合、ないということですから出ない可能性もありますが、かといって、出る可能性もあるという状況かなというふうに思いますが、そういった場合、この和解で、一切の請求に応じないということになった場合、仮にそういった後遺症等が出た場合、どういうふうに対処されるのか、この点お伺いしておきたいと思えます。命のことですから、非常に重要な問題で、言いわけのつかない、そういうものかというふうに思いますが、厳しく今後の運転のあり方等についても、全般にかかわって、やはり注意を喚起する必要があると思えますが、そういうものも含めて全庁的にそういうことが行われていたのかどうか、この点お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の御質問にお答えをします。

まず、報告の件でありますけれども、事故後、速やかに所属長が、それぞれ車両保険担当並びに理事者に報告するとともに、本人から事故報告の書類を提出いただいているところでございます。

後ほどの後遺症等の問題でございますけれども、まず、今回の和解につきましては、その部分がない

ということの上での和解、損害賠償の確定ということで認識しておりますので、今後につきましては、当然、人の命を預かる業務でありますので、細心の注意を払うように注意してまいりたいと思えますので、御理解を賜りたいと思じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

御質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号及び

日程第8 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）、日程第8 報告第5号専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）について、関連がございますので一括して報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました、報告第4号と第5号の専決処分報告の件（落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）につきまして、その概要を申し上げます。

本件につきましては、上富良野小学校建築のため、体育館横のグラウンドに仮設駐車場を設置したところ、体育館屋根からの落雪により事故が発生したものであります。

このうち、報告第4号につきましては、1月16日午後、体育館屋根の雪が暖気で緩み、軒下に落雪した勢いで仮設駐車場に雪が流れ込み、駐車した4台の車両のうち、2台の前方のボンネットに損傷を与えたものであります。事故直後、学校では雪が流れ込んだ場所に標示物を設置し、駐車禁止としたところであります。

次に、報告第5号であります。1月25日午後、体育館屋根の雪が暖気で緩み、軒下に落雪した勢いで、1月16日、駐車禁止とした場所を越えて雪が流れ込み、2台の車両のうち、1台の後方トランクに損傷を与えたものであります。現在は、仮設駐車場の片側を全てバリケードで囲み、駐車禁止にしております。

以上、二度にわたり、落雪による危険性に対して安全対策が十分でなかったため、町が100%の過失となり、2月17日、示談し、賠償金が確定したところであります。学校施設の管理においては、日ごろより安全管理に努めていたところでありますが、このような事故が発生したことに対しまして深くおわび申し上げます。今後におきましては、事故防止と安全確保により万全を期してまいります。

以下、朗読をもって報告とさせていただきます。
報告第4号。

専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

処分事項、落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

平成26年3月4日提出、上富良野町長向山富夫。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が所有する施設の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分にする。

平成26年2月26日、上富良野町長向山富夫。
記。

1、和解の相手方。

- (1) 富良野市●●●町●番●●●号、●●●●。
- (2) 上富良野町●町●丁目●番●●●号、●●●●。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方●●●●に対し、金4万9,533円を、相手方●●●●に対し、金12万8,457円を、それぞれ支払う。(2) 相手方●●●●及び●●●●は、上富良野町に対して、本件に関し、今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

続きまして、報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、以下において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

処分事項、落雪事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

平成26年3月4日提出、上富良野町長向山富夫。

裏面をお開きください。

専決処分書。

町が所有する施設の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年2月26日、上富良野町長向山富夫。

1、和解の相手方。

- (1) 上富良野町●町●丁目●番●●●号、●●●●●。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は相手方に対し、金23万9,

421円を支払う。(2) 相手方は、上富良野町に対して、本件に関し、今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、報告させていただき、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

13番長谷川德行君。

○13番(長谷川德行君) 1件確認いたしたいと思えます。この和解金の金額の出どころと言ったらおかしいですけれども、保険で払われたのかどうか確認したいと思えます。

○議長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長(野崎孝信君) 町が加入します損害賠償保険の適用となっております。

○議長(西村昭教君) 13番長谷川德行君。

○13番(長谷川德行君) それでは、先ほどのあれと違うのではないですか、交通事故の賠償のと。あれは出さないでいい、これは保険だけで出すと。違うの、ちょっと勘違いかな。

○議長(西村昭教君) 長谷川議員、ちょっとお待ちください。

この件については、今言ったとおりでよろしいですか、答弁。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時11分 再開

○議長(西村昭教君) それでは、再開いたしたいと思えます。

ほかに御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑がなければ、これをもって、報告第4号、報告第5号の報告を終わります。

◎日程第9 議案第10号

○議長(西村昭教君) 日程第9 議案第10号専決処分の承認を求める件(平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第9号))の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第10号専決処分の承認を求める件(平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第9号))につきまして、専決処分した要旨を御説明申し上げます。

本件は、上富良野小学校スクールバンドの児童が、1月19日に旭川市で開催されました第45回北海道アンサンブルコンクール旭川地区予選で、小学校アンサンブルの部、打楽器七重奏で金賞を受賞し、2月15日に函館市で開催されます第45回北海道アンサンブルコンクールに旭川地区代表として出場することとなったことから、出場経費を負担するため、その財源を予備費で補正予算を調整し、1月20日付で専決処分を行ったところであります。このことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ御報告するとともに、御承認いただくため、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を朗読し、御説明申し上げます。

なお、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第10号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年1月20日、上富良野町長向山富夫。

次のページをごらん願います。

平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

9款教育費35万8,000円、12款予備費35万8,000円の減、歳出合計はゼロ円であります。

以上で、議案第10号専決処分の承認を求める件（平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第9

号）の説明といたします。

御審議いただきまして御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。再開は10時半といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第11号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第11号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、上富良野町議会広報紙印刷製本費を含む8件につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

2点目は、防災用自家発電設備整備について、事業費の確定に伴い繰越明許費の変更をお願いするものであります。

3点目は、興農地区道営経営体育成基盤整備事業を含む11件について、事業費確定に伴います地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

4点目は、この冬の厳冬及び燃料費高騰に伴い、保健福祉総合センター、各小中学校6校、社会教育総合センターの8施設について、燃料費の増額補正をお願いするものであります。

5点目は、国の平成25年度補正予算の成立に伴

い、上富良野小学校改築事業、東中中央、東中南、東中西、東中第一の4地区の道営経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業の6事業について、事業費の補正、地方債の追加及び変更、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

6点目は、除排雪に係る経費について不足が生じますことから、所要の費用の補正をお願いするものであります。

7点目は、各事業費の確定及び実績見込みによります執行残等について減額補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で予備費を一定額確保し、今後の公共施設整備の財源確保に備えるため、公共施設整備基金に4,000万円を積み立てするとともに、今後の健全な財政運営に資するため、財政調整基金に3,000万円積み立てすることで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第11号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,403万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,778万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税2,061万円、10款地方交付金252万3,000円、12款分担金及び負担金1,780万4,000円の減、13款使用料及び手数料37万4,000円の減、14款国庫支出金2億2,923万7,000円、15款道支出金1,541万1,000円、16款財産収入306万3,000円、17款寄附金72万円、18款繰入金1,365万9,000円の減、20款諸収入480万4,000円。2ページをごらんください。21款町債6億7,950万円、歳入合計は9億2,403万1,000円であります。

3ページをお開き願います。

2、歳出。

1款議会費20万3,000円の減、2款総務費980万3,000円、3款民生費11万6,000円の減、4款衛生費1,916万6,000円の減、6款農林業費4,486万7,000円、7款商工費210万1,000円の減、8款土木費297万5,000円、9款教育費9億2,694万6,000円。4ページをごらん願います。10款公債費605万9,000円の減、11款給与費1,651万1,000円の減、12款予備費1,437万9,000円の減、13款災害復旧費202万5,000円の減、歳出合計は9億2,403万1,000円であります。

5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。国の補正予算に伴います、東中中央、東中南、東中西、東中第一の4地区の道営経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、上富良野小学校改築事業について追加設定するものであります。また、防災用自家発電設備整備事業について減額変更するものであります。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

上富良野町議会広報紙印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野広報紙印刷製本費、スクールバス運行業務、予約型乗合タクシー運行業務、郵便料金計更新事業、庁舎コピー機更新事業、町道維持管理業務について追加するものであります。

6ページをごらん願います。

第4表、地方債補正について申し上げます。

国の補正予算に伴います、東中第一地区道営経営体育成基盤整備事業、上富良野小学校改築事業について追加するものであります。また、東中中央、東中南、東中西の3地区の道営経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業について、国の補正予算及び事業費の確定に伴い変

更するもので、興農西山の2地区の道営経営体育成基盤整備事業、東中幹線、島津の2地区のかんがい排水事業、町営住宅整備事業、防災用自家発電設備整備事業、単独災害復旧事業について、事業費の確定に伴い変更するものであります。

以上で、議案第11号平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 50ページの畜産担い手総合整備型事業のところですが、20番で事業調書で見ますと、事業確定による次年度の変更ということでございますが、2月18日に広域連合議会が終了いたしましたして、その申内牧場のほうでは、各市町村の畜産家においては後継者が充実してきており、家庭内労働で飼育している管理が可能になってきていると、こういうことでございますので、なぜ、そういうことであれば、25年度予算を2,725万4,000円計上したのですけれども、ほとんど使われず、減額1,807万1,000円となっておりますけれども、どういった理由があって次年度の計画となったのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(辻 剛君) 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの畜産担い手総合整備型事業というのは、北海道農業公社が工事主体となりまして、牛舎ですとか、そういう畜産施設でありますとか、草地の整備をやっている事業でございます。今回、これだけ減額の予算を上げさせていただいたのは、牛舎を建築予定しておりましたが、人手不足等によりまして入札が、応札がなかったり、不落に終わったりということで、その分の事業が平成26年度のほうに移行されるということで、これを主な要因といたしまして減額の補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) 3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 畜産家の方につきましても、厳しい面もあろうかと思えます。それで、26年度は500万円ふえた計画になっていますよね。だから、これ、やっぱり負担割合とかそういうものが要因にあるのではないかと思うのですけれども、いかがなのですか。

○議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(辻 剛君) 3番村上議員の御質問にお答えしますが、こちらの予算につきましては、申内の負担金と申しますか、運営に関するものは全く違うものでございまして、畜産農家さんが、草地ですとか、牛舎、畜舎の整備をする、そういうハード的な事業の予算になりまして、その事業に応じて分担金を農家さんから町がいただきまして、事業者、いわゆる公社のほうにお支払いするという事業で、申内のほうとのかかわりは一切ない事業でございまして、御理解いただきたいと思えます。

○議長(西村昭教君) 3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 一緒だと言っていないよ。申内と関係あるとか何とか言っていない。ただ、50、50の負担割合が、農家さんと道とか、そういう割合がどうなのということを言っているの、この申内とは全く、関係あるということは申し上げておりません。そういったことで1,807万1,000円残っているのだけれども、次年度、大丈夫かということをお尋ねしているのです。

○議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(辻 剛君) 3番村上議員の御質問にお答えいたしますが、今回減額した分は、間違いなく次年度の事業執行ということで予定してございますので、あと、費用の負担につきましても、半分、国、半分、受益者さん、さらに道の事業がありまして、草地整備に係りましては追加支援みたいのがございますので、そのあたりの予算措置については、きちんと平成26年度で措置をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(西村昭教君) 5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 59ページにかかわるところかなと思うのですが、先ほど総務課長の話の中で、原油の高騰に伴い、燃料費の増嵩がありましたということですが、この商工の振興補助の中になるのかなと思うのですけれども、恐らくこのマイナス50万円というのは、商工会の事業の未執行分にかかわるマイナスだと思うのですが、セントラルプラザの燃料費の増嵩に伴う補正みたいなものはないのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。というのは、あそこは貸し館業務も行ってありますが、特に夕方、夕刻以降の集会室等において、この冬、厳冬期の間、灯油が高騰したということもあってか、暖房が非常に使われていない状況が多々発生していたのです。使用料を取っている上で、やはりそういったものも加味しなくてはいけないと思うので、その辺の燃料費の増嵩分について、どのような措置をさ

れたのかお伺いします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、商工会、セントラルプラザの維持管理運営については、商工会に委託する形をとって、商工会さんのほうで管理をいただいているのですけれども、今回、いろいろそういう変動要因があった場合には、いろいろ協議しながら進めていっているということになるのですけれども、今回、とりあえず今の委託費の中で現場としては対応できるというようなことで、今回、燃料費の高騰に伴います増額の要請ですとか、そういうことがこちらのほうには来なかったということで、予算の中には反映はしていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 恐らく、現場としては上がってきていないと思うのですよ。というのは、日中はかなり暖かいと、がらがらボイラーを使いながらですね。ところが、職員が帰った後、貸し館をしている段階のところではボイラーがとまっている状態で、パネルのヒーターしか使っていないのです。だから、もしかしたら、職員もその辺は把握をしていなくて、いるのかなというふうに思うのですけれども、借りている人が文句を言わないのか、借りている人の中だけで終わっているかわからないのですけれども、その辺の現状を、もう少し指導しながらやったほうがいいのかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 5番金子議員の御質問にお答えしますが、もし、そういうところで、利用される町民の方に御不便をおかけしているようなことがあれば、それについては対応しなければならぬというふうに思っていますので、現場と十分連絡をとりながら、今後進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今の関連ですけれども、使用料の関係で、土木使用料と商工会使用料、教育使用料の関係で、特に商工会のセントラルプラザ使用料は47万円の減、それから、教育使用料としてセントラルプラザ15万円の減ということがあるから、僕はそういうものが影響して、言うならば、燃料費等の増額ということがなくて何とかやっていったのかなと、私自身は、ちょっと収入の面を見た場合、その傾向があるから使用が減ったのかというような感じしていますけれども、その点いかがでしょ

うか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の御質問にお答えいたしますが、使用料の減につきましては、大きいのは、使っている方の減というよりも、昨年の4月から、セントラルプラザに、常時、管理人さんがいらっしゃったのですけれども、その部分について、前までは使用料をかけていたのですけれども、4月から管理人さんがいなくなったということで、その部分は商工会さんのほうからいただく使用料の分、除かせていただいて、それで使用料がかなり減になっているというところが要因でございます。ふだん、会館を利用されている方の使用料もあるのですけれども、主な大きい要因としては、そういうことが要因として減額ということになっておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 62ページの産業振興の関係の委託料、かみふらの魅力再発見事業4万6,000円の減、それから、その下のバス借上、同じ事業で7万9,000円の減ということで、12万5,000円が減になっています。それで、私、知っておきたいことしの仕事ということで、本当に新たな発想でよくこの事業をするなどということで、観光振興対策なんかで、かみふらの魅力再発見事業14万円、観光スタイル向上のため、町民対象で観光資源を再認識する町内観光施設等を周遊するバスツアーを実施しますということで書いてあります。しかし、これは全額減額なのですね。その計画を立てていたのに、なぜ全額減額ということになったのか、その取り組みやなんか、ちょっと確認をしたいと思ったのですけれども。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、これにかかわります、バスの運行委託という部分で、町のバスで対応できたということがございまして、そちらのほうで、実際にバスを借り上げる、そういう費用が浮いたといいますか、費用負担が伴わなかったということで、要するに、観光振興計画に基づきますそういう取り組みに支障を来したわけではなくて、たまたま町のバスで対応できたところで減額をさせていただいているということです。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そういう事情であれば、いずれにしても、当初予算したものが、町のバスを使ったからよかったということでございませ

れども、ただ、私、観光ボランティアだとか、それから郷土をさぐる会でいろいろやっている、これはどういう内容でやって、どう町民に働きかけているのかということが全然見えてこないよということと言われたものですから、どういう企画で何回やったのか、それらも含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の御質問にお答えしますが、こちらのほうで出ています項目も含めまして、3種類のテーマを設けた中で研修会を実施しております。一つはITを使った観光情報の発信、それともう一つは、観光おもてなし向上塾というのを開催しまして、来られる観光客の皆さんに、どういうふうにおもてなしを持って迎えるかと、そういうテーマが一つ、そしてもう一つが、町内の二、三時間コースをどういう観光メニューとして生かせるかということで、そちらのほうのコースの調査、提案ということで、この三つのテーマを8回にわたって開催をする中で、関係機関の方でありますとか観光業者の方ですとか、そういう方を中心に集まっていたら研修会を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 中村議員、3回までですの

で。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それはちょっと内容が違うのではないかね、課長。観光振興計画ワーキング推進事業との関係と、これはバスツアーで町民にあれするということだから、もうちょっと町民に広く呼びかけて、そしてやる事業だと私は認識していたの。そのために、僕らの観光ボランティアだとか、それから郷土をさぐる会で、こういうところは町の人に知ってほしいと、そういうようなことも含めて、何か話があるのかなという期待はしていたの。ですから、ここの言う観光振興ワーキング推進事業と、僕は、最後の3番目の課長の答弁はある程度これに入っているけれども、1、2が入っていないと思うのです。ですから、僕はその点で、やはりきちんとした、我々感じたものは、再発見ツアーで町民に広くあれすると、これはあくまで再発見ツアーの前段で調査をやったということの理解をするのか、これから見ると、再認識する町内観光施設等を周遊するバスツアーを実施しますということだから、僕はやはり町民に呼びかけて参加者を募って、そしてどこどこへ行くよというようなことを、また関係団体と調整をしながらやっていく事業だなという認識をしていたのだけれども、その点いかがでしょう

か。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の御質問にお答えしますが、私ども進める立場としても同じ気持ちで進めております。それで、参集いただいた方の主な方々が、観光に関係する方でありますとか観光事業者の方であります、一般の町民の方々もいらっしゃいまして、あと、この研修会、講習会といいますが、こちらの開催に当たりましては、広く町民の皆さんにも新聞折り込みチラシ等でお知らせをしながら進めているところでありまして、進めるこちら側の立場といたしましても、より多くの方に参加をいただいて進めたいというふうに思っていますし、今後、また次年度以降も続きますので、広くお知らせする中で、いろいろな多様な方の参加を得た中で進めたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今の関連でちょっと伺いたいのですけれども、滞在型の観光を目指すということで、案内文書もいただいておりますけれども、その滞在型という言葉につきまして、どのような認識でそういうお言葉を使っているのか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。例えば自転車のようにすつととか、一泊もしないでとか、いろいろありますよね、車で移動した中で。その滞在型という言葉の認識について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。滞在型という言葉への認識でございますが、当然にして、通過よりは長い時間この町にとどまって、いろいろと見て回ったりしていただくことについて、それはもう町の経済効果に直接波及することですので、いかに、来られたお客さんが町で時間を過ごしていただく、そういうものをどれだけ用意するか、当然、宿泊とか、そういう受け皿的なところも必要ですけれども、お客さんがここにいて時間を潰していただけるしかけを、いかにふやして、あと、いろいろなしかけをどう連動させていくかということに着眼した形で考えて進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 私も何度か参加させていただいたのですけれども、本当にいろいろな方の意見

を聴取した、そういう機会だったなと思うのですが、今後、またこの滞在型も含めて次年度に向けて続くというようなお話もありましたけれども、終着点というのではないと思うのですが、この活動自体の重みをどのように進めていくのか、その辺はどういうふうを考えているのか、ちょっと伺いたいです。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 1 番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成25年度につきましては、初年度ということで、いろいろと机上といいますか、話を中心というか、いろいろな知識を学んでいただく、吸収していただくという機会に重点を置いて進めてきたのですが、やはり今後は、それをもとに実践へと移していかなければならないというふうに思っておりますので、少しずつ機会を見て実践の機会をつくり、それが本当にメニューとして成り立つものなのかどうか、最終的にはそちらのほうを目標にしながら、だんだんレベルアップを図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 39 ページ、障害福祉費で発達支援事業についてお伺いいたします。ここにおいてはファミリーサポート事業等々が行われているかと思いますが、それに基づいた実績はどのようなになっているのかお伺いいたします。

もう1点お伺いしたいのは、近年やはり発達障がい等にかかわる子どもさんが非常にふえるという状況になってきていまして、個別の対策という点では、さらに充実発展させるということが当然必要でありますし、それにかかわる職員の配置等も、十分とは言えないまでも、配置もされようとしております。この25年度決算において、課題として浮かび上がってきた点等がわかれば教えていただきたいというふうに思いますが、それは次年度にまたつながる話ですので、この点、1点確認しておきたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、46 ページ、衛生費、45 ページにかかわってであります。クリーンセンターの管理という形で、焼却系の集じん回収機あるいはという形で、経年たつて、年数もたつてきております。老朽化も激しいという形となりますが、当然、今後の修繕計画等もあるかというふうに思いますが、今後の修繕等における計画等はどのようなになっているのかという点と、さらに、最終処分地が

あと何年ぐらい使えるのかという点、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、49 ページ、農業振興で、50 ページ、環境保全という形で支援補助事業が行われました。これは、有機農業の取り組みに対して、そういったものに対する支援事業という形で、反当たり4,000 円以内という形の状況かなというふうに思いますが、今年度においては、この取り組まれた実績等と評価等はどのように見ておられるのか、この点についてお伺いしておきます。

商工振興等については、59 ページから、いろいろな方の発言、答弁もありましたから、当然、受けられた方の印象なんかも、町歩いていますとよく聞きます。やはり動き出したという感じで受け取っています。いろいろな評価の方もいますから、一概に言えませんが、今までやはりこれだけの上富良野町の自然、食べ物がありながら、それを生かす切れていないということが共通の認識でありました。観光振興計画に基づいた、それを実践しようという形のアカデミーとか、おもてなし、あるいは魅力を再発見するという形の事業を打ち出したという点では、非常に今後の事業を展開する上では、いい方向性に向かうのではないかと考えております。今後、課長の答弁もありましたが、それをどう具現化して、生かせるものと生かせないものを取捨選択するかというところが非常に問われているのかなというふうに思いますが、あるいは、この点もう一度確認したいのですが、今後の対応等についてわかれば、お伺いしておきたいと思っております。

次に、63 ページの吹上温泉の改修にかかわってであります。これももう既に20 年経過しようという形の中であるかというふうに思いますが、当然、大規模な改修等の修繕計画もあるのかなというふうに思いますが、今後の対応等はどのようなふうになるのかお伺いいたします。さらに細かい話ですが、あそこには、いろいろな人の話が聞けるので、話聞くのを非常に私楽しみで、いろいろなところへ出かけていくのですが、あそこの2階の休憩所、電子レンジがあったらいいとか、そういう話がいろいろ聞かれます。サウナにあたってはちょっと窓ガラスが割れていて、あれはもうちょっとよくならないのかという入っている方の声などもありますので、そういうことも含めた対応をすれば、もっと利用客もふえるような感じもするという印象も受けておりますので、そういうものも含めた今後の改修等の計画があれば、お伺いしておきたいというふうに考えております。

次に、最後になりますが、87 ページの給与費等の関係で、近年、職員定数が、行革という形の中で

必要以上は採用しないという形になってきております。しかし、そうしますと、いろいろとやはり少ない人数でやるというのは、効率をいかに上げるかという形になりますし、当然、1人の負担あるいは力をどう生かすかという組織的な問題に発展するかというふうに思います。しかし、事業をする上では、一定人数等の職員があってこそ行政のサービスが提供できたりだとかするわけでありまして。そういう意味では、まだ、財政規模が大きかったときから比べると、かなり制度がいろいろな面で質的に変わってきている面が見受けられるような気がします。そういう意味で、一定の採用人数を必要最小限確保しながら継承していくということが一番大事になってきているのではないかとこのように思います。そういうものも含めて、今後の採用計画等というのはどういうようになっているのかお伺いしておきたいというふうに思います。なぜこういうことを言うかという、文書のいろいろな問題だとか間違いだとかあります。また建設に至っては、監督がちょっとできなかったという話もありますし、そういう細かい話ですけれども、それは全体の、やっぱり町の管理にかかわってきている、すきがそういった部分に出てきているのではないかなというふうに思いますので、そういったことも改善する上で、職員定数の管理というのはどうしても一定定数必要かと思っておりますので、今後の採用計画等がわかれば、資料提出とあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

保健福祉課の関係、子どもたちの発達支援にかかわる御質問に御答弁をさせていただきます。ファミリーサポートセンターの利用の実績ですけれども、今現在の利用実績の資料、ちょっと手元にありませんので、正確な数字になりませんが、ちょっと古いですが、私12月時点での記憶ですけれども、実際の利用は12月末現在で6名だったというふうに記憶をしていますけれども、ファミリーサポートセンターは、あくまでも最終の手段として、本当にお困りしたときに利用できるという仕組みを、安心感を与える仕組みというふうに理解しておりますので、利用の多寡がその事業の効果というふうには捉えていないということは、多分、議員も御理解をいただいている範疇というふうに理解しております。ただ、今年度からNPO法人に委託をしてこの事業を行っておりますので、しっかりしたスキルを持った法人でありますので、町ではこれまでできていなかった病児、病後児のそういう方もファミリーサポートの事業の中で受け入れるよう

な仕組みも整っておりますので、より安心した仕組みが整いつつあるのかなというふうに理解をいたします。また、提供会員、それから利用される会員も着実にふえている状況にありますので、それぞれ、いざというときの安心感の支えになっているというふうに理解をしているところであります。

それから、発達の関係の課題について、それから、そういうものに対する強化、職員の配置等についても御質問がありましたけれども、町のほうでは、中央保育所について、この春より民間の経営に移譲をされるわけでありましてけれども、昨年度、中央保育所の民間移譲の計画の中でも町の考え方をお示しさせていただいたように、中央保育所の職員を、今後のそういう子育て支援等の、町が果たすべき役割に、そういう部分に配置をしていくことで、発達の課題を含めてそういう部分に力を入れていくような、そういう体制を整えていくというのが基本的な考えでありますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思います。

あと、特に、その発達に伴います課題につきましては、発達の課題が広範にわたって複雑化してだんだん来ているのが状況にあると思います。そのような中で、一定程度、町のほうの発達支援センターであったり、それから、就学後であれば、今は町のほうではNPO法人のニカラさんのほうのサービスを御利用になっているのは、町の中で一定程度定着をしてくれている状況にあります。そういった、それぞれ事業所等を御利用されている方については、そのお一人お一人の状況等について把握ができますので、一定程度の支援計画等もつくりながら対応していくことが可能というふうに考えておりますけれども、私どもで考えている一番大きな課題は、御家庭の中で、例えば、ひとりで子育てに悩んでいる、例えば、一定程度、発達に何か問題があった場合においても、なかなかそういう発達の課題について気づかなかつたり、気づいていながらも、なかなか相談できていなかったりということで、私たちが、なかなか目が届いていないという、そういう部分も多々あるのではないかなというふうに感じておまして、そういうところはいかに手を差し伸べていかなければならないかということが今後の大きな課題というふうに考えておりますので、なるべく小さいうちから、そういう親御さんにかかわれるような、そんな仕組みを何とか整えていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の、ごみ埋立地並びにクリーンセンターの管理について

御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、クリーンセンター建設から15年を経過いたしましたし、それぞれ、毎年度、修繕費を計上させていただいております。21年度から10カ年の修繕計画を立てさせていただきまして、修繕費の平準化ということで、毎年度2,000万円程度の予算措置をさせていただいているところでございます。

また、埋立地、最終処分場でございますが、こちらのほうにつきましても、当初より延命が可能となりまして、ごみの分別が進んでおりますので、今現在、施設の入り口には平成42年度までということで掲示させていただいておりますが、毎年度、上川総合振興局との処理の現地との確認等々をさせていただきまして、その都度、最終処分場については管理をさせていただいているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 4番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、私どものほうでお答えさせていただく1点目でございますけれども、環境保全型農業の直接支援対策ということで、こちらのほうについては平成25年度につきましては、151ヘクタール、14件の農業者の方が取り組んでおられます。こちらの取り組みにつきましては、条件といたしまして、農業の半減ですとか、エコファーマーの資格を取ることがございまして、この事業に参加すること自体が、かなりCO₂の削減ですとか、そういう環境に配慮された形で取り組まれるということになってございまして、こういう環境保全に貢献する部分と、あと一方では、国のほうの補助金も合わせますと、普通の作物であれば8,000円、そばであれば3,000円ということになりますけれども、こちらの交付金が交付されることによって、農家さんの経営の安定化にも寄与しているのではないかなというふうに考えております。

2点目の、観光でありますとか商工業の今後の展開という御質問ですけれども、だんだん、いろいろと、観光振興計画に基づきます講習会ですとか、先ほど議員おっしゃっておられました人材育成アカデミーですとか、そういう機会を通じまして、いろいろな産業の方の連携というものの土壌ができてくるのかなというふうに認識をしているところです。やはりそういう中で、皆さんが得意分野を持ち寄って、商品開発でありますとか、いろいろと、将来、町の特徴であったり、ひいては観光メニューに育つものもあるかと思っておりますけれども、そういうものを探りながら、いろいろと実践の場を積み上げるといいますか、私どものほうとしては実践の機会をつ

くっていくということになるかと思っておりますけれども、そういう実践の場を積み上げていった中で、みんなが共通して持っているその目標に近づけるように、そういうような取り組みを継続して進めていきたいなというふうに考えております。

3点目の吹上温泉の関係につきましては、大規模な改修等につきましては、今、具体的にはまだ検討していない状況にあります。ただ、先ほど発言ありましたように、平成7年に建築されて、もう20年たつということで、施設の状態を的確に把握する中で、今後、そういうことも含めた検討に入りたいというふうに思っております。

あと、白銀荘内の施設設備と申しますか、そちらのほうにつきましては、今、指定管理者のほうで、開発公社のほうで委託をしている状況でございますけれども、指定管理者と十分協議する中で、お客様にとって利便性の向上が図られるように、そういう形で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の、職員定数にかかわります御質問にお答えしたいと思います。

職員定数にかかわりましては、職員定数適正化計画ということで、平成22年に第4次計画を策定いたしましたし、既に資料のほうにつきましては、その折、配付させていただいておりますので御理解をいただきたいと思います。現在、その計画に基づきまして、町では推進をしているところでありますが、27年度以降の第5次計画の、今、策定の準備作業を26年度において行う予定でありまして、それにつきましては、職員の適正配置ということの取り組みの中で、業務量の客観的な把握、職員配置の適正化、業務のスリム化、また、職員の事務処理の向上などを進めながら、機構組織と職員資質の適正化計画と連動した中で、今後検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第12号
平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いた
だきました、議案第12号平成25年度上富良野町
国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につつま
して、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、主に四つの要素から成って
おります。

1点目は、国民健康保険税の増額が見込まれるこ
と、2点目は、国、道の財政調整交付金の実績見込
みから減額が見込まれること、3点目は、高額医療
費共同事業負担金及び交付金並びに保険財政共同安
定化事業交付金の額が確定したこと、4点目は、保
健事業費の繰入金の増額など一般会計の繰入金が確
定したこと、これらを主な要素といたしまして所要
の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、二つの要素から成っ
ております。

1点目は、高額医療費共同事業拠出金及び保険財
政共同安定化事業拠出金の額が確定したこと、2点
目は、保険給付費及び特定健康診査などの保健事業
費並びにその他の歳出項目の実績見込みから事業費
を精査したこと、これらを主な要素といたしまして
所要の補正をしようとするものであります。また、
収支の差額につきましては、予備費を充当しようと
するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決
項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につ
きましては省略させていただきますので御了承願
います。

議案第12号平成25年度上富良野町国民健康保
険特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度上富良野町の国民健康保険特別会
計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1,016万5,000円を増額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ13億9,358万7,00
0円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の
みを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税372万円、2款国庫支出金
419万円、5款道支出金528万8,000円の
減、6款共同事業交付金443万3,000円、8
款繰入金294万円、10款諸収入17万円、歳入
補正の合計は1,016万5,000円の増でありま
す。

2ページをごらんください。

2、歳出。

2款保険給付費1,714万4,000円、6款共
同事業拠出金910万5,000円の減、7款保健
事業費22万9,000円の減、10款諸支出金4
80万円、11款予備費244万5,000円の
減、歳出補正の合計は1,016万5,000円の増
であります。

以上で、議案第12号平成25年度上富良野町国
民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とい
たします。御審議いただきまして、議決くださいま
すようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 16ページの出産育児一時
金のところですか。ここ、270万円の減額補正でござ
いますが、どうなのでしょう、ここ二、三年の
出産状況はどのようになっているのでしょうか。少
し落ち込んできているのかなとも考えるのですけれ
ども、それと、何人ぐらい見込んでいらしたのか、
1人41万円だったと思うのですけれども、金額的
にはどうなのでしょう、動向はどうなのでしょう
か。少しこの金額がふえるとかという傾向もあるの
でしょうか、ちょっとお尋ねしたい、41万円であ
変わらないのかどうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の2
点の御質問にお答えさせていただきます。

出産状況でございますが、申しわけございま
せん、今、手元に資料がございませんので、後ほど御
説明させていただきたいと思っております。

また、今回の補正でございますが、当初、15件
見ていたものを6件減額させていただくものでござ
いますので、御理解をお願いしたいと思います。

済みません、1件当たり42万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第13号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました、議案第13号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれることから、増額補正をしようとするものであります。また、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴い、一般会計からの繰入金の減額補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の歳入増額相当分を広域連合納付金として増額補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第13号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,492万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料296万3,000円、3 款繰入金34万5,000円の減、5 款諸収入4万5,000円、歳入補正の合計は266万3,000円であります。

2、歳出。

1 款総務費30万円の減、2 款広域連合納付金296万3,000円、歳出補正の合計は266万3,000円であります。

以上で、議案第13号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第14号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、議案第14号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目は、介護保険料の徴収実績見込みにより一定額を増額補正するものであります。2 点目は、保険給付費及び地域支援事業費の年度末までの執行見込みに基づき、各種介護サービスの給付など、所要額をそれぞれ増額減額補正するものであります。また、この歳出補正にあわせて、歳入におきまして、国、道、町の負担分をルールに基づき、所要額をそれぞれ補正するとともに、歳入歳出の執行見込みを

精査し、介護保険事業基金の繰入額を減額補正するものであります。3点目は、前年度の精算分と利子分を含めて同基金への積立金を増額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第14号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,548万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料311万円、2款分担金及び負担金7万6,000円の減、3款国庫支出金268万円の減、4款道支出金234万4,000円の減、6款財産収入1万円、7款繰入金177万7,000円の減、歳入合計375万7,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費31万円、2款保険給付費370万円の減、3款地域支援事業費37万7,000円の減、5款基金積立金262万8,000円、7款予備費261万8,000円の減、歳出合計375万7,000円の減であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第14号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第15号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました、議案第15号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附金の計上と寄附者の趣旨に沿って、施設整備資金として予備費への計上による増額補正でございます。2点目は、職員手当の増額補正でございます。3点目は、共済費、社会保険料、労災保険料の減額補正、雇用保険料の増額補正でございます。4点目は、賃金の減額補正でございます。

以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書以降につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第15号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億182万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款寄附金22万9,000円の増、歳入補正額の合計は22万9,000円の増でございます。

2、歳出。

1款総務費162万1,000円の減、2款サー

ビス事業費 834万9,000円の減、6款予備費 1,019万9,000円の増、歳出補正額の合計は 22万9,000円の増でございます。

これをもちまして、議案第15号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号

○議長(西村昭教君) 日程第15 議案第16号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました、議案第16号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

1点目は、補償工事の確定及び落雷による建設災害共済給付金による収入増、2点目は、事業費確定による起債借入額の減額、3点目として、事業費等の確定、精査による減額と江花浄水場雷害復旧修理費の増、4点目として、これらを反映した一般会計からの繰入金金の減額となっております。また、今般補正する江花浄水場雷害復旧修理につきましては、年度内完了が困難なことから、繰越明許費とするものとなっております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第16号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,447万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は「第3表 地方債補正」による。

1ページへ参ります。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款繰入金188万7,000円の減、4款諸収入1,140万1,000円、5款町債40万円の減、歳入合計911万4,000円。

2、歳出。

1款衛生費911万4,000円、歳出合計911万4,000円。

第2表、繰越明許費。

江花浄水場雷害復旧修理につきまして、1,136万8,000円につきまして繰越明許とするものです。

第3表、地方債補正。

簡易水道事業債につきまして、限度額を40万円減じまして360万円とするものです。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番岩崎治男君。

○9番(岩崎治男君) 衛生費の江花浄水場の雷の被害による復旧修理費ですけれども、この1,136万8,000円が開示をされておりますけれども、こういった被害には保険の適用は可能なのかどうか、まず伺います。

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(北向一博君) 9番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

この金額につきましては、歳入側に記載のとおり、保険が適用になります。全額、100%保険適用となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） であれば、地元といいますか、水道課のほうの自己負担はないということで認識してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 9番岩崎議員の御質問のとおり、100%保険対応となるように、ちょっと長い審査期間を経ましたけれども、こちらの要求をのんでいただきまして、100%の保険適用となっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 今回の雷の落雷被害の関連なのでございますけれども、今説明あったとおり、保険が大変よかったと思うのですが、ちょっと所管外だったものですから、その状況について、どのようなもの、状況だったのかということが1点と、もう1点、これは江花地区だったのですが、そのほかにも簡水の建物があるのですが、避雷針等々、そういったものの、今後の2次的なものの予防とかということについてはどのような対応しているかお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

この被害の状況につきましては、昨年、平成25年の8月20日だったと思っておりますけれども、その後、雷がたくさん落ちる豪雨がありました。それらのうちのどれが致命傷になっているのか、ちょっと、保険会社、それから、維持管理をお願いしている会社のほうでもよくつかめなかったのですけれども、そこら辺の因果関係も含めて、長い審査期間を必要として、ようやく年明けに全額保険適用という運びになっています。その調査の経過の中でも、結果はわからなかったわけです。直接建物に落雷して、それが計装機器に流入したのか、それとも、近傍に落ちたものが、地下を回り込んで床面から電気が進入したのか、もしくは、水道管の中を流れる水などが導電媒体となった可能性もないわけではないという、分析の結果が明確ではなかったのですけれども、結果として過電流が流れたという実態がありますので、実態で、その復旧費を対応といたしましょうということでもとまっております。

そのほか、いろいろな電気機器を設備している建物、水道事業の建物以外にもたくさんございますけれども、これが結構盲点になっておりまして、雷の危ないところについては避雷針を設置しておりますけれども、避雷針につきましては適切な電流を流し

続けて初めて避雷効果を発揮するわけなのでございますけれども、この避雷針が、その時点で適切に電流が流れて避雷効果があったかどうかというところは、そこら辺も分析が困難なところとなっております。避雷針自体が、一回落ちたら壊れてしまうという宿命のものになっておりますので、そこら辺が、審査途上において困難な要素になっております。そのほかの施設につきましては、雷がよく落ちる施設というのは地形によってありまして、その部分については雷対策はしておりますが、この江花地区については、たびたび発生するという繰り返しの場所で、なぜかしら、地形的なもの、地質的なもの、さまざまな条件が重なって被雷が起きやすいものと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第17号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第17号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入に関しましては、1点目は下水道使用料及び手数料収入の減、2点目は事業費精査による水道事業債の減、3点目として、歳出減に伴う一般会計繰入金によるものです。

歳出では、1点目として、事業費確定及び執行残の精査と新たな需用費の発生による調整増減と、2点目として、公債費の確定等に伴う減によるものです。また、上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関して総体事業費の執行量と平成25年度と26年度の年度間事業量の配分額が確定したことにより、債務負担行為限度額を変更しようとするものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億923万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページへ参ります。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款使用料及び手数料111万円の減、4款繰入金36万2,000円、7款町債270万円の減、歳入合計では344万8,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費328万2,000円の減、2款公債費16万6,000円の減、歳出合計では344万8,000円の減となっております。

2ページへ参ります。

第2表、債務負担行為補正。

(1) 変更。

根幹的施設建設工事委託、平成25年度分について、限度額を2,600万円減じて1億8,100万円とするものです。

第3表、地方債補正。

(1) 変更。

公共下水道事業債の一般分について、限度額を270万円減じて3,320万円とするものです。

以上、議決項目のみの説明といたします。御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第18号平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第18号平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

歳出におきまして、事業に伴う主要動力源であります電気料の改定により、光熱水費の不足が明白なため、予備費から5万円を組みかえるもので、予算総額に変更はないものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第18号平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成25年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、1款については上限がございません。その内訳として、第1項営業費用5万円、第4項予備費5万円の減。

以上です。御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第19号

○議長(西村昭教君) 日程第18 議案第19号平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) ただいま上程いただきました、議案第19号平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、前回の補正後に御寄附を1件、3万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして備品の購入費用として予算措置をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第19号平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条、平成25年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額3万円、第3項寄附金3万円。

支出。

第1款資本的支出3万円、第2項建設改良費3万円。

なお、次ページ以降につきましては御高覧いただいているものとして、御説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第30号

○議長(西村昭教君) 日程第19 議案第30号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました、議案第30号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の委託工事として平成25年度に実施設計を行ったもので、今後数年の継続事業として計画されておりますが、この平成25年度国債分として、平成26年12月12日を工期として、護岸と魚道の補修工事などを行うものです。

入札に当たりましては、町内業者を含む5者を指名いたしまして、去る2月26日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が6,550万円で落札し、8%の消費税を加算いたしまして、本議案の7,074万円となっております。参考までに、2番札は高橋建設株式会社の6,570万円でした。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第30号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求め

る。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25国債)。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、7,074万円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成26年12月12日。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、議

決くいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時04分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年3月4日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 崎 治 男

署名議員 中 澤 良 隆

平成26年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成26年3月5日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 執行方針
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君
第 3 議案第 1号 平成26年度上富良野町一般会計予算
第 4 議案第 2号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第 5 議案第 3号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
第 6 議案第 4号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算
第 7 議案第 5号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第 8 議案第 6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第 9 議案第 7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第10 議案第 8号 平成26年度上富良野町水道事業会計予算
第11 議案第 9号 平成26年度上富良野町病院事業会計予算
-

○出席議員（13名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	7番	中村 有秀 君
8番	谷 忠 君	9番	岩崎 治男 君
10番	中澤 良隆 君	11番	今村 辰義 君
12番	岡本 康裕 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	西村 昭教 君		

○欠席議員（1名）

6番 徳武 良弘 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会計管理者	菊池 哲雄 君	総務課長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
町民生活課長	林 敬永 君	建設水道課長	北向 一博 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長 藤田 敏明 君 次 長 佐藤 雅喜 君
主 事 新井 沙季 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) きのように引き続き、御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成26年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

一般質問について、3月4日に締め切り、5名から通告がありました。本日の会議が終了した後、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程調整を行います。

以上であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 今 村 辰 義 君

12番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎議案の訂正及び答弁について

○議長(西村昭教君) 日程第2に入る前に、きのう開かれました本会議の中で、議案の訂正、それから答弁漏れ、それから答弁の中の間違ひがありましたので、改めて、きょう、訂正並びに答弁をいたさせます。

最初に、議案の訂正について。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) 発言を許可していただきましたので、修正をお願いいたします。

昨日、日程第19として上程されました議案第30号南部地区土砂流出対策工事(ベバルイ川)(H25国債)請負契約締結の件につきまして、上程議案内容中、記書きの3項、契約金額におきまして、7,070万4,000円と記載、御説明申し上げましたけれども、7,074万円の誤りでありました

ので訂正をお願いいたします。

なお、上程説明中、平成25年度支払い分は5%、平成26年度支払い分は8%の消費税を加算してと説明申し上げましたが、正しくは、8%の消費税を加算してと御訂正をお願いいたします。

大変申しわけありませんでした。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいま説明のありました議案の訂正について、皆さん、御異議ございませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、訂正については承認されました。

次に、きのうの答弁並びに答弁漏れについて、再度答弁いたさせます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) 昨日の3番村上議員の御質問にございました出生の状況でございます。平成24年度で住民基本台帳による出生が101名で、そのうち上富良野町国民健康保険の中の出生が12件でございます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 昨日可決いただきました平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)の質疑の中で、4番米沢議員からいただきましたファミリーサポートセンターの利用実数等について、私の曖昧な記憶の中で御答弁させていただきましたが、事務所に戻って担当主幹に確認したところ、今、2月末現在で45件の利用ということで確認ができましたので、訂正して、おわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎日程第2 町政執行方針から

日程第11 議案第9号まで

○議長(西村昭教君) それでは、日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成26年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成26年度上富良野町水

道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計予算の件を、関連がございますので一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 皆さん、おはようございます。町政執行方針を述べさせていただく前に、ただいま、それぞれ所管からおわび申し上げましたが、昨日の会議におきまして、私どもの大変配慮不足、注意不足によりまして、皆さん方に大変御迷惑をおかけいたしましたこと、改めて私のほうからもおわび申し上げる次第でございます。今後におきましては、職員の指導を徹底してまいりたいというふうを考えておりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは、平成26年度町政執行方針を述べさせていただきますと思います。

平成26年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国の経済状況は、デフレからの早期脱却と東日本大震災の早期復興を加速させるため、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢の効果により、各種指標によると、景気は緩やかに回復している状況にあります。大都市、大企業中心であり、地方や中小企業、小規模事業所へは、いまだ及んでいない状況にあります。

また、個人消費の一部には消費税引き上げに伴う駆け込み需要が見られ、今後、その反動も予想されているところであります。そのため、本年4月1日からの消費税引き上げに合わせ、消費税引き上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクへの対応と、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージもあわせて閣議決定されたところであります。

これらの状況のもと、国の本年度予算については、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立を目指すことを基本に、95兆9,000億円規模の予算を閣議決定し、現在、国会において審議がなされているところであります。

その中で、地方財政計画については、社会保障の充実分等を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方税などを加えた一般財源においては、前年度比1%増の60兆4,000億円と、平成25年度を上回る水準とされたところですが、その要因としては、景気回復による法人税の伸び及び消費税引

き上げによる増収を見込んでいるものであり、また、地方交付税においては、前年度比1%減の16兆9,000億円とされたところであり、大企業が少なく、また、人口の少ない多くの地方公共団体においては、財源の多くを地方交付税に依存しており、大変厳しいものと受けとめているところであります。

さて、当町におきましては、景気回復の兆しも見られず、引き続き厳しい経済状況が続いており、自主財源の町税などの大きな伸びは見込めず、また、歳入一般財源の中で大きな比率を占める交付税についても、先ほど申し上げました要因などから、一定程度の減額が避けられないと見込まれ、一方、歳出においては、社会保障分野での自然増を初め、学校の耐震化や老朽化している道路を初めとした、建物、施設などの公共施設の補改修、大きな農政改革が迫る中、当町の農業体質強化を図るための農業農村基盤整備事業の促進、農地防災事業など、喫緊の課題が山積していることから、財政需要の増大が避けられない状況となっております。

また、本年度からの消費税引き上げに伴い、歳出における物件費においては、消費税引き上げにより予算総額が必然的に増加しますが、一方、地方消費税に伴う自治体への交付金については、消費税の納付、配分時期の差により、本年度内にて全額反映が見込めない状況となっております。

このような状況のもとで、本年度予算については、私が目指しております「町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、恒久的な生活支援策など、これまでの課題解決を初め、それぞれの事業実施に対し優先順位などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を注視しながら予算編成を行ってきたところであります。

また、平成25年度において自治基本条例及び第5次総合計画の中間見直しの検討を行い、今後のまちづくりの方向性については、これまでの取り組みをさらに発展させていくことで方向づけがなされ、引き続き「協働」を町民共有のキーワードとして、町民皆様がまちづくりの当事者と感じていただけるような環境づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、町民の皆様や議員各位に一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示した五つの暮らしづくりに沿って、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュ

ニティの実現」については、町民共有の願いである、健康で生き生きとした暮らしの実現に向けて、先般宣言させていただきました健康づくり推進のまちの趣旨に沿って、第2次健康かみふらの21計画の着実な推進とあわせて、町民の健康づくり活動をより積極的に支援してまいります。

また、いわゆる生活弱者と言われるひとり暮らしの高齢者や障がい者、さらに子育て中の家庭など、支援を必要とする方々が、地域の中で心豊かに安心して自立した日常生活を送ることができるよう、本年度からスタートする第2次地域福祉計画を基本として、社会福祉協議会を初め、福祉関係機関や関係事業者の皆様との協力体制をより密にし、真に必要なサービス、支援は何かを常に見きわめ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスの提供を推進してまいります。あわせて、地域福祉の推進役である民生委員、児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉の向上に努めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、農業関係については、本年度は第7次農業振興計画のスタートとなることから、計画策定に当たっては、地域実態を反映させた実効性のある計画とし、着実な執行に努めてまいります。

農畜産業は当町の基幹産業であり、農畜産業の発展が町内経済活性化に直結することもあり、まず、一番身近な消費者である町民の皆様へ地元農畜産物への信頼と安心を感じていただくことが重要であり、さまざまな機会を通じて地元食材への認識を深めていただくことに努め、生産者みずからが取り組む地元消費者などとの交流、販売活動についても支援を行ってまいります。また、生産者による直売や1次生産品を原料に加工、商品化する取り組みも見受けられており、それらの取り組みが広がり、安定した経営につながるよう、有効な制度活用などの情報提供や高付加価値化への取り組み支援を図り、6次産業化の創出に努めてまいります。また、これらの取り組みが、町内他業種との連携へ広がるよう支援を行ってまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗合タクシー事業は、利用者のニーズに応え、土曜日運行を開始し、利便性を高めてまいります。

また、混乗方式で運行しているスクールバスについては、有効な運行方法を見出してまいります。

次に、町内の道路、橋梁整備については、第20号橋と第21号橋の2橋、また、道路の舗装補修の早期実施が望まれていた3路線を含め、地域の元気交付金を活用し実施してまいります。

また、デボツナイ川河川改修に伴う第1興農橋の

かけかえについても、北海道への事業費負担を行って河川事業の中で実施されることになっております。

防衛省所管事業としては、老朽化が進んでいる東1線排水路及び演習場内ベベルイ川の護岸、魚道施設については、いずれも障害防止対策事業としての採択を得た後、継続事業として実施してまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、情報共有、自助・共助・公助、参画と協働をまちづくりの基本原則とした自治基本条例に基づき、町民のニーズや課題を的確に把握し、関係諸団体との連携を図りながら推進に努めてまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり」についてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてありますが、どのようなリスクを抱えた場合であっても、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、真に支援の必要な方へ必要な支援が行き届くよう、恒久的な生活支援策の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉を推進するよう努めてまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者の人数も増加していることから、関係機関、地域住民が一体となって地域全体で見守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、認知症高齢者を守るためのネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉については、第2期障害者計画、第3期障害福祉計画に示した「ともに生き、支え合う社会づくり」の視点に立って、障がい者一人一人の置かれている環境に応じた事業の充実に努めてまいります。また、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付者が増加傾向にあるとともに、今後も認知症高齢者の増加が予想されることから、これらの方々の権利擁護事業の充実を図るとともに、成年後見制度などの活用について、各種機会を通じて啓発に努めてまいります。また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、障がい者が自立した生活ができるよう、各種の自立支援事業を引き続き進めていくとともに、障害者優先調達推進法に基づいて町の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的、積極的な調達に取り組んでまいります。

ラベンダーハイツについては、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、他の施設との連携も図り、サービス向上と経営の安定に努めるととも

に、本年度は、給食業務の委託化により、さらなる安全・安心で安定的な給食提供体制の確立とともに、リフト付ワゴン車の更新を行い、利用者に安全で快適な生活を送っていただける施設運営を図ってまいります。

介護保険事業については、本年度は第5期介護保険事業計画の最終年に当たり、制度の理念である自立支援の実現に向け、引き続き、介護予防、重度化予防に重点を置き取り組んでいくとともに、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年の超高齢社会を見据え、町民の皆様や関係する事業所の皆様と有機的に連携し、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。また、来年度からスタートする第6期介護保険事業計画の策定に向けては、国の制度改正の動きを捉えながら、地域実態に応じた介護保険事業の将来構想を定めてまいります。

国民健康保険事業については、被保険者の高齢化の進展に伴い医療費負担が増加するとともに、経済低迷による保険税収入の減少に加え、高額療養費が高水準にあり、財政状況は危機的な状況にあります。そのため、本年度においては、保険税率改定による税収確保が必要不可欠な実態であります。今後は、健診結果による保健指導に力点を置いた生活習慣病予防等に継続して取り組み、医療費増高の抑制を図りながら、健康づくり推進のまちとして、さらに事業推進に取り組み、安心な暮らしと安定した事業運営に努めてまいります。

病院事業については、身近な医療機関として、慢性期医療から救急医療、介護サービスを担うとともに、旭川医科大学から、肝臓、血液腫瘍などの専門医を、富良野協会病院との病病連携により、泌尿器科、循環器内科、眼科の専門医の派遣を受け、安全で高質な医療の提供に努めるとともに、医師を初めとする医療と介護スタッフの人材確保に努めてまいります。また、本年度も医療機器の計画的な整備更新を図ってまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

平成27年度からスタートする子ども・子育て新制度に向けて、本年度は事業の認可運営基準などについて条例制定を進めるとともに、子ども・子育て支援事業計画の策定作業に取り組み、この中で町の考えを示してまいります。

全ての子どもに質の高い幼児教育と保育を提供していく環境づくりは大変重要であることから、本年度、民間運営に移行する中央保育所を含め、民間活力が大いに発揮されるよう、事業者と十分な協力体

制を構築してまいります。あわせて、障がい児支援を含め、あらゆる子育て支援にかかわる事業従事者や保護者の皆様を含めた人材育成や知識の習得に取り組み、加えて、関係機関との連携を強化する中で、広く町が取り組むべき課題を捉え、効果的な事業展開を進めてまいります。

次に、「本気・やる気を実を結ぶ産業づくり」についてですが、従来の経営所得安定対策制度を初め、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金事業などが新たな対策へ移行されることを踏まえ、制度の周知や活用を積極的に図り、第7次農業振興計画の策定を見据えた中、営農支援を行い、農業所得の向上、農業経営の安定に努めてまいります。さらに、新たな取り組みとして、国の制度を活用し、収益の向上及び省力化につながる新技術の導入に対しても支援を行ってまいります。

また、農業者の減少とともに、1戸当たりの耕作面積が拡大されることが見込まれ、農地の有効な利用を促進するため、農地中間管理機構制度の動きを見ながら、人・農地プランに位置づけられた中心的担い手への集約化を進めてまいります。一方、農地を健全に保全する観点から、降雨などによる農地被害を抑制するための減災対策などを継続して進めてまいります。

農業農村基盤整備については、東中第1地区を、本年度新たに着手してまいります。この東中第1地区を初め、既に着手済みの東中の3地区につきましては、並行して換地業務を行ってまいります。また、最終着手となる東中東部地域については、受益面積の広さや地形の関係などから事業費が多額となり、事業内容を検討した上、来年度の着手を目指して、必要な調査、手続を進めてまいります。現在、本計画においては、1地区当たりの事業期間が9年と長期に及ぶため、早期の事業効果の発現が大変重要であることから、必要な予算の確保と早期の事業完了に向け、期成会の皆様とともに、引き続き関係機関への働きかけを行ってまいります。

畜産環境整備については、生産基盤整備と畜産担い手総合整備事業を継続して実施し、酪農経営の安定化を進めてまいります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害対策については、町の鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣被害防止対策協議会を設立し、その中に被害対策実施隊を発足させたところであり、引き続き、猟友会の皆様の御協力と国の支援制度も活用しながら、駆除対策の充実に努めてまいります。また、猟銃免許取得費用の助成など、駆除担い手育成対策を継続して行うとともに、JAを初め農業者の皆様との協議により、電牧柵の設置、維持管理についても支援策を

講じてまいります。

商工業の振興については、町内小売店の廃業や大型店の撤退による町外への消費流出やインターネット販売の普及などにより、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあります。商業の活性化につながるよう、商工会や観光協会など一体となり、情報収集や協議を重ね、商工会の経営改善普及事業などを通じ、新たな事業展開の可能性を見出せるよう、個店や商店街の活性化へ向け支援してまいります。

観光振興については、一昨年、観光振興計画が作成されたことから、これに基づき、当町の恵まれた自然環境や食資源を生かした戦略的な取り組みが、これからのまちづくりの大きな柱と考えており、とりわけ、集客力の向上は、地域経済の底上げに大きな効果が期待でき、観光事業者だけでなく地域全体での取り組みとなるよう、観光協会の事業に対する支援を初め、農畜産業や商工業などと異業種間の有機的な連携が進むよう、さまざまな取り組みを通じて観光事業の充実を積極的に図ってまいります。また、本年度はさまざまなイベントが当町で行われる予定となっており、観光振興の重要な要素であります。地域が一体となった観光客へのおもてなしの環境づくりを進め、上富良野の知名度アップと情報発信を積極的に行い、観光客入込数の増加につながるよう、さらに魅力あふれるまちづくりを目指してまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会拡大や地域経済の発展につながることから、引き続き、企業振興措置条例に基づく助成措置を行うとともに、既存企業本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信やPR活動に取り組んでまいります。特に、上富良野町の自然環境や景観は、道内他地域と比べても優位性があると思われ、これらを最大限生かして町のPRを積極的に行い、さらに企業との信頼関係を築いていくことが極めて重要と考えております。また、新たに小規模小売業などの事業展開をしようとする事業者への支援制度につきましては、昨年度、新たに創設をしたところですが、この制度の活用を一層促進し、空き店舗の活用や商店街の活性化につながるよう支援してまいります。

雇用の創出、確保については、昨年度より実施の新規開業等制度や企業振興優遇措置による雇用環境の整備を初め、新卒者や若者が町内での就労機会を得られるよう、異業種間連携などの取り組みを強化する中から雇用の場の創出につなげてまいります。また、ハローワークの求人情報においても、上富良野町で平均60件もの企業から求人募集がされてお

りますが、求職者が求める職種とのミスマッチングも見られることから、町独自の対応として、ハローワークを利用されていない事業者も含め、商工会、観光協会の会員情報などによる求人情報の提供を継続して行ってまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備と機能維持は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、近年多発している局所的な集中豪雨に対する減災機能や施設の長寿命化を基本に、継続的かつ計画的に整備を進めてまいります。

なお、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、民間事業者への委託体制に移行して3年次目を迎えますが、今までに確認された課題について十分に検討し、町民の皆様には不安を与えることなく、効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

環境問題については、地域一体となった温室効果ガスの削減に向けた調査、研究に取り組んでまいります。特に、ローカルエネルギーを主軸とした状況調査を行い、その賦存量や利用可能量の把握に努めてまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、十勝岳噴火災害、風水害、地震災害を想定した実践的かつ具体的な地域防災計画の見直しを行ったことから、今後においては、さらなる危機管理体制の充実、強化を図ってまいります。

降雨災害については、4年継続して異常気象を主要因に発生を繰り返していますが、引き続き、河川、水路の質的改良の促進と農地保全などの活動を支援し、地域における協働の取り組みによる減災対策を継続的に推進してまいります。

災害時における、高齢者、障がい者などの要援護者対策については、災害時要援護者支援制度に基づき、避難支援体制の整備に向け、地区住民会、自主防災組織などと連携し、いわゆる災害弱者と言われる方々が安心して暮らすことができる地域づくりに努めてまいります。

交通安全、防犯、さらに、消費生活の安全などに関する対策については、一人一人の意識喚起につながるような着実な取り組みが必要であり、そのためにも、関係機関と連携強化を図りながら、事件、事故のない、安全で安心して生活できるまちづくりを目指してまいります。

特に、平成26年1月23日に交通死亡事故ゼロ1,500日を達成したことは、関係機関の取り組みと町民の意識の高まりの成果であり、交通死亡事故ゼロが、さらに2,000日、3,000日となるよう、町民一丸となった啓蒙活動に取り組んでまい

ります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、健康づくり推進のまち宣言の趣旨に沿って、町民の皆様一人一人が、みずからの健康はみずからが考え、健康に生きる生活習慣を日常的に身につけることができるよう支援するとともに、引き続き各種健康診査と保健指導の充実に努め、一層の健康のまちづくりを目指してまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、町内飲食店などにおいて、既に、かみふらのパークを活用したメニューなど、食による地域ブランドづくりに向けた活発な活動が行われておりますが、新たに地元農産物を活用した商品も提供されており、これらが新たな地域ブランドとなり得る可能性も期待でき、情報発信はもとより、積極的に新たなブランド品づくりを目指し、開発、普及に取り組む町民の皆様や関係団体、事業者との連携を深め、必要な支援を行ってまいります。

また、上富良野産原材料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」に関連しましては、原料生産者を初め関係者との連携を図り、道内唯一のホップ生産地である当町の知名度アップや新たな誘客のツールとして事業展開が図られるよう、事業の充実と定着化に向けた取り組みに支援してまいります。

また、ラベンダーロードの愛称が定着しつつある道道吹上上富良野線については、観光振興において重要な道路でもあり、本年度は、植栽始点から東4線までの区間についてラベンダーの植えかえ更新を行い、継続的な美観再生を進めてまいります。

町なかの魅力アップとにぎわいづくりについては、新たににぎわいづくりの拠点として、セントラルプラザ横の中央コミュニティー広場を活用したテント型の常設イベント会場を設置し、広く町民の交流と活動の場所として活用いただき、町なかのにぎわいを創出し、地域経済への波及が図られるよう努めてまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、昨年度終了した日の出公園ラベンダー園の全面植えかえ更新については、未活着苗の補植や除草などの栽培管理などを確実にを行い、「ラベンダーのまちかみふらの」の名が名実ともにアピールできるよう魅力再生を図ってまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、これまで課題となっておりました全町的高速情報通信基盤の整備については、町民の熱意が

あり、昨年11月から、市街地においては民設民営による固定系光サービスが開始され、待望していた多くの町民の皆様が利用されているところであります。しかしながら、そのサービス提供範囲については市街地のみとなっており、市街地と農村部との情報通信環境の格差がさらに拡大している現状にあります。情報通信環境は日々進化しており、今後、さらにさまざまな活用が生活の中で利用されていくことと思われ、民設民営によるサービス提供が今後とも見込めない地域において早期の格差解消を図り、町内のどこに住んでいても均一な情報通信サービスが利用できるよう、公設による固定系高速通信を利用したネットワーク整備を進めてまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてであります。町の基幹産業である農畜産業、商工業の後継者確保と育成は大きな課題であり、後継者や担い手に対する奨励・給付金制度を継続して行うとともに、活力ある地域づくりの中核的役割を担えるリーダー育成のために、本年度も引き続き人材育成アカデミー事業を実施するなど、地域力の向上につながる担い手育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、町営住宅の整備については、町営住宅等長寿命化計画及び住生活基本計画に基づき、町の将来を見据えながら計画的に整備、維持修繕を行ってまいります。なお、本年度におきましては、泉町南団地の1号棟建設に着手、年内に竣工するとともに、平成27年度着工予定の2号棟建てかえ整備に向けた実施設計業務などに着手してまいります。また、環境整備として、本年度及び来年度の2カ年において、未水洗化団地であります扇町団地町営住宅96戸の水洗化工事に着手いたします。

定住・移住対策については、町内の関係する団体で設立した上富良野町定住移住促進連絡協議会との連携、協力をさらに推し進め、受け入れ条件整備とあわせ、着実な成果につながるよう、検討を重ねながら取り組みを進めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

創意と工夫で実現する自立した地域社会づくりは、町の憲法として上富良野町自治基本条例が誕生してから4年を迎えた昨年度、この条例の達成度について総合的に検証するために協働のまちづくり推進委員会を設置し、検討していただきました。さらに、町民アンケート調査を実施し、広く町民の皆様の意見をいただきながら検討した結果、特に条例の

見直しの必要性は認められないが、将来に向けて条例に沿ったまちづくりが行われるよう提言をいただきましたことから、これを尊重し、今後も協働のまちづくりを着実に推進するよう努めてまいります。

行財政改革については、本年度は町政運営改善プランの最終年であり、取り組むべき事項について、プラン26として整理しましたので、その着実な実践に努めてまいります。

また、行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上とあわせて、行政機能が効果的に機能し、真に町民皆様の期待に応え得る組織として進化するよう努力してまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

自衛隊関係については、昨年末に防衛計画大綱の見直しと中期防衛力整備計画が策定され、今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について示されたところではありますが、その中で、陸上自衛隊の定員数は現状維持と明記され、また、北海道の良好な訓練環境を一層活用すると示されておりますが、上富良野駐屯地における主要装備である火砲と戦車の削減も示されており、当町における自衛隊との共存共栄はまちづくりの根幹をなすものであることから、関係団体と連携を図りながら、これまでどおり、駐屯地の現状規模堅持、さらなる拡充と、演習場拡張の要望活動を強力に進めてまいります。

広域行政の推進については、発足6年目を迎えた富良野広域連合について、これからも構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組んでまいります。また、昨年12月に富良野市との間で締結しました定住自立圏形成協定に基づき、これまで、富良野市及び富良野圏域町村との間で連携して実施しておりました事務事業について、それぞれの自治体が役割分担を認識し、圏域全体の発展を目指し、連携を図りながら事業を推進してまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長・学習の政策分野の多くの部分については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に促進してまいります。

以上、平成26年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成26年度予算案の概要を申し上げます。

なお、平成25年度当初予算において、債務負担行為の議決をいただきました上富良野小学校改築事業に要する費用のうち9億4,085万4,000円

については、国の平成25年度補正予算による対応となるため、平成26年度当初予算から除き、別途補正予算として、昨日の定例会で御議決を賜った次第であります。

まず、一般会計では、総額70億8,600万円、前年対比11.7%、7億4,000万円の増と大きく増額となり、近年にない予算規模となっておりますが、増額の主な要因としましては、国の平成24年度補正予算に伴う地域の元気交付金を活用した地方単独事業として約6億5,800万円、町営住宅修繕事業として6,050万円など、町内公共施設の老朽化対策等、喫緊の課題へ対応することが主な要因となっております。なお、町の財政運営については、当初予算段階では安易な財政調整基金の繰り入れを行わないことを基本としておりますが、さきにも申し述べましたが、本年度からの消費税引き上げに伴い、歳出における物件費においては、消費税引き上げにより予算総額が拡大しますが、一方、地方消費税に伴う交付金については、消費税の納付、配分時期の差により、本来交付率分の全額が年度内で見込まれない状況となっていることから、これまでの事務事業の見直しなどを行いつつも、これらの負担増についての対応として、本年度限りの措置として、財政調整基金から4,000万円繰り入れすることで予算を調整したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も、中学校校舎耐震化を初め、いずれ課題になってくると思われる役場、消防庁舎、町立病院、クリーンセンターなど、大型公共施設の改修等が予想され、今後とも持続可能な財政構造、財政計画の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改革に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見直しを立て、加えて一般会計からの繰り出し金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額13億6,171万9,000円、30万9,000円の減となっております。高齢化の進展により、今後もさらに給付費の増嵩が予想される場所ですが、保険者として負担すべき現行の給付費水準を今後も維持するためには、保険税率改定による税収確保が必要不可欠となっており、収支バランスを保ちながら健全かつ安定的な国保運営を行い、加入者が安心して医療を受けることのできる体制の維持、確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億3,368万2,000円、前年対比14.9%、1,730万7,000円の増となっておりますが、被保険者数の増加及び保険料率改定と保険料軽減世帯の拡大に伴う保険基盤安定繰入金の増加によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億9,698万4,000円、前年対比21.9%、8,916万3,000円の増となっておりますが、下水道汚水管及び雨水管の点検調査費の実施に伴う増及び現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業の年次事業量のばらつきにより増加したことが要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額6,846万9,000円、前年対比8.1%、512万3,000円の増となっておりますが、主な要因としては東中地区の道営農業農村整備事業及びデボツナイ川改修による第1興農橋かけかえに伴う水道管移設工事実施によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額8億3,463万8,000円、前年対比3.5%、2,793万4,000円の増となっております。これは、新たな要介護者の出現率は低い水準で推移しているものの、高齢化の進展とともに要介護者が重度化する傾向にあることから、介護給付費の増加を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億9,876万6,000円、前年対比0.5%、136万9,000円の増となっております。主な要因としては、リフト付ワゴン車の更新などによるものであります。また、本年度は給食業務の委託化により、さらなる安全・安心な給食提供体制を確立してまいります。

次に、病院事業会計では、収入総額は9億5,386万9,000円で、前年対比7.6%、6,752万8,000円の増、支出総額は9億7,966万3,000円で、前年対比10.5%、9,332万2,000円の増で、支出総額に対し収入総額が2,579万4,000円不足する不均衡予算となっております。このうち、収益的収入及び支出の予算額は、収入は9億2,973万5,000円で、前年対比7%、6,069万9,000円の増、支出は9億5,552万9,000円で、前年対比10%、8,649万3,000円の増で、支出に対して収入が2,579万4,000円不足しており、先ほど申し上げた不均衡予算となり、これは、新地方公営企業会計基準が平成26年度から適用され、移行初年度の会計処理として前年度の賞与引当金の4カ月分を特別損失に計上したことによるものであります。ま

た、資本的収入及び支出の予算額は2,413万4,000円で、前年対比39.5%、682万9,000円の増となり、企業債の償還金の増額によるものであります。

最後に、水道事業会計では、総額2億7,777万1,000円、前年対比9.1%、2,324万7,000円の増となっております。収益的収支においては、企業会計制度の見直しによる補助金、工事負担金の減価償却相当分の歳入歳出の増となり、資本的収支では、配水管布設がえ工事の増により増額となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は44億5,169万2,000円で、さきに申し上げた一般会計予算と合わせた町全体の予算は115億3,769万2,000円、前年対比9.5%、9億9,715万6,000円増の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、依然として、少子高齢化社会が予想される中で、社会保障費などの増大により、引き続き国の財政状況が大変厳しく、また、地方における経済・雇用の改善効果が不透明な状況にあつて、これからのまちづくりにおいては、地域の底力が大きく将来を左右するものと確信しております。また、地域力を高めるためには、さまざまな分野での町民や団体の皆様との連携を強化していくことや、将来のまちづくりの担い手となる人材の育成も大変重要と考えており、町政を担う者としてこのことを強く自覚し、歴史に学び、現実を直視し、未来を見据えたまちづくりに取り組む所存であります。豊かな自然を生かし、人のぬくもりが感じられる新しい価値観を創造した、安全で安心して暮らすことができる町を実感していただけるよう、引き続き、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、平成26年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 平成26年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

平成に入り四半世紀が過ぎ、その間、阪神淡路と東日本の大震災を初め、大きな自然災害に見舞われました。また、少子高齢化や高度情報化、国際化など、社会の急激な変化と同時に、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、教育に対する課題やニーズが多様化しております。こうした中で、「人

と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」「子どもたちの自主的な行動」「優しく人を思いやる心」などは、教育が目指す原点であると考えております。

まちづくりは、人づくりと地域の教育によって支えられ活性化されるものであります。その主体となって次代を担う人材を育むために、教育の果たす役割はますます重要になってきております。このため、教育における不易と流行を見きわめ、幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた学習の機会を提供するとともに、町民一人一人がみずから進んで学ぶことに生きがいや喜びを感じ、笑顔があふれる教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、町民憲章を踏まえ、上富良野町教育振興基本計画並びに教育目標を基本として、十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭、学校、地域が連携し、次代を担う豊かな人づくりに努めてまいります。また、各施設の点検管理や執行状況を明らかにする教育委員会点検・評価を継続して実施し、その取り組みを、より効果的かつ円滑に推進してまいります。

学校教育においては、平成21年度から執行している上富良野町教育振興基本計画10カ年の折り返しであり、「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」「開かれ信頼される学校づくりの推進」「人間力を磨く教師の育成」「教育条件整備の充実」の目標実現に向かって一層の深化充実に向け、学校教育を進めてまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査などの結果から、基本的な生活習慣や道徳的な考え方、読書などで、よい傾向が見られており、安定した家庭・学校生活が継続して保たれております。

全国学力・学習状況調査では、小学校は全道平均を上回り、中学校は全国平均より高い傾向が見られます。しかし、各科目で、主に基本的な知識の問題が、主に実生活のさまざまな場面で活用する問題よりも平均正答率が低い傾向であり、引き続き、基礎的な知識や技能、学び方を身につけられるよう、授業力を高めてまいります。そのため、各学校においては、全国学力・学習状況調査や標準学力検査などの結果や経年変化をもとに、確かな学力の育成プランを作成し、具体的に実践を進め成果や課題の交流を図るとともに、先進校への研修や公開研究会などを通して、学校力や教師力を高める取り組みを総合的に推進し、学力の向上に努めてまいります。本年度も子どもたちの学力等の状況を引き続き検証して

いくため、全国学力・学習状況調査を、北海道と連携を図りながら実施を予定しております。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳の時間をかなめとして、学校教育活動全体を通して、人の気持ちを理解し、思いやりの心や規範意識、感動する心、そして、生命を大切にすることなど、本町の子どもたちに定着している心をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。そのために、道徳の時間の充実や総合的な学習の時間、特別活動の充実とキャリア教育の一環とした職場体験学習を通し、多様な体験活動を促進させ、自然や人との触れ合いを深めて、子どもたちの豊かな心づくりに努めてまいります。

また、いじめ・不登校などの未然防止に向け、学校、家庭、関係機関との連携やアンケート調査などを活用して、早期発見、早期解決に努力をしてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、正しい生活習慣と健康管理の理解と定着を促し、運動する機会をふやし、体力の増進を図ってまいります。そのために、体育の授業の充実と日課の工夫によって、運動する時間の確保や習慣化に努めるとともに、家庭や地域と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、望ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

また、全国体力運動能力、運動習慣調査などから、子どもたちの実態を把握し、運動に親しむ取り組みや、体力、運動技能の向上や、自主性、協調性、忍耐力など、心身の健康の保持増進を図る少年団活動や部活動への支援にも努めてまいります。

さらに、アレルギーや心の健康問題など、増加する健康課題に対応するため、学校や関係機関と一層連携を図り、予防に努めてまいります。

以上の方策と、地域に開かれ、信頼される学校づくりのため、保護者への授業参観だけではなく、地域の方々や各機関へも授業を見てもらう機会を継続して進めてまいります。また、学校評議員や学校関係者評価委員会の意見、保護者・地域の外部アンケートなど、多くの声を生かした学校評価の充実を図り、学校運営の改善を積極的に進めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、虐待・自殺・体罰・ネットトラブルなどの問題が依然として後を絶たない現状があります。本町においては、学校、家庭、地域の努力と連携協力によって、問題などの事例は少ない状況にありますが、それぞれの問題は、どこの学校でも起こり得るもので、日ごろから児童生徒などが発する危険信号を見逃さないよう、早期発見や未然防止に引き続き

努めてまいります。その手だてとして、学校全体で組織的に迅速に対応する体制や教職員の児童生徒理解や指導方法を高める研修と、日常的に子どもたちの目線に立った教育相談や相談体制の充実を図ってまいります。

また、いじめ防止につきましては、各学校で、いじめ防止基本方針の策定及びいじめの防止等の対策のための組織を設置し、その対応を図ってまいります。さらに、教育委員会としまして、地方いじめ防止基本方針の作成などについて各関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいります。

上富良野中学校には、引き続き、心の教室相談員とスクールカウンセラーを配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーを学校や保護者、地域との相談に対応させてまいります。

へき地・複式教育につきましては、それぞれの地域実態や特色を生かした指導によって魅力ある学校の推進を実現し、地域に信頼される学校づくりに効果を上げていくところであります。今後も地域や保護者と連携を深めながら、小規模校ならではの教育活動を推進し、その充実を図ってまいります。そのために、各学校の特色ある取り組みや行事等への支援はもとより、へき地・複式教育の研究を進めている上川へき地複式教育研究連盟への支援も引き続き行ってまいります。

江幌小学校につきましては、特認校として教科指導と連動した体験活動の教育を推進してきましたが、残念ながら、平成27年3月をもって104年にわたる歴史を閉じることになりました。校舎等の跡地利用について、地域や関係機関の意見を伺いながら検討を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障がいの重度・重複化や多様化など、子どもや保護者のニーズに応じた校内体制と指導方法の改善に継続して努めてまいります。そのために、個別に対応した人的支援が必要であることから、上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に特別支援教育指導助手を引き続き配置し、指導の充実を図ってまいります。また、今年度は、東中小学校に肢体不自由学級、上富良野中学校に言語学級の 신설をしております。

次に、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」の活用については、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点に立った支援を進めるため、各機関と連携を図ってまいります。さらに、幼稚園の特別支援に対しては、助成を継続し、指導の充実に向けて努めてまいります。あわせて、上富良野町特別支援教育連絡協議会や教育支援委員会を通して、関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と特別支援学校や専門機関等の専門的見地から助言指導を得

て、自立や進路・社会参加への支援を積極的に行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、全教育活動の中で、安全確保に必要な知識や危険予測、危険回避能力等の指導を推進してまいります。そのために、十勝岳の噴火、大雨、地震など、自然災害や事件・事故の危機から子どもたちを守る安全教室、避難訓練などの工夫や、地域の指定避難所としての役割を果たす学校が、町地域防災計画と連動した防災・減災教育や、危機管理マニュアルに基づく危機管理体制の充実に向けて努めてまいります。また、発生時の対応及び連絡等について、関係機関との共通理解と連携を図る取り組みを継続して進めてまいります。そして、住民会、町内会による登下校時の「見守りパトロール」や「青少年健全育成をすすめる会」、「防災無線、安全マップの活用」など、地域総ぐるみで協力体制づくりを進めてまいります。さらに、状況に応じて、各学校の教職員や教育委員会職員による町内巡視や関係機関と迅速な情報伝達の体制をつくり、子どもたちにかかわる安全確保や事件及び事故の予防に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備につきましては、今年度7月に上富良野小学校の新校舎が完成し、新しい環境のもとで学習がスタートします。また、上富良野中学校も校舎耐震改修に向けた設計や東中小学校の外壁改修などを行い、安全・安心な学校環境の整備を図るとともに、教材備品の拡充を図るなど、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、本年度も新鮮な食材、旬の味覚を味わうことのできる地場産食材を活用した「顔の見える学校給食」の提供とともに、食の安全に向けて、その体制づくりを支援してまいります。また、お弁当持参の日は、親子の触れ合いや家族への感謝など、親子の絆につながるものとして、継続して実施してまいります。さらに、栄養士などによる食の正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校と連携し食育に取り組んでまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から、昨年7月、新しい英語指導助手を迎えて、小学校の外国語活動のサポートや中学校英語科の授業やサークル活動などを通して、国際理解教育の推進とともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めております。また、幼稚園、保育所での英語遊びや親子による英会話などを利用し、幼児も含めた町民の皆様にも国際理解の輪が広がるよう、その推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7

月の上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校の姉妹校提携調印以来17年目を迎え、今年度は、西小学校から安東小学校への訪問を実施し、両校の交流をさらに深め、見聞を広げてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少によって、ますます生徒の確保が難しく、その存続を危ぶむ声が多方面から聞こえてくる状況であります。上富良野高校では、少人数だからできる、一人一人に目を向けた学習指導や進路指導などの教育の実践を進めております。また、町内事業所の協力を得て就業体験を実施し、学力だけでなく、人として生きる力を養うキャリア教育の充実を図っております。本年度も通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行うとともに、継続して資格取得検定料の補助や入学準備金など、家庭への支援を進めてまいります。さらに、上富良野高校教育振興会、上富良野高校サポーターズクラブ、上富良野高校野球部を応援する会や地元関係各位の協力をいただきながら、地元高校存続に向けて、全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、社会教育総合センターなど、社会教育施設を活用しながら、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、社会教育基本方針に基づき、「豊かな心と健やかな体を育み、潤いある地域づくりをめざす生涯学習」のさらなる推進に向けて、社会教育を進めてまいります。そのために、平成26年度からの第8次社会教育中期計画に基づき、国、北海道の施策とも連携し、家庭、学校、地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携・融合を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭こそ、子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と、親子の絆や健やかな子育ての向上を目指して、多様な学習機会や情報の提供とともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、地域の教育力も活用させていただきながら、その充実を図ってまいります。

また、家庭教育学級や子育てサークルなどを通しての相談活動や交流活動、スポーツ活動などを積極的に支援するとともに、明るく安心して子育てを進められる家庭環境づくりを目指し、講演会や研修会の拡充に努めてまいります。さらに、毎月第3日曜日の道民家庭の日の啓発や普及促進を図り、本町の家庭教育力のさらなる向上を推進してまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年の

スポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し、継続して支援、協力を行ってまいります。将来の地域のリーダーづくりを目指し、なかよしサミットや通学合宿などを通して、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダー育成事業を推進してまいります。また、地域、PTA、関係機関の協力をいただいております学校支援ボランティアの活動や、青少年健全育成をすすめる会などによる活動を通して、青少年が健やかに育つ環境づくりやまちづくりを継続して行ってまいります。

放課後プラン事業につきましては、保護者、学校、地域などの理解と協力を得ながら、子どもたちの放課後の活動が、より安全で安心な居場所づくり事業として、放課後スクールと放課後クラブを引き続き運営してまいります。地域の方々とのさらなる御協力を得ながら、学校や保健福祉部局と連携し、上富良野の子どもたちを健全に守り育てる事業として推進してまいります。また、この事業をより円滑にするに当たり、日々、子どもたちのお世話をさせていただく人材の確保に今後とも努めてまいります。

成人・高齢者教育につきましては、成人の方々の自主的なサークル活動への支援と、各種の学習機会の開設などに取り組み、その活動の活性化に努めてまいります。成人女性を対象とした女性学級と、「若く老いよう」を合い言葉にした高齢者対象のいしずえ大学を引き続き開設し、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいつくりと社会参加の促進を図ってまいります。今後も、成人者や高齢者の方々が培った知恵や技能を各種の学習活動や体験活動に生かして伝えていただくなど、積極的ななかかわりの中で、学び合い、支え合う人づくり、まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽・舞台芸術の公演などを、文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。ことしは、町民芸術劇場鑑賞事業として音楽鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、文化教室を開催し、町民の文化芸術にかかる活動を支援してまいります。また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術活動の発表の場として総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、第2次子ども読書推進計画に基づき、子どもがその成長に応じた読書に親しめる環境づくりを目指すために、読書推進活

動に必要な方策を講じてまいります。子どもたちの読書への関心を高めるため、児童書の充実を図るに当たり、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックを作成し、妊婦や乳児期には絵本に触れるきっかけづくりのブックスタートや、乳幼児期で読み聞かせの充実、学童期は、ボランティア団体とともに各小学校に朝読書支援や移動図書活動を継続してまいります。また、読書普及活動などに御協力いただいているボランティア団体への各種研修会への参加など、活動支援も引き続き行ってまいります。今後もさまざまな機会を通して、町民の皆様の御意見、御希望を広く聞き、町民に親しまれる図書館を目指し、取り組んでまいります。

郷土館につきましては、郷土学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料により情報提供をしてまいります。郷土館の開館については、開拓記念館の開館期間に合わせ、昨年度から日曜日を開館し、好評なことから、今年度は祝日も臨時開館し、町民の歴史学習の機会充実と観光客への対応を図ってまいります。郷土館事業としては、指定文化財等郷土歴史を探訪する研修会や郷土館特別展示を総合文化祭に合わせて開催し、多くの町民の皆様に郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるよう、充実に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ基本法に基づき、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、私たちに多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしております。そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進員並びに各スポーツ団体とともに各スポーツ大会を開催するほか、地域や各スポーツ団体との連携を図りながら指導者への支援を行ってまいります。また、スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動の支援にも努めてまいります。スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化に応じて施設の有効利用が図られるよう、スポーツ団体や地域との協議を行い、適正な管理運営を目指します。また、学校の協力のもと、引き続き、学校開放事業を実施してまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の場として、本年度は、公民館並びに社会教育総合センター体育館の屋根外壁塗装や運動公園屋外トイレ整備を実施し、社会教育施設の適正な維持管理を図るとともに、指定管理者や関係団体との連絡を十分に図りながら、多くの町民の方々に利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

「豊かな人づくり」の実現に向けて、教育の果たす役割はますます大きく、とりわけ、たくましく未来を切り開く子どもたちを地域全体で守り育てていくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現を目指し、一つ一つ、施策を全力で取り組んでまいります。町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上で、教育執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開を40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま、町長から、平成26年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成26年度の各会計の予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号平成26年度上富良野町一般会計予算。

平成26年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億8,600万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定によ

り起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款 町税、9億7,099万8,000円。

2 款 地方譲与税、1億1,940万円。

3 款 利子割交付金、130万円。

4 款 配当割交付金、180万円。

5 款 株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6 款 地方消費税交付金、1億3,470万円。

7 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,570万円。

8 款 自動車取得税交付金、910万円。

9 款 地方特例交付金、290万円。

10 款 地方交付税、28億7,300万円。

11 款 交通安全対策特別交付金、176万円。

12 款 分担金及び負担金、8,786万円。

3ページをごらん願います。

13 款 使用料及び手数料、1億3,874万7,000円。

14 款 国庫支出金、8億551万4,000円。

15 款 道支出金、4億3,528万2,000円。

16 款 財産収入、902万6,000円。

17 款 寄附金、1,000円。

18 款 繰入金、5億9,451万2,000円。

19 款 繰越金、6,000万円。

20 款 諸収入、1億8,760万円。

21 款 町債、5億9,650万円。

歳入合計は、70億8,600万円であります。

4ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款 議会費、6,229万円。

2 款 総務費、9億7,118万5,000円。

3 款 民生費、11億7,094万7,000円。

4 款 衛生費、7億6,953万5,000円。

5 款 労働費、69万4,000円。

6 款 農林業費、4億8,224万8,000円。

7 款 商工費、1億7,602万2,000円。

8 款 土木費、10億7,899万7,000円。

5ページをごらん願います。

9 款 教育費、6億6,597万2,000円。

10 款 公債費、7億6,201万5,000円。

11 款 給与費、9億2,609万5,000円。

12 款 予備費、2,000万円。

歳出合計は、70億8,600万円であります。

6ページをお開き願います。

第2表につきましては、債務負担行為を設定する3事業につきまして、期間及び限度額などを記載しております。農業経営基盤強化資金利子補給及び第20号橋架替事業につきましては、それぞれの事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。また、南部地区土砂流出対策事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

7ページをごらん願います。

第3表につきましては、地方債の限度額を延べ14件、5億9,650万円と定め、各項目の利率及びその償還方法などを記載しております。

特に、将来の財政見通しが、昨今の経済情勢などにより不透明でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案及び緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されております臨時財政対策債につきましても、昨年に引き続き所要額を計上しております。

以上で、一般会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長(西村昭教君) 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) 続きまして、議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成26年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,171万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億6,800万円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

9ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、3億6,834万8,000円。

2款国庫支出金、3億1,572万5,000円。

3款療養給付費交付金、4,278万7,000円。

4款前期高齢者交付金、2億8,334万5,000円。

5款道支出金、7,821万1,000円。

6款共同事業交付金、1億5,068万1,000円。

円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億1,978万4,000円。

9款繰越金、2,000円。

10款諸収入、283万5,000円。

歳入合計、13億6,171万9,000円。

10ページをお開きください。

歳出。

1款総務費、4,538万5,000円。

2款保険給付費、8億8,364万4,000円。

3款後期高齢者支援金等、1億6,864万2,000円。

4款前期高齢者納付金等、31万5,000円。

5款介護納付金、6,994万9,000円。

6款共同事業拠出金、1億6,836万2,000円。

7款保健事業費、1,674万円。

8款基金積立金、1,000円。

9款公債費、1,000円。

10款諸支出金、70万3,000円。

11款予備費、797万7,000円。

11ページをお開きください。

歳出合計、13億6,171万9,000円でございます。

続きまして、議案第3号平成26年度上富良野町

後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,368万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、8,851万1,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、4,505万7,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億3,368万2,000円であります。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、83万7,000円。

2款広域連合納付金、1億3,273万3,000円。

3款諸支出金、11万1,000円。

4款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億3,368万2,000円であります。

以上で説明を終わります。

○議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) 続きまして、議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算を、朗読をもって御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成26年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,463万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

16ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し述べます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億4,200万円。

2款分担金及び負担金、184万9,000円。

3款国庫支出金、1億9,431万5000円。

4款道支出金、1億1,785万3,000円。

5款支払基金交付金、2億2,301万2,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億5,274万1,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、286万6,000円。

歳入合計、8億3,463万8,000円であります。

17ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,621万2,000円。

2款保険給付費、7億6,167万8,000円。

3款地域支援事業費、2,564万4,000円。

4款特別給付費、10万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、10万2,000円。

7款予備費、90万1,000円。

歳出合計、8億3,463万8,000円。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) 次に、議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成26年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,876万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は400万円と定める。

19ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入、2億7,937万4,000円。

2款使用料及び手数料、1万4,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、452万円。

5款繰越金、1,460万6,000円。

6款諸収入、25万円。

7款財産収入、1,000円。

歳入合計、2億9,876万6,000円。

20ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、1億6,657万1,000円。

2款サービス事業費、1億2,217万8,000円。

3款基金積立金、1,000円。

4款公債費、973万9,000円。

5款予備費、27万7,000円。

歳出合計、2億9,876万6,000円。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長(西村昭教君) 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) 続きまして、21ページをお開きください。

議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成26年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,846万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

22ページへ参ります。

第1表。第1表につきましては款ごとの予算額のみを申し上げます

歳入歳出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,516万円。

2款繰入金、4,124万5,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、406万3,000円。

5款町債、800万円。

歳入合計は、6,846万9,000円となっております。

23ページへ参ります。

歳出。

1款衛生費、2,603万1,000円。

2款公債費、4,243万7,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計は、6,846万9,000円となっております。

24ページへ参ります。

第2表、地方債。この地方債につきましては、簡易水道事業に伴う地方債につきまして、限度額を800万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法について、記載のとおり定めるものです。

次に25ページ、公共下水道事業へ参ります。

議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成26年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,698万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借り入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

26ページへ参ります。

第1表。第1表につきましては、款ごとの予算額のみを申し上げます。

歳入歳出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、70万9,000円。

2款使用料及び手数料、1億2,854万7,000円。

3款国庫支出金、6,980万円。

4款繰入金、1億5,232万3,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億4,560万円。

歳入合計は、4億9,698万4,000円となっております。

27ページへ参ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、2億4,558万9,000円。

2款公債費、2億5,089万4,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計は、4億9,698万4,000円となっております。

28ページへ参ります。

第2表、地方債。

ここには、公共下水道事業債、一般分として6,660万円、同じく資本費平準化分として7,900万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法について、記載のとおり定めるものです。

次に29ページ、水道事業会計へ参ります。

議案第8号平成26年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成26年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,096戸。

(2)、年間総給水量、75万450立方メートル。

(3)、1日平均給水量、2,056立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,182万2,000円。

第1項営業収益、1億5,092万6,000円。

第2項営業外収益、2,089万6,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,182万2,000円。

第1項営業費用、1億2,985万4,000円。

第2項営業外費用、1,682万4,000円。

第3項特別損失、180万9,000円。

第4項予備費、2,333万5,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,294万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,294万9,000円、減災積立金5,000万円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入、3,300万円。

第1項企業債3,300万円。

支出。

第1款資本的支出、1億594万9,000円。

第1項建設改良費、5,023万8,000円。

第2項企業債償還金、5,571万1,000円。

30ページへ参ります。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

ここには配水管布設工事に係る限度額を3,300万円とするほか、記載のとおり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、3,263万2,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、523万2,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、723万2,000円と定める。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) 次に、議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

31ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成26年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万1,900人、1日平均157人。入院患者、一般病床、年間1万900人、1日平均30人。外来患者、年間3万1,000人、1日平均127人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,500人、1日平均26人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億2,973万5,000円。

第1項医業収益、6億2,321万6,000円。

第2項医業外収益、1億7,221万円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,300万円。

第4項特別利益、140万9,000円。

支出。

第1款病院事業費用、9億5,552万9,000円。

第1項医業費用、7億9,169万5,000円。

第2項医業外費用、257万8,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,384万1,000円。

第4項特別損失、2,740万5,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、2,413万4,000円。

第1項出資金、1,513万4,000円。

第2項補助金、900万円。

支出。

第1款資本的支出、2,413万4,000円。

第1項企業債償還金、1,163万4,000円。

第2項建設改良費、1,250万円。

次のページをお開きください。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、6億3,036万1,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,379万3,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億1,353万5,000円と定める。

以上で説明いたします。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものとしたしたいと思います。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例によりまして概括的範囲とし、1人1回限りとしたしたいと思います。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) ただいま町長から26年度の執行方針が述べられましたが、何点か質問させていただきます。

ことしは学校の耐震とか公共施設の補修改修とか、橋の強靱化、農地の整備とか、どちらかといいますと、ハード面が非常に優先順位が高いのかなど私は考えますけれども、町長としての優先順位おつけになるとしたら、1位、2位、3位ぐらいはどういった項目があるのでしょうか、まずお尋ねしたいと思います。

この中で、継続事業として、2ページでございま

すけれども、東中の基盤整備ですが、取りかかりましたのが大変おくれている上に、また、9年もかかってしまうと、農家の方も負担して、行政もお金をかけて、完了したときには農家の方の体力は持つのかなど心配するところでございますけれども、この短縮する事業計画、少し行政がお金をかけるようにして整備をかかってきたわけですから、どうか、農家が求めていることと完了した場合のときのミスマッチングと言ったらおかしいですけれども、そんなことにならないように、短縮に力を入れていただきたいと思います。

それから、6ページのラベンダーハイツの給食業務の件ですが、私は、むしろ給食業務の委託よりも、ラベンダーハイツのほうが民間委託のほうが先ではないかなど考えたりするのですけれども、町長は、このまま施設を補修しながらずっとやっていかれるおつもりなのか、ちょっと町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、8ページの子どもの支援策が、今年はちょっと新たな支援策が見受けられないのですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定されました、調査も、ニーズを引き出すということですので、そういった中から、何かこの支援策を考えていただくことはできないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、最後の9ページ、鹿の防護柵の設置ですが、これはいろいろ行政も力入れられたと思うのですけれども、了解が得られず、電牧柵の設置、維持管理をするということになっているのですけれども、それとあわせて被害対策実施隊を発足させてということでありますが、この実施隊はどのような構成になるのか、被害者農家の方も入るのか、また猟友会の方、メンバーなんかで取り組まれるのか、また、予算は中山間地帯の中からの猟銃対策費を充てるのか、何かちょっと具体的に見えませんが、どのような組織となるのか、またこれで、鹿がどんどんふえてきていますけれども、鹿の防護柵に、大丈夫なのかと思うのですけれども、この被害対策実施隊というのを、ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

それから、最後の13ページ、快適で楽しく潤いのある暮らしということで、健康あつてのもので、本当に、健康づくり宣言を2月8日にいたしましたので、もう少し具体的に町民のものとなるように、宣言した日を、8日は健康づくりの日という、毎月そういうふうな日にちを決めまして、そして経済白書を送っております、ことしの仕事、各世帯に送っておりますけれども、その一番最後あたりに、健康学習したか、診断をしたかとか、それから、野菜は3

50グラム食べるように努力したかとか、運動量はどうかだったかということ、皆さん、やっぱり、宣言した日を健康づくりの日と定めて、そして、その日は家族で健康について話し合う、きょうは車をやめてなるべく歩くようにしましょうとか語り合うとかという、もう少し具体的な指針を示されたいかがでしようかと思えます。それと、せっかくの健康づくりですので、やっぱり町民が町民のものとしてやっていただくように、参加するような形に持っていきませんか、それと医療費の削減の2割ぐらい効果になるような、そういう目標を定めて、きちんと取り組まれたらいいと思うのですけれども、いかがでしようか。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいま、3番村上議員から執行方針についての御質問、6点ほどあったかと思えますが、お答えさせていただきます。

まず、本年度、平成26年度の予算の事業等の優先順位等についてのお尋ねでございますが、この執行方針の中から、あるいは予算書の中からお読み取りいただいていると思えますが、まず、その優先順位という、順位をつけてということに果たしてなるのかどうかということよりも、優先度が高い低いという判断をさせていただいております。重立ったところを申し上げますと、議員お話しのような、かねてから懸案でありました学校の耐震化、さらには、道路、橋梁等の、なかなか今まで優位な財源が認められなくて積み残しておりました、そういったものを今回の事業で、さらに、健康を増進するためのそういったこと、あるいは社会福祉を充実させるといったようなことに、私といたしましては力点を置いて編成させていただいたというような認識を持っているところでございます。

それから、東中地区において実施しております道営基盤整備事業につきましての期間短縮についてでございますが、これについては、まさしく予算の前倒し確保、これらは、予算がまず前提になればなりませんことと、あわせて、工法等を工夫することによりまして、早速この春から地域の皆さん方と組み立ててまいりたいというふうに考えておりますが、夏期施工等の実施によって事業を前倒しできるというようなことは、もう既に地域の皆さん方、御理解いただいておりますので、そういったことで、なるべく事業期間短縮して、効果の発現を速くしたいというふうに努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ハイツの運営についてお尋ねがございました。ラベンダーハイツについては、現在私の思

いの中におきましては、公設公営を堅持していきたいということ、運営についてはそれを基本とさせていただきますということで現在思っております。ただ、給食業務につきましては、やはりこれは入所者の安心・安全をしっかりと支えていかなければならないということで、きのうの皆さん方の行政報告の中でも、給食が、そういう委託でやることになって、安心・安全が確保されるということを研修なさってきたというふうに報告も受けまして、私も全く同感だなということで、給食についてはそういうことでございまして、総合的な運営については現在の形を踏襲していきたいというふうに今思っているところでございます。

それから、子ども・子育てに対します26年度目玉事業があるのかというふうなお尋ねでございますけれども、子ども・子育て対策につきましては、障がい児教育も含めまして、私としては間断なく取り組みさせていただいているのかなと。まして、来年から御案内のように、子ども・子育て支援事業が新たに制度がスタートいたしますので、ことしは特にその準備について、町としても基本的な考え方を定めていくことがまず必要のかなという認識を持っているところでございます。

それから、鹿の対策についてですが、ちょっと私の認識がはっきりでございませんが、町内でも三、四千万円の被害があるというふうな状況かなというふうに思っておりますが、駆除の実施隊を、過般、委嘱させていただいたところでございますが、22名の方がこのたび支援隊員として御活躍いただくことになっておりますが、これは猟友会の皆さん方に駆除をお願いするというようなことで、その支援策につきましては、議員からお話ありましたような中山間地事業の中で取り組みをしたいということで組み立てているところでございます。

それから、最後にお尋ねいただきました健康づくりについてでございますが、これはもう今さら私が申し上げるまでもなく、もう十数年も前から、本当に現場の皆さん方と町民の意識が少しずつ少しずつ積み重なってきて今日を迎えております。この健康づくりというのは、一朝一夕で何かできるものではないというふうに私は理解しております、それはその時々目標、例えば、今ですと、野菜を1日350グラム食べようとか、そういうテーマを掲げての啓蒙、啓発運動は、これはもう継続的に進めてまいります、何か取り立てて目玉事業をつくってというようなことより、むしろ、地道な活動をしっかりと、特にここ数年前から、かみふっ子健診などを通じて、子どものときからそういう健康意識を家族ともども醸成したいという思いでございまして、こ

れは地味でありますけれども、確実に進めていくということが大事なというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいまの同僚議員のところと若干重複するところもございますが、私のほうからも数点質問させていただきたいと思っております。

まず第1点目、ただいま答弁いただきました健康づくり推進のまちについての取り組みでございます。この間、職員の、また保健師による非常に熱心な取り組みによりまして、さまざまな検診の受診率、それから保健指導といったものは、もう本当にきのうの報告の中にもあるように、道内の1、2を争うすばらしい町にはなっておりますが、そのことが、直接、健康な町につながるということではなく、今、町長申されましたように、町民と一体となって具体的な取り組みというその施策をどのように考えていらっしゃるか、いわゆる健康づくり推進について、目的と手段というものをきちんと明確とされた中で、どのような具体的な予算づけであったりとか取り組み内容について、町民の皆様と足並みをそろえていくやり方をどのように考えているかということ、まず1点御質問したいということと、恒久的な生活支援対策ということを今回掲げていらっしゃるんですが、今まで取り組んでいらっしゃる事業の拡充が大きな軸足になっていらっしゃるということで、もう少し、本当に生活に困窮されている方、老人世帯も含めた中で、それらをどのように網羅をしていきながら、今後、恒久的な生活支援対策の充実を図っていくかということをお伺いしたいと思います。

ちょっとあちこち飛びますが、さまざまなハードの、いわゆる耐震を含めた長寿命化ということを図っておりますが、特に急がれる中においては、私は病院の今後の改築というか、長寿命化なのか、建てかえなのかということ、早い段階で目標を示さないと、非常に建設からの経年も劣化も進んでおりますし、ハードの、設備の劣化も図っておりますので、今後の病院の建物のハードに対する考え方、それとあわせて、今現在、非常に、医師、看護師も満足とは言えませんが、旭川医科大学の御協力も得まして非常にいい環境をつくっておりますが、今後、長中期においての医師、看護師、また、さまざまな療法士等も含め、たそれらの確保の見通しについてお伺いをしたいと思います。また、それらに対する具体策についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

また、観光の考え方でございます。昨日の補正予

算の中でも、同僚議員からも、非常に歩き出したということの評価も得ておりますが、町長自体、この上富良野町の観光の魅力といいたまいますか、それら、何が強みであり、何が弱みであるかという総体的な分析をされながらこの観光事業の推進というもの、何を図っているか、また、さまざまな分野の有機的に組み合わせるといふふうにおっしゃっておりますが、観光分野とそれら以外のいわゆる農業、商工業との、それらの有機的組み合わせの方法というのはいかに考へられているのか。

あわせて、今回、食によるブランドづくりというものを図っておりますが、実際にそれら主体というものは誰を中心に考えていって、当然それには商工会というものが絡んでくると思いますが、それらの関係についての構築はいかに行われておりますでしょうか。

あと、数点ありますが、無線LAN、今回、郡部のほうに設置をされるということでございますが、せっかくでしたら、無線飛ばすのであれば、上富良野町どこにいても無線のWiFiが使えるような環境という幅広い見方によることによって、さらに観光の底上げにもつながるのではないかとこのように考えますが、この点どのようにお考えでいらっしゃるか。

それから、全体的な産業のお話になりますが、この執行方針の中によりますと、若干バランスが偏っているのかなというふうに見受けることができません。基幹産業の一つでもあります農業については、畜産、それから稲作、畑作を含めた中で、非常に網羅をされた予算づけ、また方針が打ち出されておりますが、商工業においては、25年度6月に、いわゆる中小企業法が改正されまして、小規模企業活性化法案というものが国会を通過しております。本当に、我々上富良野町の商店街を織りなす中小零細企業に対する国の手厚い保護の法律が法案化されておりますので、本来であれば、これらについてもっと、商店街の活性化を、活力をつけるような目に見えた施策というのがやはり必要だといふふうにご考へております。商工業、一口に言いましても、物販をしております商業、また、製造しております工業、さらに、加えてサービス、飲食という、非常に複雑な構造をしておりますので、これらをきめ細やかな対応ができる対応というものが必要だと考へます。また、この中において、新しい起業をやるということに対しても、国、また道の有利な条件の補助金や貸付金などというものもありますので、それらも有効に町が活用するような方策というものが見受けられませんが、この辺いかに考へていらっしゃるか。

あと1点、国保会計のほうにもなりますが、本来

ならば、この国保会計、やはりしっかりと基盤を整備した中でやっていくということが大切であります。さまざまな、高齢化であったりとか、それから支える若年の層が減っている、さらには医療の高度化などということも十分私も理解はできますが、やはり前回、平成23年度に改定したときの、そこが若干甘かったというふうに私は考えておりますので、今回の26年度会計について、責任を持った対応がどのようにとられるかということを最後にお聞きます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の、執行方針に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず、健康づくりについての御質問ですが、先ほど村上議員にもお答えさせていただきましたが、私といたしましては、健康づくりというものはやはり町民の皆さんお一人お一人が健康に対する認識をしっかりと持っていただくような、そういう環境整備を町が率先して行い、そして、それらに対する具体的な取り組みについてサポートしていくということが相まってなされることによって、確実に健康は推進されていくというような基本的な認識を持っております。そして、都度都度、そういうかわりを持つ中から課題というものが必ず生まれてくると思います。その時々生まれてくる、あるいは予測される課題について、しっかりとその分析なり見通しを持って、それらに適切に対応していく、そういう町としての姿勢が、これからもこの宣言を契機にさらに充実させていくということを、まずしっかりと再構築するというに私は力点を置いていくべきだというふうに考えております。

それから、社会福祉に対します恒久的支援についての御質問でございますが、今回、予算を通じて恒久策をお示しさせていただいておりますが、私は、さらに、町民の皆さん方がどういう暮らしの実態であるかということ、こういう施策を通じてしっかりと捉えていって、そして、町民の暮らしをしっかりと支えている仕組みづくりになっているかどうかということを検証しながら、今回のこの恒久策が、これが全てではなくて、不足するところ、あるいは足りているところをしっかりと見きわめて、さらにそのすそ野が広がるような恒久策を目指してまいりたいというふうに考えております。

それから、病院のハードについての御質問もございました。病院については、常に病院の現場と院長等を通じまして思いを共有しているところでございますが、病院現場におきましての現在の声といたしましては、ハードを整備して、平たく言えば、新し

くして病院を整備していくことを望んでいるという状況ではございません。現場としては、現在の姿で病院経営をしていくことで了解してくれているというふうに理解しているということでございます。ただ、経年変化で非常に劣化していることは、これは事実でございますので、行く行くは、執行方針の中でも述べさせていただきましても、これがずっと将来先も存続していくということは、これは不可能でございます、当然。いつの時点かで、やはり病院のあり方も含めて、どのようにハード整備をしていくかということは、これは研究していくテーマとしてなるということは認識をしているところでございまして、現在は機能を維持していくということで、延命にしっかりと取り組んでいくことが、今、目先の対応かなというふうに考えております。この将来と分けて、やはり整理していくべきだというふうに考えております。

また、ドクターを初め看護師、介護士、それらの人材確保については、常に、現在もあらゆる手法を通じて人材の確保に努めておりますが、まず基本的なドクターの確保につきましては、旭川医科大学と今日までしっかりと築き上げてきた信頼関係、そういったものを基軸に、高度な住民の医療にサービスが提供できるような、そういう仕組みを、これからも今までの関係をしっかりと大事にして、医師の確保を含めた人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、観光行政についてでございますけれども、観光行政は、何度も申し上げておりますけれども、観光が町の大きな将来の柱になっていくということは共通の理解をいただいているかなというふうに思っております。とりわけ、本町のこのロケーションの、やはり十勝岳を背景とした、自然豊かな、さらに、豊かな食資源に恵まれている、これがやはり最大の私は上富良野の優越した部分かなというふうに考えておまして、これを生かすことが上富良野の観光振興の大きな柱になるであろうし、柱にしていきたいというふうに考えているところでございます。その中から、さまざまな食を生かした観光客を誘致するような商品開発、あるいは新たな観光目玉の開発、そういったものは、まだまだ可能性を秘めた余地がたくさんあるというふうに思っております。私の思いといたしまして、今までそういう資源をたくさん持ち合わせていたにもかかわらず、残念ながら、いろいろ異業種、あるいは同業種間の中でもネットワーク、そういったものがどうもいまいち盛り上がりがなかったと申しましょうか、一体感が作り得なかったということで、まず、人と人とのつながり、あるいは、さまざまな住民の皆

さん方のまずつながりを強めることによって、人材アカデミーの中でも、もう既にそういう動きが出ておりますけれども、お互いがお互いを知らなかったという部分があったということが今回見えてきましたので、そういった部分について、若い人の活力をさらに期待しながら、観光の振興をさらに図っていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、高速通信網の整備についての御質問がございましたけれども、W i F i の活用というものは、非常に今、観光地等を中心に普及しているという実態は承知しておりますが、まずは、町といたしまして、そういった、将来それをさらに利活用していくということは次の課題といたしまして、今、まずは町内全域が高速通信の活用できる環境をつくるということに傾注しているところでございます。

それから、今回の予算を通じて、それぞれ町の産業が幾つかの柱から成り立っているわけでございますが、そのバランスについてのお尋ねがございましたけれども、これは、その時々々の政策課題、町が今直面している、村上議員にも優先順位等でも多少触れましたけれども、今何を指すべきか、今何を強くしておかなければならないか、今何を将来に備えて準備しておかなければならないかというようなことを、予算とにらみ合わせて、やはり薄く広くというときもあるでしょうし、厚く狭くというときもあるでしょうし、今はそういう、常に行政の運営というのはフレキシブルであるべきものだというふうに考えておまして、そういうめり張りをその流れの中の今、一事象が表れているということで、これがずっと固定化していくということでもありませんし、そのバランス感覚というのは常に頭の中に置きながら予算編成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、国保についてもお尋ねいただきました。平成23年に定めさせていただきました今の体系が、間違っていたか間違っていないかという論評は、私自身はする立場にございませんが、しかし、その時々、議会も含めて、多くの皆さん方からの御意見を集約し、私どもの思いを述べた中で、そういう形で取り進めようということで、私は、町民一体となった姿でこの3年間取り進めさせていただいてきたというふうに思っております。ただ、その過程の中で、きょうまでいろいろ説明させていただいてきている中でも何度も申し上げておりますけれども、高齢化のみならず、高度医療の進展等によりまして、医療が高度化しているがゆえに高額医療が非常に想定を超えて出現してきているということで、これは、見方を変えれば、町民の皆さん方が少しで

も健康寿命を、健康を取り戻す機会が逆にふえてきたということで、それはやはり健康上は私は望ましいことだと。ただ、保険の運営ということになると、これはまたちょっと切り口が違いますので、その辺の見通しは非常に困難だという実態もありますけれども、このたび新たな税率を置かせていただきたいということで御提案申し上げますけれども、やはり負担感を極力持たれないように、しかも、経営を安定させていくという両にらみでございまして、この辺はなかなか、特に、医療について将来を見通すということの難しさも御理解いただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、安心して医療を受けられる体制をつくるということが大前提でございまして、それらについてはしっかり取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育執行方針に質問ありますか。ないですか。（発言する者あり）

町長、再答弁。

○町長（向山富夫君） 失礼いたしました、答弁が漏れていた部分があったようでございます。

金子議員の御質問にお答えいたしますが、新しく起こす起業についての御質問がございました。この起業につきましては、私どもが、町が、いろいろな制度を活用して、こういうものもありますよ、こういう事業もありますよという、私どもが何か具体的に示して取り組みませんかということは、これはちょっとそういう立場にはないかなというふうに思います。ただ、いろいろ、起業を志していこうということに背中を押したり、あるいは情報を提供したりそういうことは、私どもが情報を収集できる範疇において、それはお手伝いをさせていただくことはやぶさかではございませんし、私としては、やはり商工業を営まれている方々、金子議員からも御質問にありましたけれども、さまざまな業種がある中で、どうやってバランスをとるかということも一方ではありますけれども、ぜひ、いろいろな、みずから思うことを、商工会さんなりいろいろな場面を通じて私どもに発信してほしいと。今、私の率直な思いとしては、なかなか発信されてこないなというふうな印象を持っています。そのあたりが少し、熱い思いが伝わってくれば、私どももそれにお応えできるような、そして、そこから新しい業が生まれるようなことにつながっていくと思っておりますので、ぜひこれは、お互いに高め合っていくことが必要だと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育執行方針にありますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 教育執行方針について、1点だけお伺いします。

現在、上富良野高校に対する支援策というのは非常に官民合わせて機運が高まっておりますし、また、我が町にとっても大事な高校であるということをも私も認識しているところであります。一方、やはりそうは言いながらも、町外の公立、私立を含めた高校、並びに、また違うそういった勉強する場所に進みたいというお子さんたちもいるのも事実でございます。やはり教育の受ける平等さというところから、観点から考えますと、こういうお子さんたちを持つ家庭に対して、あげる補助ではなく、奨学金のような形で、使いやすいようなもの、やはり優秀な人材を、上富良野町の町民であって、よそで勉強してきて、また上富良野にフィードバックをしてもらうためにも、そういった使いやすいような奨学金制度のようなものを考えていくようなものを盛り込まれてはいいのですけれども、そういう考えというのはどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。現在、上富良野高校に対しては、御存じのとおり就学支援金という形で月5,000円の支援をさせていただいているところであります。その範疇を広げるという部分でありますけれども、現在のところは、そのような施策は考えていないところでありますが、高校という形ではなく、その生活実態、賃金レベルといいますか、家庭の所得に応じた対応については、小学校、中学校において、それぞれ生活支援という形で対応をさせていただいております。御質問の件については、就学資金というよりは奨学金という制度的なお話だったと思いますけれども、こちらについては、最近、我々の世代であれば、成績が優秀、なおかつ学校、家庭の所得に応じて奨学金制度と、非常に厳格な運用がされておりました。現在においては、それら奨学金制度は非常に枠が広がってきたといえますか、所得の部分で高額所得を得ている方においても、一定の利息を、利息は高くなりますけれども、そういう形で奨学金をもらうことができるだとか、いわゆる奨学金をもらおうと思っても、もらいやすい環境、無償ではないですけれども、なっておりますので、それに対して町のほうで積極的にその部分に踏み込むような考え方は、現在のところ持っていないところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 他に質問。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 先ほど、町長の町政執行方針にありましたように、町内小規模事業者は依然として厳しい経営状況にあると。本当に私が認識している旧国道沿いの商店街、物販を主としている商店街は、本当に依然として厳しい経営状況にあると思います。そこで、それらを含めた活性化と、コンパクトシティによる町の活性化についてお伺いしたいと思います。

私たちの町は、農畜産業は当町の基幹産業であるということは実情であり、自衛隊、農業、商工業が町を構成している3本柱であることもわかります。そこで、町の顔といいますと、やはり商店街だと私は思っております。旭川の旭山動物園が何ぼすばらしい動物園でも、旭川の顔は旭山動物園だとは言わないと思っております。やはり旭川駅において、あの商店街、あそこが旭川の顔だという私は認識を持っておるところでございます。そこで、やっぱり中心街の活性化は、中心地にぎわいを戻すことだと思います。中心部に人口を集約させるコンパクトシティが必要だと思っております。中心街は医療と職場と住居、この医、職、住の接近化によって、歩いて暮らせるまちづくりを進め、高齢者や子育て世代、障がい者が住みよい環境を整備することが必要だと思っております。町なかに人口を増加させ、その目標に、公住や高齢者向け住宅、また福祉施設を中心街に集中させることも必要であると思います。また、今、政府は、人口減少や高齢化が進む地方市町村で、住宅や公共施設を中心街に集めるコンパクトシティ構想を全国で推進するため、本格的な自治体支援に乗り出すことを決めようとしております。この構想は、住居誘導区域を設定し、容積率の緩和や郊外での建設抑制などを通じて町の機能を集約、郊外から移り住んでもらえるように促し、衰退した中心部を便利で活気ある町に再生する狙いと、自治体財政が厳しさを増す中、インフラ整備の効率化を図る狙いもあるようであります。2040年代には、町の人口も8,000人台になるという予想もされております。そこで、やはり、コンパクトシティ構想による町の活性化を図ることも、未来を見据えたまちづくりとして必要ではないかと思っておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番長谷川議員の、まちづくりの考え方についての御質問にお答えさせていただきます。

議員からいろいろ御提言ありました、コンパクトシティというような、国が提唱していることも承知もしております。私の上富良野のまちづくりに対し

まず認識といたしましては、やはり商店街が商店街として活性化していただくことは当然望んでいところでございまして、これはもうそういう方向づけに取り組みをすることは非常に重要だということはおっしゃるとおりだと思います。

そういう中で、当町の、私が就任させていただく前からの、例えば駅前の活性化事業だとか、いろいろな取り組みの足跡も少し見させていただいてきております。ただ、将来の人口推計からいって、非常に人口が減っていくという事実、これは、ある意味、避けられないのかなという思いもあります。ただ、上富良野の町の今の姿の中で、私は、今の段階は、この30年、40年先を見てということになると非常にまだハードルが高いのですけれども、今のこの町の人口分布、こういった広がりがある程度あるということも、これは町の活力の、一方では大きな力になっていると思います。商業活動をする場所としてのこの集約化、これはやはり大いに検討する価値もあるでしょうし、集約化することによってにぎわいも戻ってくるでしょうし、それと、住を、住む環境とそこでどうやって融合させるかということになると、これはまた、例えば高齢者等を想定して、その近くに居住するということは、これは非常に機能的でいいと思います。しかし、一方では、若い世代の人たちは、やはりそういう商業、買い物をしたりする場所と住む場所、これは切り分けて生活をしたいというのが若い人たちの世代の状況かなということで、この上富良野の町の規模として、そういうコンパクトシティを今形成していくような方向へ向かうべき状況かどうかということは、これはもう少し私も勉強しなければなりませんし、町民の皆さん方といろいろ意見を交換した中で、さまざまなことがその中に含まれておりますので、ただ、にぎわいづくりだけということで判断できない要素がいっぱいありますので、それは、行政を効率だけで判断するのは非常によろしくないかもしれませんが、一方では、遠く離れて暮らしておられる方々が便利のいいところに出てこられるという誘導策も、これはやっぱり今の時代、必要だろうと思いますけれども、そういう面からの切り口は今あると思いますので、長谷川議員からお尋ねのような、一気にコンパクトシティということには、まだちょっと、今、思いが至らないのかなという状況でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） では、質問をさせていただきます。

まず、2ページに書いてある老朽化している建

物、施設などの公共施設の補改修について、先般、全員協議会で、教育長のほうからも説明受けたのですが、すけれども、運動公園のトイレを改修するというこの点のお話を、予算のときに質問すれば教育長がまた答弁されるということで、きょうは町長の考え方をお聞きしたいということで質問させていただきます。

まず最初に言っておきますと、古くなったのを、場所を変えて、それも目のつきやすいところに前に出してきて建てていただけるというのは、非常にうれしいというふうに町民も思っていると思います。私が言っているのは、古い建家をその場で改修して、どうしようもないから入り口1個だと、これはやむを得ないと思うのですよ。ただ、新しいところにつくるのだったら、やはり入り口は二つにしたほうがいいだろうと。全部、ちょっと修正を言われまされたけれども、まだ、修正の図面はどのようになるのか正規でもらっていませんので、どのようになるかわかりませんので同じような話をしますけれども、やはり防犯上もよくないし、やはり一番問題は、女性の羞恥心、恥ずかしくなって入っていけないという方が多いです。私も全員協議会の後でいろいろ町民の皆さんにお話を聞いたのですけれども、10人が10人、全員やっぱり、入り口は別のほうがいいということでございました。やはりそういう女性の羞恥心だとか、そういった防犯を考えても、どうせせっかくつくるのだったら、もう少し予算がふえるかもしれませんが、将来に禍根を残さないためにも、あれはもう少ししっかりと入り口を二つに、このようにするのだとお話をしっかりあれば示していただきたいなというふうに思っています。実際にどのように取りつけるのだということを先般言われましたけれども、それ、まだわからないのですよね、図面が何も、どのようにするかわからないから。それを教えていただきたいというのが2ページのお話でございます。

次は、10ページの観光振興でございます。議長も、先ほども、他の議員に対する答弁等も聞いておりますと非常にわかります。とりわけ、集中力の向上というふうなことを部長が言われて、先ほどの他の議員の答弁では、やっぱり景観であるということは私は一番いいと。ここにも書いてあるように優位性もあるというふうに言われていますよね。私も全くそのとおりであります。上富良野の観光地は、ラベンダーで売る、あるいは温泉で売る、後藤美術館の芸術で売るとか、いろいろありますけれども、やはり私は景観であろうというふうに思っております。その景観というのは、やっぱり強烈なスローガンだとかキャッチフレーズを出す必要があるだろう

というふうに思っています。私はよそから来た人間でございますけれども、だからかえってわかると思うのですけれども、私の考えは、あれはキャッチフレーズは「青い山脈」だと思っております。戦後はやった歌がありますよね、藤山一郎さんが歌って。NHKのベスト200という昭和の歌謡曲やったときも、第1位になった歌でございます。この歌の3番目に、旅路の果てのその果ての青い山脈という歌詞がありますよね。これはまさしく、私は、この2,000メートル級前後の山々が連なっているこの十勝岳連峰であろうというふうに思っている。特に3番目のこのところですね。上富良野出身の方々の郷愁を誘うだけではなくて、この歌を聞いて日本人の心の中の郷愁というものを誘うためにも、「あの山は青い山脈だ」というようなキャッチフレーズを出してやれば、人があふれ過ぎて困るのではないかなというぐらいでいいと思うのです。やっぱりこういった強烈なキャッチフレーズで、強烈かどうかわかりませんが、私は「青い山脈」もいいかと思いますが、町長は何か強烈なそういうもの考えておるのであれば、そのお話を聞きたいなというふうに思っております。

次は、そのページの横で11ページでございますけれども、除排雪のお話が載っております。町長も非常に課題を確認されているということで、今後、対策を講じていくということで、非常に心強く、安心しておるわけでございますけれども、本当に今、二間道路の、そんなものではなくて、もっと広いところの除雪も非常に悪いなというふうに思っております。これもまた町民の方々も、非常に悪くなったなということしか言いません。除雪がよくなったと言う方は誰もおられません。今までに確認されている課題ということをおっしゃるので、課題をつかんでおられると思いますので、まことに恐縮でございますけれども、どういう課題を今つかんでおられるのか、お聞きしたいなというふうに思っております。

続きまして、17ページの上富良野駐屯地の話でございます。町長はいろいろな方に聞くと、本当に全国で一番頑張っておられる方だと、上富良野駐屯地の維持についてですね、ということをお聞きしております。その町長にお尋ねするのも非常にあれなのですけれども、我々は一般町民としてわからないところがございまして。どういったところだけ、言える範囲で、わかっている話を聞きたいなと。特に現状維持というのは過去に何回も聞いておりますけれども、さらなる拡充というところに、町長がどういった情報を持っておられて、これだけは俺は言えるのだというところがございましたら、

我々に教えていただければ、我々も町民に聞かれたら言えるということだというふうに思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩に入ります。
再開は1時15分といたします。

午後	0時06分	休憩
午後	1時15分	再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中、11番今村辰義君の質問がございました。それについて答弁を求めます。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の、執行方針に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず、順を追ってお答えさせていただきますが、最初、富原の運動公園に新設いたしますトイレ等についての構造等についての御質問がございました。この公園のトイレを設置するに当たりまして、私が教育委員会にお願い申し上げましたのは、まず、現在サッカー場に隣接するところにあるトイレ、それから、今回新たに設置するトイレ、それから、あの一体のサッカー場やテニスコート、さらに野球場を含めた年間の利用の動向を見きわめて、効率的に活用されるように設置をするようにということで私のほうから述べたところでございます。議員が、その構造、構造と申しましうか、男女のトイレの区切り方とか、そういう部分については私は意見を申し上げておりませんが、今回のこの執行方針の質疑でございますので、どこまでお答えすればいいのかということはおそらく判断できかねますけれども、必要であれば、教育委員会のほうからその部分についてはお答えさせていただきます。

それから、2点目にお尋ねいただきました、十勝岳を売りとする観光振興についてでございますけれども、私の認識としては、もう既に十勝岳というネームバリューは、これは十分浸透しているのかなと。ただ、私がきょうまでの経験上申し上げますと、十勝岳だけでは、やはり商売にならないと申しましようか、なかなか、それが観光を引っ張っていく牽引力としてはまだ弱いというようなことで、当然、そこに付随いたします温泉だとか、あるいは、この上富良野のなだらかな丘陵地帯のロケーションだとか、そして、さらに食だとかおもてなし、あるいは、さまざまな、そこに重層的に重なってくるものがあって初めて十勝岳という存在が生きてくるのかなということで、あえて十勝岳のPRポイントと

申し上げますと、私としては、四季それぞれ、四季折々を楽しんでいただける山ということが、私が本州なんかへ行ってアピールするときの、いつも定番の申し上げている言葉かなというふうに考えているところでございます。そういうようなさまざまな要素を組み合わせて、十勝岳をさらに際立たせて生かしていきたいということで考えているところでございます。

それから、除排雪に対する課題についても御質問いただきました。いろいろ、住民の方々から、丁寧でない、あるいは、雪が残っている、あるいは、十分な幅員が確保されていないなど、苦情もいただいておりますし、私どもとしても課題であるという思いを持っております。直営でやっておりました時代と大きく違うのは、やはりオペレーターの習熟度が違うということに私は尽きるところです。民間にお願いするようになってから、それがずっと課題となっております。現在も、それはまだ解消されたというふうには理解もしておりません。大変住民の皆さん方には御不便をする場面もあろうかと思えますけれども、仕事をしてきている業者の方々も、恐らく一生懸命してくれているというふうに思います。だんだん習熟度も上がってくると思いますが、ただ時間を待たばいいということではありませんので、パトロール等を入念にこまめに行き、そういうような箇所が散見されれば、改善されるようなそういうことで対応して、そして習熟度が上がってくると期待するというようなことで取り組むべきかなというふうに考えているところでございます。

それから、もう1点お尋ねありました、上富良野駐屯地の現状、規模についての私としての見解と申しましょうか、見直しについて申し上げますと、細部にわたって情報をいただいているわけではございませんが、昨年の暮れの防衛計画の大綱並びに中期防衛力の整備計画等の中から読み取れることといたしまして、今、防衛省のほうでは、特に陸上自衛隊の定員については現状を維持するというふうなことでうたわれております。さらに、一番大きな要素といたしまして、まず、上富良野の部隊を中心に申し上げますが、戦車、火砲については、本州にある戦車、火砲は一部九州に、ほかは全部北海道に集約するということは、これは明確にうたわれております。そういったことで、上富良野の部隊の構成上、大きく心配が予想されるわけでございますけれども、現在のところ、戦車連隊について一個中隊が改編されるということは既に決まっているところでございますけれども、現状の戦車、火砲が一気に、中規模では、別表の中で戦車は300両、砲は300門にというようなことで出ておりますけれども、一気にされる

ということではございませんので、そういうような目標を定めたということでございますが、いずれにしろ、影響が及ぶというようなことは想定しております。そういう中から、防衛省の計画担当あるいは内局のほうからお聞きしている限りでは、全国を通じて陸上自衛隊の演習環境が北海道が極めていいということで、南西諸島に展開する機動的展開というふうは今表現しておりますけれども、しかしながら、南西諸島のほうに部隊展開は想定しておりますけれども、やはり錬成をするのは北海道だということで、これはきちんと文言でうたわれております。そういった中で、そういう演習に対応できる場所とは申しますと、これは、そのプロでございまして今村議員がおわかりのとおり、北大演習場、あるいは矢白別演習場、そのほか、然別、あるいは上富良野以外に訓練をするような条件を備えたところはないし、そのような位置づけをされているというふうに伺っております。とりわけ、演習場につきましては、拡張に向けて防衛省内部でも具体的に計画を立てるような状況が生まれてきているというふうに伺っております。この部分については大いに期待をしているところでございまして、それに伴って防衛省のほうから伺っているのは、全国から演習に北海道へ向かうことになると、伴って、演習を支える仕組みがそれぞれの地域に必要なということで、その部分については上富良野も非常に注目をされておりますよというふうにお話を伺っております。ですから、今の特科と火砲、特科と戦車を中心とする部隊から、ミサイルはそのままというふうに聞いておりますので、そういうような、部隊の仕組みが変わっていく可能性は十分ありますが、規模として、ボリュームとして変わることはまずないということでお話しいただいておりますので、その辺は、しかしながら、執行方針でも申し上げましたように、要望運動はしっかりと行っていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番今村議員からの御質問いただきました、運動公園のトイレ整備についてであります。全員協議会のときにお話ししていたのですけれども、若干変更したいということで、お話をしていました。それで、平面図で言いますと、ちょっとイメージしていただきたいのですけれども、多目的トイレ、大便所、小便というふうな左側から並んでいたかと思うのですけれども、多目的トイレと大便器の間に横面、面が一緒になっていたところに壁を入れることが可能ですので、とりあえずそこに壁を入れて対応を図っていききたいと、そん

なふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。（発言する者あり）

教育関係で質問があれば。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 全般のお話なのですけれども、新学習指導要領のお話なのですよ。道徳という言葉が2カ所出てきて、それらを押さえて考えておられるよという要素もあるのでございますけれども、新学習指導要領をしたら、その道徳を教育するというだけではなくて、国歌「君が代」を歌えるようにする、今までは教えないというところは歌えるようにしなさいというようになったとか、あるいは、武道は中学校では必須科目にしてやったと、それぞれ、歴史と伝統を重んじるとか、いろいろ目標があるわけですね。あるいは、お父さん、お母さんを大事にしなさいとか、そういう日本人古来の伝統をまた身につけさせようと、そういったところで、新学習指導要領の目的というのは確立されて出てきたと思うのですけれども、それらの文言が出てこないのですよね、この教育執行方針には。先ほど言ったように、道徳という言葉は出てきておりますので、あと、そういったところがなぜ抜け落ちているのか、何か理由があると思いますので、その理由を教えていただきたいなと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番今村議員の御質問でありますけれども、いわゆる国歌の「君が代」等の文言が入っていないのではないかというお話でございます。その理由については、基本的に、新学習指導要領の中でそれらのことは当然のように記されておりますし、今村議員がお話にあったようにしっかりと国歌が子どもたちが歌えることというのは、これは当然学校のほうで教科指導をしているところでもあります。極めて普通の、特別に歌わなくても、通常の形で授業として、しっかりとその部分については対応させていただいているということで、あえて特別なものとしてこちらのほうには載せていないところでもあります。非常に、国歌の指導、斉唱できることについての指導については、道議会の中でもいろいろと議論がされているところでもありますけれども、本町においては、しっかりと子どもたちが大きな声で歌えるように、改めて、校長を通して、私のほうから、通常の指導の中でお話をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございません

か。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、予算委員会もありますので限られた部分で質問させていただきます。今議会の予算編成の中では、地域元気づくり交付金等々を入れながら総体的な予算を組むという形になってきております。そうしますと、一定部分の財源が、やはり、本来町が持ち出すべきものが、余ってくるということにはなりませんけれども、余剰財源ができるという形になってきている部分が見受けられます。そういうものを使った地域の活性化、あるいは、ソフトの部分での財源を充当するということが今求められてきているというふうに考えております。そういう意味では、今回行われようとしている国保税の引き上げ、こういったものについては、私は財政の基金の取り崩しなどを行いながら、やはり今回の年金の引き下げや諸物価の高騰の中で暮らしが大変なところにいるという状況の中では、大きな痛手を受けるというのが加入者の実態ではないかというふうに思いますので、繰り入れなどを行った負担軽減を行うべきだと思いますが、この点、どのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

二つ目には、地域の健康ということで、まちづくり宣言を行いました。そうしますと、これから従来の計画に基づいて、どう精度を高めるかということが基本的な考えになってくるかというふうに思います。今、26年度の行財政改革の中では人件費の抑制をうたっていますが、健康なまちづくり宣言をしたということであれば、さらに精度を高めるためにも、従来の健康づくりのところに課長を配しておりましたが、やはりこれをなくしたという状況が見受けられますが、健康なまちづくりを推進するというのであれば、ここに課長職を配置して一層充実に努めるべきではないかというふうに思います。この点どのような考えなのか、お伺いいたします。

次に、産業だとか観光等については、空き店舗等が目立って、非常に元気のない町になっているというのが現状であります。これについては同僚議員等の発言もありましたが、改めてお聞きしたいのは、そういった集約化に向けた対策がどうしても必要だというふうに思いますので、この点どのように考えておられるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

さらに、産業、観光も含めて、私は再生を合い言葉にしたまちづくりをもっと進めるべきでないかというふうに考えます。全般的な町長の執行方針においても、迫力のある切り込んだそういった政策の転換というのは、なかなか見受けられないというふう

に考えておりますので、そういう意味では、従来の特産品を見直したり、地場産品の開発を行っている人もいますので、やはりそういう人たちとネットワークをつくりながら、協議会もつくりながら、上富良野町の再生を合い言葉に、新たな上富良野町を売り込む手段を具体的にどうするのかという展望を示す時期だというふうに思いますので、この点お伺いいたします。

さらに、あわせて、再生可能なエネルギーということでは、補助金等を使った太陽光パネルの設置だとか、いろいろありますが、では、上富良野町で何を再生可能エネルギーとして町として売り出すのかというところが、指針はつくったけれども、具体的にどう歩き出すのかというところがなかなか見えてこないという現状もあります。そういう意味では、やはり上富良野町の観光、いわゆる景観、あるいは、それぞれ持っている資源を生かした再生可能なエネルギーの、やっぱり特筆すべきまちづくりというのを積極的に売り出すべきだというふうに思いますので、これらもあわせて、町の、町長の見解を伺っていきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、執行方針に対する御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、予算編成総体におきます地域元気交付金等の活用によります今回のインフラ、とりわけ、学校、道路、橋梁等に集中いたします予算配分についての御質問でございますが、これはもう申し上げるまでもなく、財政に余力があって取り組むというものではございませんので、何度も申し上げておりますけれども、懸案であって財源のめどがないゆえに、今日までなかなか手をつけてこれなかった課題の事業、あるいは、喫緊の対応を迫られております学校の整備、耐震化、そういったものに、こういった国の補正予算等に起因する財源の捻出をすることができたことによる対応だということでございまして、財源の余裕があつてする、取り組むというようなことではなくて、むしろ、私は将来を先食いしてしまったと、前倒しで執行してしまったという感を強く持っております、それぞれ、課長会議等を通じて、この、今取り組めたことが、将来大きく財政が収縮するという、国も含めてそういうようなことが先にあるのだよというようなことで、しっかりとその辺は認識して、これからの予算編成あるいは予算執行に当たりましょうということで、思いを共有しているところでございまして、他に振り向けるような余裕があるがゆえに、こういう予算編成になったということではないということをお理解をいただきたいと思います。

それから、健康づくりについてでございますが、これはもう皆さん、大体、思いは共有できていると思っております、その中で、町の全体の行財政改革の中で人件費を抑制しようという意図を持った行財政改革に取り組んでいるという認識は私はございません。効率的な行政運営ということは、これはもう普遍のものでございますけれども、それだけは御理解いただきたいと思っております。さらに、従来、健康の担当課長を配しておりましたけれども、そういう立場の、立ち位置の職員を配するということは、私は全然否定もしておりませんし、むしろ、そういう形が望ましいなということは今でも思っております。ただ、やはりそれなりの知識なり経験を積んだ者がそういった任に当たるといことが望ましいというふうに思っております、そういう時期を迎えたときには、米沢議員からお尋ねのありましたような仕組みは整えることはしたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、空き店舗対策等についての、さらには中心市街地の活性化につながるのかなと思っておりますが、それらについて、私どもは行政としてできる領域と、あるいは個々の事業者、あるいは事業者等のそういう組織から提言を受けたり発信をしていただいたりという、そういったものが重なって初めて具体的に住民の皆さん方に見える形で事業展開ができるのかなということを常々申し上げておりますけれども、そういうような環境がつけられるような環境づくりのための準備というのは常々してございまして、私は、徐々にそういう機運はできてきているということで、平成26年度においてはさらに進めて、そういうことが今度は具体的に空き店舗対策も含めて活性化につながるような事業展開になるように、私のほうも積極的に中へ入っていくように心がけてまいりたいと考えております。

それから、産業再生への取り組み等について総括的に御質問いただきました。私といたしましては、観光振興を大きな一つの柱として、そこに派生いたしますさまざまな業種間の連携、あるいは振興策、そういったもの、さらには農業も含めました高付加価値化も含めて、町の産業全体の活性化には資するというふうに考えてございまして、表現の仕方が米沢議員の胸に響いたかどうかは別といたしまして、私としては、思いを十分に配した、今回、執行方針にさせていただいたというふうに考えているところでございます。

それから、再生可能エネルギーについての御質問もいただきましたが、この地域由来の再生可能エネルギー等の賦存量がどれぐらいあるのか、あるいは、こういったものが再生可能エネルギーとして利

活用できるかということは、私ども行政のノウハウ、知識では、到底及ばないところでございまして、今、富良野広域といたしまして、北海道総研をアドバイザーとして、さらには上富良野町独自といたしまして北海道工業大学さんと連携協定を結んでおりまして、そういう中から、上富良野由来のエネルギーを開発できるか、あるいは見出せるかということ、具体的に私どもとして御提言させていただいておりますので、そういった専門家の御指導をいただきながら、上富良野に由来する再生可能エネルギーが見出せないか、それは私も少し前のめりになってお伝えしておりますので、何とかいいものを見出せるように頑張ってお返しをまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 26年度の町政執行方針について、あらゆる町民との、合議制による町民の声と、そしてその連携、そして、ことしにおいては実行の決議が感じられたと思いましたが、14ページの、今年度超高速ブロードバンド整備事業に約2億4,000万円近くを見込んでおられますけれども、以前に町長になられたときに、隅々にまで光が届くというような言葉が印象的だったのですが、まさにそれがことし実行されるのかなというふうに思いました。どんどん進めていただきたいなというふうには思っているところだったのですけれども、この利活用を促進されまして、どのようなことを、買い物弱者もありますし、また、介護関係、保健福祉関係でも利用が、いろいろな面で活用されているという情報もありますので、今後、その辺についてどういうお考えでいるのかというのがまず一つ。

それと、自治基本条例だとか第5次総合計画に基づいて協働のまちづくりの提言をして、まちづくりとしての環境をつくっていくのだというふうにおっしゃってございました。最後に、22ページの「新しい価値観を創造するために」という言葉がございませぬ。この言葉は、すごく私、重いなというふうに感じました。町長として、これから教育委員長さんが、国の施策で、今後、教育長に兼任するというような形もございませぬし、そこら辺も踏まえて、町長と教育関係のそういう結びつき、新しい感覚を町政に結びつけていくということに関してどのようにお考えかということが二つ目。

それから、2ページの「自主財源で大きな伸びは見込めず」とありますけれども、いわゆる町税をふやしていくために、私は今回の一般質問で考えて言

いますけれども、ふるさと納税がすごく有効ではないかなというふうに考えているのですけれども、これについて町長さんのお考えを、軽くでもいいのですけれども、教えていただければというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の、執行方針に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず、町民の声あるいは町民の思いを集約して、それを行政運営の大きな力にしていきたいということが大前提でございます。私、特に昨年ぐらいから、町長と語ろう会とか、あるいは、いろいろな組織の方々や意見交換をさせていただいたり、ことしに入りましてからは、初めて住民会の皆さん方と町長と語ろうをさせていただいたり、本当に、飛び込んでいくと、思いもかけない皆さん方の熱い思いをお聞きすることができまして、そういう力をいただきながらまちづくりをしていきたいなということを、まず最初に申し上げたいと思います。

それから、高速通信網の整備の高度活用ですね、これは私もちょっと専門的な知識は持ち合わせておりませぬけれども、私も素人ながら、まずそれを活用した個々の、いろいろの情報収集したり、特に農業者や商業者の方々にはネット販売と言うのですか、そういったものとか、観光情報を提供するとかということで、それぞれ御自身が利活用を図ることはまず取り組めるのではないかなと思っております。

さらに、町としては、まず、例えば防災情報を提供するとか、あるいは、こういった会議の状況をリアルに町民の皆さん方にお知らせするとか、全国でさまざまな活用が図られているようですので、そういったことも参考にしながら、上富良野の町にとって何がいいのかというのは、これから取捨選択しなければなりませんけれども、あと、技術的にどういうことまでできるのか、ちょっとわかりませぬけれども、いずれにしろ、ただ整備しただけではもったいないので、利活用ができるような勉強はしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後にありましたフレーズを引用していただきましたけれども、私といたしましては、非常に、私の思いとしては、文明や、いろいろ発達して情報化社会も進展してきて、だけれども、何か忘れてきたものがあるのではないかなと。それは、やはり都会にはない、人として生きていく上において、やはりお互いが支え合ったり、いたわり合ったり、教え合ったりという、そういう、本来、人間として持ち合わせているものを、こういう地方でこそ発揮できるのではないかなと、そういうところから、お金でない価値観を私は創造していけるのでは

ないかなど、そういう中から、この地方の上富良野の魅力、それも町の大きな魅力になると思いますので、そういうような、本当に30年、50年前に、お互いに隣近所で支え合って、そんな豊かではないけれども心は豊かだった時代を、また再現したいなという思いで述べたところでございます。

それから、ふるさと納税についてさわりをちょっと話してくれということで、さわりをお話しさせていただきますけれども、私、一般質問をいただいております、その中でまた同じことを繰り返すかもしれないかもしれませんが、本来、ふるさと納税というものは、もちろん納税という言葉ではありますけれども、一方では、寄附というようなことも、その思いの中には、納税をされる方、利用される方は、いろいろ寄附することによってリターンもあるというように、何かちょっと、それぞれ行為者によって多様に解釈されている制度ですので、私としては、本当に純粋に上富良野に思いを寄せてくれる人たちが、というのは、なぜ、寄附という切り口で申し上げたかということ、町内でも町民のためにお役に立ててほしいということで寄附をしてくださる方、年間にたくさんおられます。そういう人たちは、本当にただ気持ちでお受けしているだけですので、いろいろ、それをふるさと納税をふやしていくツールとして、いろいろなことが今、ネット上なんかでも飛び交っていますけれども、私は、ふるさと納税というものの原点を忘れないでいきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 町政執行方針については3点、それから、教育行政執行方針についても3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、町政執行方針の中で、3ページの関係で、第2次健康かみふらの21計画云々で、その後のほうに、町民の健康づくり活動をより積極的に支援してまいりますということですから、24年、25年度以上、まだ上の感覚で支援活動をするということなので、よりということ、どのような内容が含まれているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

それから、次に12ページ、途中にあります災害時の要援護者支援制度の関係でございます。それぞれ住民会単位で自主防災組織ができて、それぞれ、災害弱者名簿をつくられたり、もしくは現行維持に努められていると思います。しかし、先般、富良野で水害があったときに、弱者名簿はあるけれども、町、市として保存していなかったと、なかったと、

そういうことで、水害に遭ったところの人たちはあれだけでも、どこをどうあれするかということが市として全然対応ができなかったという経験が語られております。したがって、私は、この自主防災組織でつくられました災害弱者名簿を、住民会と、それからまた町と両方共有するような形で、またその現行維持に努めていく方策をしていったほうがよろしいのではないかと気がしますので、その点お伺いをいたしたいと思っております。

それから、3点目、定住・移住の関係でございます。第5次総合計画の中では、25年度目標推計人口は1万1,954人。しかし、ことしの1月31日では1万1,490人ということで、464人、目標より減っております。したがって、これらに対して具体的に促進連絡協議会を含めてということですけれども、主要事業の調書の中の37ページ、あらゆる施策を駆使して定住・移住をやっていくということが書かれております。したがって、私は、相当、この定住・移住に対しての緊迫感を持っておられる執行方針だなという意味も含めて感じました。ただ、全国、全道、どこも、定住・移住ということで非常に取り組まれております。そういう点では非常に難しい面もありますけれども、1点は、あらゆる施策のということでの緊迫感を持った状況の、あらゆるところはどうかということ、それからもう1点は、町長が言うように入ってくるばかりではなくて、出ていく人を何とかとめていかないとだめだと。これは当然、高齢者や何かの福祉政策にもかかわると思っておりますけれども、それらの関係を含めて考え方をお聞きしたいと思います。

それで、教育委員会の関係で、3ページの関係。いじめ、不登校ということで、アンケート調査を行うということでございます。したがって、全国規模のいろいろなあれでは、問題が起きてから初めてアンケートをとるというケースがあります。しかし、事前に防止をするということになると、そういう、事前に、いろいろな形で、年に何回かこういうことをやるべきだと思いますけれども、それらの関係で、どういう形でこのアンケートを基本的に実施するのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次に4ページの、いじめ防止、中段にあります、各学校はいじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の対策のための組織を設置、それから教育委員会としてはというくだりがあります。したがって、私はこれを時系的にどう対処するのかというのは、まず一つは、教育委員会として地方いじめ防止基本方針を策定する、それから2番目は、それに基づいて各学校がいじめ防止基本方針をつくる、そして今度は、いじめ防止対策の組織と、こういう

段階になるのかなと思いますけれども、一応、教育委員会として、これらの関係について、どのような時系的に、具体的に進めているのかという点でお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、6ページ、学校給食の関係です。ずっと、学校給食の運営でいったら広域連合の関係でもそうなのですが、ここに地場産食材を活用した、顔の見える学校給食の提供ということで、顔というのはどこを向いているのかと。だから、地場産品をつくっているのであれば、これは保護者にも子どもたちにも、この食材は誰々の誰がつくったということを教えるのか、何か、言葉上のフレーズはいいのだけれども、内容はどうかということが、我々、びんとこないのですね。だから、どういう形で顔を見えるということがあるのかということで、食べる児童生徒に対してなのか、そうすると、給食だよりの中でも、いろいろなものは、地場産品のどこどこ産の人が、という形になれば、よく農協や何かでも、どこどこさんがつくっているという形になれば、ああ、あそこだという感じがわかるのですけれども、その点、このフレーズが私はびんとないもので、その具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の、執行方針に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の健康づくりに対する具体的な方策等があるのかというような御質問でありました。今までの御質問の中でもお答えさせていただいて、重複する部分もあろうかと思いますが、私は、今回、健康づくり推進のまちを宣言させていただいて、さらに、時折しも国保税の改定を余儀なくされるなど、本当に健康というものに対して、まだまだ前のめりにしっかりと取り組みをしなければ、最終的には町民の皆さん方が荷物を背負うことになるということを、非常に危機感を覚えるぐらいの心境だということをまず述べさせていただきたいと思いますが、どこを切り取って具体的に事業展開をしていくのだというより、私は、さまざまな角度からこの健康づくりというものを捉えていかなければならないと。例えば食もあるでしょうし、あるいは、食については子どもから成人に至るまで、さまざまなことで、皆さん方、我々の上富良野の町民の健康が、食から起因するマイナス要素があるということはもう御案内だと思います。さらには運動不足だということも、これは全国でも下位のレベルだということも統計として示されておりまして、そういったところもまだまだ、本当に一部を申し上げますと、

例えば社協にありますトレーニング機器を新しくしたりということ、歩みそのものは、何と申しましょうか、小さい歩みかもしれませんが、やはり、何か切り取ってイベント的なものをするによって健康がつくられるという、そういうような私は認識を持っておりませんので、食あるいは運動、さらには健診、あるいは健診による指導、そういったさまざまな拡充、拡充と申しましょうか、充実していく余地を残した部分がたくさんありますので、私は、健康づくりというものはそういうふうに積み重ねていくものだというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、要援護者等に対する名簿等の行政と地域との共有化というのは、これは当然そうすべきだというふうに理解しておりますし、ただ、個人情報等が伴う部分で、どのようににそのセキュリティなりブラインド化していくかということも、ハードルはあるでしょうけれども、国のほうで示されている指針によりますと、町が持ち合わせている情報を地域にオープンにしていくことは、かなり拡大解釈を最近してきておりまして、個人情報の保護に抵触しないと、ある一定の部分までは、そういう解釈もされておりまして、そういう現況の状況共有はしておかなければ有事に備えられないという理解をしておりますので、そういったような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、定住・移住に関しましては、私も、議員お話しのとおり、非常に危機感を持っております。あらゆる手法を講じて、例えば、ほかの自治体で、まれに取り組みをしておりますような、目玉的な政策をもってそれを誘導策とするようなことを想定して申し上げるわけではございませんけれども、やはり、まず、上富良野で生まれ育った人が上富良野で仕事を持てるような、そういう産業面からのサポートも一つの方法でありましょうし、あるいは他から上富良野へ入っていただけるような、そういう受け皿づくり、それから、既にお試し住宅のような取り組みをさせていただいておりますけれども、上富良野へ関心を示してくれる方が確実にふえているという実態はございますので、さまざまなことで、具体的に何かことしはこれをキーワードにということとは、現在お話しするようなツールは持っておりませんが、しかし、それぞれこの協議会を通じて、私は相当の危機感を持っておりまして、何ともしもこの人口減少に、自然減はともかくとして、社会現象として起きているものは食いとめていきたいというふうに考えておりますので、これからは私どものみならず、皆さん方からも多様な御意見あるいはお知恵等がありましたら、ぜひ賜りたいと

いうふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、いじめと不登校などの未然防止に対するアンケート調査についてでございますが、アンケート調査につきましては、年間3回の実施をしております、いじめがありません、受けたことがありますかというような問いを初めとしまして、それらの子どもたちにアンケート調査を実施し、もし、ありますというようなものがありましたら、事実確認だとかを速やかに行うというような形で、余り大きな問題にならないうちに、早いうちに早期発見して、早期の対応を図るといったような対策をしているところであります。

2点目でありますけれども、いじめ防止対策推進法に基づく対応についてでございます。執行方針の中で、各学校でいじめ防止基本方針の策定及びいじめの防止等の対策のための組織の設置をうたっております。これにつきましては、26年4月新年度において速やかに対応できるように今準備を進めているところであります。また、町が考えております地方いじめ防止基本方針の策定などにつきましては、法律の中では、これについては市町村の努力規定となっております。したがって、まさしく、つくるつくりたくない義務ではないということでもありますけれども、これらの部分の検討についても、努力規定といたしながら、十分、対応するかしないか検討をしてみたいというふうに考えているところであります。

次に、顔が見える学校給食でありますけれども、現在、地元産の食材を使ったときには、給食のメニュー表に地元産のものを使っていますよということでメニュー表の中で対応、表示をしているところであります。それが果たして本当に、おぼろげには顔が見えるけれども、しっかりと見えるかということになるのかもしれないけれども、ただ、やはり保護者の方は、非常にそのことによって安心、顔が見えるというようなことかなと思っております。紙面の関係上もありますので、その部分については、顔が見えるような部分、工夫をしたいなど、そんな感じもしているところではあります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 私のほうから、町長のほうに、執行方針の中で農業分野についてちょっとお尋ねをさせていただきます。4ページ、それから8

ページ、これかかわってまいりますので、含めて何点かお尋ねをさせていただきます。

全てこのとおりいけば、上富良野にもたくさんの人が集まって、あふれんばかりのにぎわいを見せるのだなと思えますが、なかなかこういった方向にはいかないだろうというふうに思っておりますけれども、方向性としてはこうならざるを得ないのかなというふうに思っております。ところで、今まさに農業者にとりましては、TPPの問題が極めて、アメリカとの交渉の中が重要5品目でなかなか思うようにいかないということで、4月の段階で、きのうですか、きょうですか、テレビで報道されていましたが、閣僚会議が持たれるということでもあります。アメリカの自動車部門と日本の農産物の駆け引きというのが大変な状況にあるのだろうというふうに思います。その中で、ことし、第7次の振興計画がスタートされるというようなことであります。6次の部分についての課題だとか反省点だとか、いろいろなことがあったのだろうと思っておりますけれども、その点の検証の部分についてお尋ねをさせていただきます。

それから、新しい国の施策によって、いろいろな、6次産業化を目指したいということでもありますけれども、私どもの上富良野の町の30品目を超える農産物がたくさんあります。そういった中で、6次産業化に向けていくということは大変容易なことではないだろうなというふうに思っておりますけれども、真の農業振興というのは、町長、どういふふうにお考えになっているのか、その点、2点目をお尋ねをさせていただきます。

それから、この中で、今まさに、農産物たくさんあります。前段申し上げましたとおり、30品目以上あるのだというふうに思っておりますけれども、どの作物を使って6次産業化していくかということがいろいろ問題だと思いますけれども、一つのもが一物単価ではないと、二価があったり、あるいはまた多価があったりすることが当然なのですけれども、そういったことを含めて、行政としてどういふ支援ができるのか、当然、関係団体と密なる御連絡をとりながら協議をしていかなければならない部分だと思えます。数年前になりますけれども、町長、全員協議会の中で、委員会でも発言されたのだと思っておりますけれども、一応、行政の所管の職員を農協のほうへ出向させたいのだというようなお話がありましたですね。一度持ち上げて、全体の空気の中では、その構想は余りいい意見がなかったというふうに私は承知しておりますけれども、その話は、持ち上がって、いつの間にか立ち消えになったのか、あるいは、町長自身で内に秘めたものがあって、い

ずれはそういうものを提案してみたいというふうな思いがあるのか、私は今こそ、農業振興図の上においては、そういったことも一考すべきではないかというふうに思っておりますので、その辺についてもお尋ねをさせていただきます。

それから、10ページほどになりけれども、鹿柵、同僚議員も発言をしておりましたけれども、以前にも、昨年ですか、こういった流れたという話があります。3,000万円から4,000万円、牧草を中心にして上富良野にも被害が多いのだというふうに理解をしておりますけれども、鹿柵の問題も、一旦流れて、その経過というのが、私も関係者としていろいろお話もありました。上富良野町全体を囲むのだというようなお話でありましたけれども、これは、共済と同じ、全体の農業者が維持管理費の同じ負担をしてほしいのだというような提案が出されたというふうに理解しておりますけれども、私はそのときに、農業関係団体との協議会の懇談会がございました。そこで、同じ、これでは負担割合では、到底、これは理解できませんよと、特に水田場の人たちはなかなか理解することは難しいだろうと、これは相互扶助ですから、被害の大きいところは余計負担するのだという段階的な発想を持って説明をすべきだという、こういう発言をした記憶があるのですけれども、町長、まだ依然としてこういった問題がくすぶっているのだとしたら、どういうふうにお考えなのか、その点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の、一連の農業政策に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、来年度、平成26年度に向けて、現在、作業を進めております第7次農業振興計画についての御質問でございますけれども、TPPの問題も含めまして、非常に日本の農業がどういうふうな方向へ進むかという、今、大きなターニングポイントに立っているのかなというふうに思います。そういったことを見通してということは非常に困難でございますけれども、第6次の振興計画の中から私を感じておりますのは、非常に、少し表面を薄くなぞってつくられているような感じを免れないなということで、今回の7次に向けましては、本当に上富良野に、これは、そこから上富良野が目指すべき農業だということが読み取れるような、本当に根っこを生やした上富良野バージョンになるような農業振興計画の策定をお願いしたいと、するべきだということで指示をしております、今、私のほうに素案を見

せていただいておりますけれども、以前の6次のときの物足りなさは大分改善できるような計画の組み立てができつつあるということで、新年度に入りましたら、皆さん方にまたお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

そこまた関連いたしますけれども、私に対しまして、上富良野の農業のあるべき姿と申しましょうか、どういような基本認識で農業政策を進めていくかというようにことであろうかと思いますが、究極は所得の向上です。まず、もうかる職業にしなければだめだという1点に、まず目標はそういうところでございます。それがどの程度のレベルを指して言うかということとはともかくといたしまして、今のTPPの議論の中でもされておりますけれども、農業者、農業従事者、特に専業の人の従事者の1人当たりの労働対価と申しましょうか、今、国民の最低賃金が七百四十幾らかな、の状況の中で、農業従事者の賃金は恐らく300円以下だと思います、自給にすると。そういう実態が根っこにあるから後継者も育たないし、なかなか新しい展開が生まれてきていないという実態を踏まえたと、私としては、やはりいろいろな生産基盤の強化をすることによって、効率的で、しかも所得の上がる農業に近づいていけるのではないかなということで、そういう中から、どういう作物を栽培するか、あるいは、国の制度にどのように乗っかっていくかというようなことを、それは研究していく必要があると思います。そういう中で、そこからまた次の御質問にありました農産物の高付加価値ということもそこにつながってくるわけでございます。農業の農産物を、どちらかといいますと、生産者はつくることのみならず、もう何十年も生産者という言葉があらわすとおり、まさしく生産者の域から脱していないということで、その高付加価値化を図るということにチャレンジしていけるような、行政としてはそういうお膳立てなり、背中を押す仕組みだとかということでお手伝いなり支援をしていくべきだなというふうに考えているところでございます。

それから、一くくりに6次化と言いますけれども、私としては、6次化の軸足は、むしろ農業者ではなくて、集荷業者あるいは加工業者、そちらに軸足を置いて農産物を農業者と連携して6次化を、新しい商品なり加工品をつくっていくということであろうというふうに思っております。農業者が農業経営をしながら6次化をみずから求めるということは、非常に私は現実的には困難だというふうに考えておりますので、むしろ農業者以外の部分から入ってくるというようにことに私は力点を置くべきだなというふうに、行政もそういうスタンスでいるべき

だなどいうふうに考えているところでございます。

それから、組織のことでございますけれども、実は、農業の部門を組織を一元化したいという思いは今もずっと持ち続けておりますし、そうあるべきだというふうに考えております。しかし、それには、私の思いと、やはり現場の方々あるいは関連組織、機関の方々と温度差をやっぱり埋めていかなければならないということで、一定の時間は必要だということ、しかし、私の体感するところによりますと、そういう思いは共有できているなど、いつ、そこへ形をつくるかということの決断をするかということには少しお時間をいただきたいと思っておりますけれども、思いは、私はぶれていないつもりでありますので、ぜひ皆さん方のほうからも御意見を賜りながら、私もそれを積み重ねていきたいというふうに思っております。

それから鹿柵についてお尋ねありました。鹿柵については、結果的に私は残念だったなというふうに理解しております。ただ、負担のあり方が協議会の中で組合員の皆さん方に示しておられた仕組みが、果たして皆さん方の共感を得られるかどうかということでは私なりの思いはありましたけれども、私がこういふふうにとすることは申し上げる立場でもなかったということで、あえて申し上げませんでしたけれども、私はそこの中で代表者の方々とやりとりをする中で発言させていただいたのは、これを何とかなし遂げるのだという思いを持って、中身を変えたり、中身を工夫するなり、さまざまな意見を取り入れるなり、結果的に、私としてはもう少し詰め切るべきではなかったかなという思いは今でも持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われまふ。この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、議長を除く13名の委員をもつ

て構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合によりまして、3月6日から10日までの5日間を休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よつて、3月6日から10日までの5日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年3月5日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 岡 本 康 裕

平成26年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成26年3月11日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政についての質問

○出席議員（12名）

1番	佐川典子君	3番	村上和子君
4番	米沢義英君	5番	金子益三君
7番	中村有秀君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	中澤良隆君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○欠席議員（1名）

6番 徳武良弘君

○遅参議員（1名）

2番 小野忠君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	北川和宏君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	石田昭彦君
町民生活課長	林敬永君	建設水道課長	北向一博君
教育振興課長	野崎孝信君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	山川護君		

○議会事務局出席職員

局長	藤田敏明君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 12名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

これより、平成26年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、佐川典子議員外4名の議員から一般質問の通告がありました。

3月5日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定いたしました。質問の順序は、先例により、通告を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付したとおりであります。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 佐 川 典 子 君

を指名いたします。

◎会期の変更

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

3日目、4日目に予定しておりました一般行政質問の人数が少数のため、3日目、4日目の日程を1日にまとめ、4日目を19日に変更したいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、4日目を19日に変更することに決しました。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、1番佐川典子君。

○1番(佐川典子君) おはようございます。

平成26年になりまして初めての一般質問になります。

私は、さきに通告いたしました4項目について質問させていただきたいと思えます。

まず、1項目めと2項目めは町長に対し、そして3項目め、4項目めは教育長に伺いたいと思えます。

まず1項目めは、8020運動を推進し、20歳から無料の歯科検診をしては。

「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」をスローガンに始められた8020運動は、平成元年、厚生省と日本歯科医師会が提唱し、開始から25年になる。

8020運動が開始されたとき(75歳以上該当者)は10人に1人にも満たない状況であったが、平成17年、歯科疾患実態調査では23%が達成し、運動の成果があらわれている。ところが、高齢者の増加に伴い、非達成者も約2.5倍以上増加している現状である。

上富良野町は、平成26年2月8日、多くの町民の賛同のもと、健康づくり推進のまち宣言をいたしました。宣言にふさわしい健康推進施策のため、26年度予算でも、保健福祉課新規事業として歯周疾患検診(成人期)事業を見込んでいるが、当町は特定健診率が道内トップクラスであることや、先進的保健福祉推進の町として高い評価を受けていることから、今後における有効な施策として、20歳からの8020運動を展開すべきと考える。

今回、40歳から60歳まで、5歳刻みの歯周疾患検診と限定したことと、町内の8020運動達成者は何人くらいいるのか、今回の施策で何を目指していくのか、伺いたいと思えます。

また、町内にある歯科医院との連携についても伺いたいと思えます。

2項目めは、ふるさと納税についてです。

平成20年4月、地方税法の改正により始まったふるさと納税は、自分の育ったふるさとの自治体や応援したい都道府県及び市区町村に対し寄附をすると、寄附金額のうち2,000円を超える分について、確定申告をすることで、所得税が寄附した年に控除され、住民税は翌年度から控除される制度です。

平成24年3月にも同じ項目で質問をいたしまし

た。その間に、平成25年度は過去最高の納税額を記録する自治体が相次いでいると見込まれており、テレビや新聞、雑誌などで広く取り上げられて、ふるさと納税が着実に広がっている現状があります。

都道府県と市町村を合わせた寄附件数が、平成20年度には5万件だったものが、平成24年度は12万件となっています。平成25年度はさらにアップすると言われていています。北海道浦幌町は、24年度は道内最多の1,751件で、約1,050万円の寄附がありました。

当町にも光高速インターネットが入り、インターネットでクレジット決済を導入するなどして、納税者への手続の利便性を考えながら進めることが必要ではないかと考えております。地元のよさをセレクトした農産物や加工品や商品券などを特典として贈呈し、かつ、上富良野町の知名度の向上や観光資源のPR効果にもつなげることができると考えております。寄附金を待っている受け身的な行政ではなく、ふるさと納税を利用して攻めの税収アップにつなげる努力はしないのか、伺いたいと思います。

3項目めは、いじめ防止と地域参加型コミュニティスクールについてです。

北海道内でいじめと認められた件数は、ここ数年、毎年3,000件を超える深刻な状況が続いております。

平成25年6月28日に公布されたいじめ防止対策推進法のもと、北海道は、この深刻化するいじめ問題に対応するため、都道府県で初めてとなるいじめ防止に向けた条例の制定を目指しておりますが、当町の平成25年度全国学力・学習状況調査の結果で、特に小学生においては、100%の児童が、いじめはよくないことだと共通認識を持っており、いじめに対するこれまでの教育施策の対応が十分に反映された調査結果となっております。

しかしながら、現在、いじめがないからこのままでよいことにはなりません。いじめは決して許されないことであるし、どの学校においても、いつでも、どの生徒にも起こり得ることであるとともに、予防策を含めて、危機感を持つことが大切である。このいじめ防止には、今まで以上に道徳の重要性と差別意識をなくす人権尊重への理解が地域においても必要であり、この熟度を上げていくことが、今後の新しいまちづくりに反映される原動力になり得ると考えております。

さらに、地域と保護者の将来の連携を考えると、コミュニティスクールの設置による地域参加型の形態も考慮に加えてみる必要があると思われま。地域で取り組む総合的な社会意識の向上と、教育の場で取り組む人権教育の充実を図っていくことが重要

と考えています。

教育長に、今後のスタンスを含め、このいじめ防止についてとコミュニティスクールについての考え方について伺いたいと思います。

4項目めは、おもてなし教育についてです。

北海道教育委員会は、平成26年度より、公立の小中学校において、ホスピタリティ、おもてなし教育を始めるとしておりますが、上富良野町ではどのような教育内容で進めようとしているのか、伺いたいと思います。

また、特に教育の現場などでは、教育関係者が新たに学ばなければならないことも想定されるわけで、これについてはどのような配慮と観点が必要とされるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

御答弁をさせていただく前に、御案内のように、本日、東日本大震災の発災から丸3年目を迎えることになりました。この大震災におきまして犠牲となられました多くの方々に哀悼のまことを捧げますとともに、被災されました被災者の皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い完全復興を願ってやまないところでございます。本日、町民皆さんが、被災者に対しまして哀悼のまことを捧げていただきますようお願い申し上げる予定をしているところでございます。

さて、ただいま御質問いただきました1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの歯周疾患検診に関する御質問にお答えさせていただきます。

歯、口腔の健康は、食べる喜びや話す楽しみなどを保つ上で重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与するものとして、健康かみふらの21計画においても重要な課題ととらえ、乳幼児から学童期におけるう蝕予防と、成人期の歯周病予防を推進していくこととしております。

国におきましても、生涯にわたり自分の歯を20本以上残すことをスローガンとした8020運動が展開されていることは議員御発言のとおりであります。本町における8020運動が達成されておられる方が何人かは、現在把握できるデータを持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

これまで本町においては、成人期の歯の状態を把握する機会がなかったこともあり、平成26年度から、成人期の歯周疾患検診事業を計画したところであります。本事業は、40歳、45歳、50歳、5

5歳、60歳の町民を対象に、受診券を交付し、町内の歯科医院で検診をいただき、歯、口腔の健康を増進していくこととあわせて、一定期間、本事業を継続することにより、得られるデータを集積し、今後の施策に役立てていくことを目的として実施するものであります。

御質問の、事業対象年齢についてであります、20歳から対象にすることは、早期からの予防という意味では十分理解できるものであります、本町の国民健康保険者の歯科受診状況によりますと、60歳以上からの歯科の受診治療が急増する実態にありまして、これは歯の喪失の8割を占める歯周疾患が40歳代で疑いが出始めまして、50歳代で具体的な症状があらわれ、60歳代で治療につながるという、国の歯科疾患実態調査と一致していることとあわせて、健康増進法に基づく歯周疾患検診事業の対象も40歳以上となっていることから、40歳以上を対象としたところでございます。

しかし、乳幼児期のう蝕予防や、子どものフッ素洗口等の歯科保健対策は大変重要でありまして、引き続き実施してまいります。

また、今回の検診、事後指導の指導などにつきましては、町内の歯科医師と協議を行い、制度設計をさせていただいたところであります。

本事業が町民の皆様の歯、口腔の健康推進と、質の高い生活に寄与するよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のふるさと納税に関する御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度の導入の経緯及び制度の内容等につきましては、議員御発言のとおりであります。また、一定額以上の寄附者に対して、地元の特産品等を贈呈するなどの特典を設けている自治体も多数存在することも承知しているところであります。

しかしながら、この制度は、寄附金税制の拡大という制度とあわせて、寄附された金額は、ルールに基づき、一定額が減税されるという制度になっておりまして、形を変えた納税との側面も持ち合わせていると解釈することもできると思われまます。

このことから、ふるさと納税により、自治体が寄附者に対し特産品を提供するなどの特典制度を設けることは、寄附本来の意味合いからも、現在のところ持ち合わせておりませんことをぜひ御理解賜りたいと存じます。

しかし、インターネットでのクレジット決済の導入につきましては、その仕組みや内容につきまして、今後、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、ふるさと納税につきましては、本町におき

ましても多くの皆様から、上富良野を応援したいという思いで御寄附をいただいていることは大変ありがたく、感謝申し上げますところであります。寄附者に対しましては、御寄附をいただいた浄財がどのように活用されているか、直接お知らせをしているところであります、御質問にあります、上富良野町の知名度アップや観光資源のPRにつきましても重要であり、観光振興計画においても大きな柱としておりますことから、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えており、これらのことを通じて、真に上富良野町を応援していただける人をふやしていくことが最も大切と認識しているものであります。加えて、町のホームページやふるさと会などを通じ、積極的に情報提供やPRに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の3項目目のいじめ防止と地域コミュニティスクールに関する御質問にお答えいたします。

いじめ問題に関しましては、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が全国で相次いで発生していることは極めて遺憾であります。児童生徒がみずからの命を絶つということは、理由のいかんを問わず、あってはならないことであります。いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであります。

このため、学校教育に携わる全ての関係者一人一人が、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と、家庭、地域が連携して対処していくべきものと考えております。

当町におきましては、議員御発言のとおり、本年度の全国学力・学習状況調査における「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに、小学校では「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の回答が100%となったところであり、全道、全国に比べ、大変高い結果となりました。

これまで当町におきましては、学校における道徳教育のほか、全町の幅広い組織で構成する上富良野の青少年健全育成を進める会と、上富良野町生徒指導推進協議会が主体となって、毎年、児童生徒の代表による仲よしサミットを開催し、命に関するグループ討議を行い、問題解決の方法を話し合うなど、こうした取り組み等がいじめの未然防止につながっているものと思われまます。

こうした中で、昨年、国においては、いじめ防止

対策推進法が施行され、いじめ防止基本方針が示されました。北海道においても、北海道子どものいじめ防止に関する条例の制定に向け、道議会に上程されているところでもあります。

当町におきましては、教育行政執行方針においても述べさせていただいたとおり、各学校において、学校いじめ防止基本方針の策定と、いじめの防止のための組織を設置し、対応を図るとともに、教育委員会では、地方いじめ防止基本方針の策定などについて、関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいります。

また、コミュニティスクールについてであります。近年、公立学校には、保護者や地域の皆様のさまざまな意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められている中で、当町の各学校においては、学校評議員や学校関係評価委員会の意見のほか、外部アンケートなど、多くの声を生かした学校運営を行っているところでもあります。

議員御発言のコミュニティスクールは、学校運営協議会制度として、これまで学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年に導入されたもので、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。

北海道教育委員会では、国の教育振興基本計画を踏まえ、北海道教育推進計画において、コミュニティスクールを5年間で小中学校の1割に当たります約180校に拡大することを目標とし、本制度の導入を推進しております。現在、北海道内においては4校の小中学校の指定が行われております。

当町におきましては、今後の北海道教育委員会の動向等を踏まえ、今後、研究、検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

失礼いたしました。

次に、4項目めのおもてなし教育に関する御質問にお答えいたします。

北海道教育委員会においては、道徳教育の総合的な推進の中で、北海道道徳教育推進委員会、ホスピタリティ、おもてなし教育のプログラムの調査、研究と、指導計画を作成し、郷土愛、親切の重点化を図っております。また、平成26年度北海道教育行政執行方針の中で、道徳教育の充実について、命を大切にす心や思いやりの心、おもてなしの心を育み、社会性や豊かな人間性を育むことを述べております。

当町における小中学校における取り組みなどであ

りますが、小中学校では、学習指導要領に基づき、社会科で観光産業に従事する人たちや観光の発展に努めている地域などについて学習するとともに、道徳の時間で、相手のことも理解して、思いやりの心を持って接したり、郷土を愛する心を持つたりすることの大切さを学習しております。

また、友好都市である三重県津市やカナダ国カムローズ市との児童生徒の交流を通し、町の自然や歴史のほか、町の主要産業である農業や観光などを紹介するなど、おもてなしや思いやりの心を育ててまいります。

現時点においては、おもてなし教育に対する具体的な取り組み内容が北海道から示されておりませんので、示された時点において検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 大変歯科疾患に関する考え方をお答えいただきまして本当にうれしく思っているところです。上富良野町の特定健診率が本当に高まったこと、そして、これからもっと高めるにはどうかなというふうに考えたときに、歯科疾患の検診というのはすごく有効だというふうに私も思っています。実は12月の定例会に本当は質問させていただき準備をさせていただいていたのですが、ちょっと事情がありまして、私、体調が崩れましたので、質問できなかったので、今回、お答えの中で、40代から60代というふうに5歳刻みで検診という形をとるとのことなのですが、国の歯科疾患の実態調査におけます健康増進法と歯周疾患検診事業ということにおきましては、40代、50代、60代、そして70代ということも書いてありますよね。

それで、人生、今、日本はととても長寿社会になっておりまして、これからますます高齢化も、今、100歳になる方が全国で5万人以上いるという、そういう実情もございまして、高齢化社会に向けて、70歳というものを、私は年代を切るということに対して、ちょっと理解したくないなというふうに思っています。健康かみふらの21においても、40代は診療の得点というのが565点、歯周疾患の疑いが出始める。50代は具体的な症状が出てくるということで、1,085点。60歳代が2,749点、まさにこの年代は本当に注意すべき年代だというふうに思っています。

それで、自治体として、40歳から60歳までということ限定したのは、本当に自治体としては当たり前だということには理解しております。た

だ、70代の点数を見ますと、1,986点になっているのですよね。これからの高齢化社会で、70歳代をとってしまっ、何か私的には理解しづらいというものがあります。まずそこについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の歯科検診に対します御質問にお答えさせていただきます。

対象年齢を40歳から5歳刻みとさせていただいておりますけれども、御質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、まずどういう状況にあるかということ十分にデータを集積したいということで、これを複数年度継続することによって、その間、間が埋まっていきますので、まず基本的にそれを、刻みを60歳までとしたということで、御理解いただきたいと思います。

それから、70歳以上については、実は70歳を迎えたあたりから、急激に今度は治療が始まっているのです。そういうことで、今、60歳、5歳刻みというのは、予防ということで、なかなか積極的に歯の検診などを受ける方が少ないということで、そういう方々に対して歯の健康をぜひ認識していただきたいという思いを込めているわけでございまして、現実として70歳あたりから急激に診療に入られる実態がありまして、その中で対応ができるということで、40歳から継続的に歯の大事さというのでしょうか、歯に対する検診なり治療が継続的に引き継がれるということ想定して、検診につきましては70歳以上を対象外としたというところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今お答えいただいたのですけれども、歯科検診の、歯科のう蝕だとか、そういった歯だけの治療ということで、町長、今お答えいただいたのですけれども、私は、歯科口腔保健の推進ということで、国のほうで8020運動を進めておりまして、もちろん国でというのは厚生労働省ですけれども、そこにずっと目的だとか基本理念とか書いてありますけれども、第3条には、地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携をとりつつというふうなことでずっと書いてあります。第7条には、地方自治体は、国民が歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたってというようなことが書いてあります。私は、むし歯とか、歯があるとかないとかだけの口腔保健ということではなくて、誤嚥性だとか、いろいろな、咀嚼することによって認知症の予防だとか、それこそ肺炎を予防する、そして糖尿病との

関連が疑われるとか、それから、脳卒中にも寄与しているとか、あと、体の調子が悪くなった方がリハビリをするときに對しても、かむという動作をすることでリハビリがすごく進んでいるという、そういう結果が厚生労働省のほうでも出ていますので、むし歯があるとかないとかということではなくて、上富良野町は健康づくり推進の宣言をしているのですから、それに対して、むし歯とか歯だけではなくて、そういった大まかな口腔保健ということで考えて、その年代を区切るのはどうかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、歯科検診対象者としてのクーポンの対象者として、40歳以降と制度設計させていただいたところでございまして、健康管理、健康増進という、そういう側面から見たときの青年層、壮年層、そういった方々、特に幼児期についてはう蝕等の指導等はさせていただいておりますけれども、若い世代も通じて、健康管理上の歯科、あるいは口腔検診、あるいはそういう意識を持っていただくということについては、これは健康保健指導の現場でそういうような取り組みをしている実態にございまして、とりわけ検診という、その部分だけ、今、制度設計をする上において、40歳以上ということで特定したことでございまして、健康増進全体に年齢区分を、あるいは年齢による差を設けると、そういう意味合いでございませぬので、そこら辺あたりはぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 以前に、ちょっと話を動かさせていただきたいのですけれども、特定健診率を上富良野町で上げるときに、お手本というか、参考にしたのは長野だというふうな何った記憶があったような気がしたのですけれども、今回、この歯科疾患のそういった施策に関して、道内でも余り行っているところはまだ少ないのではないかなというふうな思っているのです。今回、施策に関しまして、参考になされたところがあるのであれば、それは伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

どこかモデルにしたかということは、今、ちょっと私、情報を持ち合わせておりませぬ。必要であれば担当のほうからお答えさせていただきますが、今回のねらいは、歯をいつまでも健康に保つておくことが、さまざまな成人病、生活習慣病ですね、そう

いったことに非常に大きないい効果をもたらすということが国の調査でも明らかになっておりますし、保健指導の現場でもそういうことを体感しておりますので、まさしく今、これを進めるべきだなということで、制度設計させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） わかったら教えていただけますか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 1番佐川議員の、歯科検診事業の参考とした自治体があるのかということですが、私どもで特に参考とした自治体はございません。町独自の考え方で、制度設計、地元の歯科医院の先生方と協議をしながら制度設計をしたところであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） よくそこに目をつけていただいたのだなというふうに関心しているのですよね。というのは、上富良野町は人口のわりに、歯科医院が6軒もございまして、本当に他町村から見ると、歯科検診にはふさわしい町だなというふうに私は以前から思っておりました。独自の判断でこの施策を考えたということですが、私もほかのところでも調べたのですけれども、東京のみなど保健所というところの発表によりますと、平成34年度までに目標を、8020運動ということで、50%まで引き上げるというふうな目標を立てられていたそうなのです。ところが、去年の11月8日、「いい歯の日」に発表されたのですけれども、それは、50%をあっという間に超してしまったと。そして、その内容を見せていただいたのですけれども、これはやっぱり20歳以上の検診を全員に勧めていると。それで、標準的な自治体は40歳、50歳、60歳、70歳までです。港区は毎年、年2回行っております。そして、普通のところは対象年齢に年1回というふうにしております。その次に、問診、口腔内診査というのを、それはどこでもしていますけれども、港区では歯周病の検査としてだ液潜血というものをしております。そして咀嚼力の検査、ガムでかむ力をちゃんと検査をしていると。専用レーダーチャートによる生活習慣の改善と、及び禁煙に対する支援も口腔保健ということで指導もしていると。この目標、80歳で20本の歯を保とうという、そのスローガンに沿って、港区のほうでは一生懸命施策を充実させたということなのですから、上富良野町の目標は何年にどのぐらいというの

をめどとして考えておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

口腔予防、あるいは歯科予防、そういったものの重要性はたびたびお答えさせていただいておりますけれども、若年層の方をどういうふうに見ていくかということでございますけれども、まずその入り口として、今回、40歳から5歳刻みでという、まず取り組みをさせていただきまして、先進事例は今お聞きいたしましたけれども、そういうデータを蓄積していくことによって、40歳を迎えたときにどうい歯周ポケットができつつあるのかとか、そういうさまざまな傾向が、私はそのデータの中から読み取っていけるというふうに思っておりますので、そういうことをまず積み重ねて、そして若年層からの対応が具体的に必要かどうかということをしかりと、保健の現場の皆さん方が携わるわけでございますので、あるいは町内の歯科の先生方の御意見等を伺って、そしてそこからスタートする必然性があるかどうかということ、まずこの何年間の検証の中で積み重ねて、制度設計が必要かどうかということを見きわめさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 本当に町の歯科医院とともに、上富良野町民の口腔保健の推進ということで、ぜひ考えていただきたいなど。30歳代も結構ふえているのですよね、10代のころに比べると。468点にも達していますし、やはり若い世代の、いつも行政がなおざりというか、そういうふうになっている世代というふうに見受けられる点が多々ありますので、私は逆に成人式のお祝いのときに、検診のそういう券を成人になられた方にプレゼントするか、そういった動きも今後するべきではないかなと。

達成された自治体の、いろいろ80歳で20本になられた方のアンケート調査によりますと、やはり20代から40代で早目に歯の治療を受けていたということがすごくよかったと。かかりつけの歯科医がいたということ。そして3番目には、間食が少ない傾向にあった。4番目には、第1臼歯、要するに奥歯ですよね。これが健康に保たれていた。そして、子どものころ、両親から厳しくしつけられたというのもございます。私は、自分では今、むし歯がないものですから、その痛みとかわからないのですけれども、ぜひ8020運動は国でやっている運動ですので、それとの連携も考えながら、上富良野の町

民が老いても元気で暮らせるという、そういう施策のあり方として考えていただければなというふうに思っております。先ほど町長、結構いいお答え、前向きなお答えもいただきましたので、この辺でこの問題については終わりたいと思います。

次に、ふるさと納税について伺いたいと思います。よろしいですか、このまま。

ふるさと納税について、ほかの自治体の例を挙げて前回は質問させていただきましたけれども、国レベルでも、日本全国の利用者からも、納税することで寄附にもつながるような形だというふうに、今、ふるさと納税の言葉が新聞、雑誌、テレビ等でも広く理解されるような形になってきています。

上富良野町の現状で、資料もいただいたのもあるのですが、町外からの納税、ラベンダーの里上富良野ふるさと応援寄附条例のところ載っているのがありますが、町外からは25年度の段階で、今の段階で結構なのですけれども、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 1番佐川議員のふるさと納税にかかわります町外からの寄附金の状況ということでありますけれども、平成25年度におきましては、6件、54万円という状況であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今、54万円というふうなお答えをいただいたのですけれども、これ、名前をだ一と書いて、寄附者の名前を見て感じたことなのですけれども、御家族の方が、お亡くなりになった方が上富良野で結構いらっしゃる、上富良野町からの寄附者はそういう方が多いということをやまず理解したいなというふうに思います。22年度が結構多かったと思うのですけれども、これをふやすことについて、自主財源の確保ということで、どういふふうなお考えを持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員のふるさと納税に関します御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町に関心を寄せていただく、あるいは上富良野町に御期待をいただきながら、ふるさと納税をいただくということに対しましては、大変ありがたいことだなというふうに思っているところでございます。

さきのお答えでもお答えさせていただいておりますが、私といたしまして、年に数回行われますふるさと会等の行事を通じまして、ふるさと納税に対し

ますPR、さらには御協力をお願い、そういったこと、また一方では、ホームページ等を通じてふるさと納税を促すようなPRもさせていただいているところでございまして、ふるさと納税をいただけるということに対しましては、大変意義もありますし、感謝を申し上げているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 納税していただく人をふやすということで、今、地方自治というふうが大分前から言われております。自分の町の財源を確保するために、ほかの自治体で本当に一生懸命というふるさと納税制度を利用して財源確保に努力している自治体もございまして。私は、やっぱりある程度時代の流れというのか、そういうものに呼応した政策を町で立てることも必要ではないかなというふうに思っております。

北海道の自治体の中で、特典を今の段階で、これはインターネットで調べたものなのですけれども、64の自治体の特典ありという形をとっております。本当に函館市、札幌市だとかということではなくて、大きな町だけではなくて、小さな町でも、今金町だとか、栗山町だとか、当麻町もそうですし、和寒町、東川町、鷹栖町、本当にいろいろな自治体がこのに向けて参加をして、そして税金を納めていただく。そして、その感謝の気持ちを込めて特典の品を贈呈する。外から入ってくるものがふえたら、当然、税額がふえるわけですから、全国的に、この間もテレビで、得する人、損する人とか、これは言ったらだめなのではないでしょうか、ここは削っていただいても結構ですが、そういうテレビの番組がありまして、そこに載っていた自治体は、件数もすごい件数に、20何倍に膨らんだとか、1億円に近づいた、2億円になりそうとか、そういう実態もございまして。極端な例をどうのと言っているわけではございませんけれども、上富良野町を思う町外に出られた方、例えばですが、東京近辺に住まわれている人たちが、上富良野のことを思って、こういう特典まであるのであれば、余計に参加してみようかなと、そういうことで全国で広まってきているような気がするのです。その実態をもう少し理解していただければなというふうに思っています。

若い人にちょっと聞いたのですけれども、あんなにいいものがもらえるのであれば、実質、2,000円しか出すということにはなりませんので、確定申告をすることによって戻ってきますので、私もやってみたく、実際にそういう方もまたふえてきそうな気がするのですよね。それで、ぜひ検討課題としてやっていただければなというふうに思っています。上富良野町の自衛隊の方々の出入りも、特

に幹部の方たちは多いです。2年足らずのうちにまた東京のほうの防衛省に行くとか、そういう方も本当にいらっしやいまして、上富良野町が第2のふるさとだというふうに、そういうふうに思っているというような方を、何人か私、伺ったことがあります、その人の口から。こんなにうれしいことはないなというふうにそのとき思いました。そういう方が大勢いるので、ぜひそういう納税していただけるかもしれないという希望を持って、今後対応していただけたら、自主財源の確保ということで、そして継続的にもつながると、そういう試みでやっていただければなというふうに思っています。

実践している町が、納税者が実際にふえているという、そういう形をぜひ参考にいただければなというふうに思っていますが、そのふるさと納税制度の推進について、もう一度町長に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員のふるさと納税に関します御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ自治体に応じてさまざまな景品等を御留意して、納税を促すような推進策を講じている自治体が多数あることは私も承知もしております。

ただ、私の思いといたしましては、いろいろなお話も他の自治体からも伺っておりますけれども、そういった納税、御寄附をされる方の思いが、ともすれば景品、あるいは特典等を、それだけが目的化してしましまして、本来のふるさとを思う寄附というところから乖離していくという実態も最近見られるそうでございます。

私といたしましては、財源を広く求めるということについては全く議員の御発言のとおりだと思います。しかしながら、やはり真に上富良野を応援していただく方に対して、それは上富良野町がしっかりとその期待に応えて、元気のある町になっていくことが一番の恩返しではないかなというふうに思うことと、もう一方では、町内で御寄附をいただいている多くの方々は、そのまま御寄附としてお心としてちょうだいしているわけございまして、そういったことも考えますと、やはり私は、町がふるさと納税を御活用いただいている方に対しましては、本当の意味での上富良野がその期待に応えられるようなことに汗をかいていくことを私は優先させるべきではないかなということで、景品等、特典等を与えているということに対しまして否定するものではございませんが、私といたしましては、汗の軸足を本来の意味の町の振興に向けてお返しすることが本来の私なりの考え方の基本であるということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 何か堂々めぐりになってしまいそうなので、町民の方から、町民のためになることをするべきではないかなと言われたときに、自主財源をふやす施策でないかなというふうに町民の方が考えているとしたら、町長はどのようにお答えなさいますでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 自主財源をふやしていくということは、これは究極の目標でございます。ただ、その財源をふやすということに対して、何でもありかということになりますと、それはやっぱり選択をしながら、町民の皆さん方の御理解をいただけるような方法を目指すことが私はベストだというふうに考えておりますので、日々、私は仕事を通じて町民の皆さん方からいただく御意見、あるいはお話を総括して、私なりの方向づけをこれからもさせていただくことがいいのかというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 次に、教育の答弁に関しまして、お答えいただきましたけれども、その中で、改めて、大まかで結構ですので、いじめとはどういうことを意味するのかということ、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、いじめの認識について御質問かと思えます。

まず、いじめにつきましては、いじめられた子どもがいじめというふうに思った時点でいじめだという認識に立っているところでございます。いじめる側がいじめしていないと言ってもだめだということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 教育長おっしゃるとおりで、学校のいじめ防止基本方針の策定だとか、いじめ防止の組織の設置を目指しているというふうにお答えもいただきましたけれども、いじめ対策推進法でも本当に明記されております。心身の苦痛を感じたこと自体がいじめというふうに認定されるということでございます。このいじめの問題の施策をするということですが、基本法、組織の設置だとかするということですが、どのような方で、どのような顔ぶれを人材として策定するときに考えているのか、その辺、ちょっと伺いたいと思いま

す。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどもお話しさせていただいたのですが、北海道においては、条例を今、議会のほうに上程しておると。その条例の中で、北海道においても、北海道いじめ基本方針を今後策定する予定になっております。

当町としましては、先ほどもお話しいたしましたけれども、方針をつくっていききたいというお話をさせていただきました。北海道におけるいじめ基本方針、これが策定された後に、それらを参考にしながら、教育委員さん方、校長会、教頭会の方たちを検討する人たちに加えまして、対応を図っていききたいというふうに考えております。今、三者のお名前を申し上げましたけれども、プラス、PTAだとかも入れていきたい。まだ決まっておられませんので、当然、学校に関係する方たちに、学校評議員という部分もありますけれども、そういう方たちを入れた中で策定を進めていききたいというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 仮称ですけれども、北海道いじめ防止に関する条例も、道議会におきましても全会一致で可決するというふうな見込みで、これ、策定の準備、4月にも公布されるという形になっていると思います。

ここで、推進法との違いで一番大事なことは、社会全体の気運を高めるということだというふうに私は、この文章を比較して、読ませていただいて感じました。この中に、推進法もそうですけれども、北海道子どもいじめ防止につきましても、努力義務から義務規定になるという形でございます、いじめ防止だとかに関して、地域の住民に遅滞なく公表するということが明記されております。このことについて、どのような考えで、今までだと学校内の親御さんたちに対する配布というのはあったと思うのですけれども、広く地域に対してもということですので、公表するということですので、要するに啓発事業も含めて、それについてどのようなお考えでいるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

いじめを未然に防止する観点ということでお話しさせていただきたいと思いますが、まず、児童に対してどういう対応をするか、2点目、教師に対してどういう対応をするか、そして3点目が、学

校全体としてどういうふうに対応するか、4点目が、家庭、地域に対してどういうふうに対応するか。今お話しいただいた部分、要するに決定した部分をどのように多くの方にお伝えして、その気運を高めていくかということが重要なというふうに考えております。北海道については条例という方法をとっております。

法令自体の中では、条例化することを義務づけているものではないのでありますが、皆さんに広くお知らせするという部分で考えますと、議会で議決だとか、さまざまな方法で広報などを通じて皆さんにお知らせして、考え方の醸成を図っていくというのが理想かなというふうに考えております。

先ほど申しあげました防止基本方針についても、議決をいただく形で対応する方法等もございますし、条例という形で議員の皆さんに議決をいただく方法もあります。そしてその後、広報などで周知するというふうなことをしたいというふうに思っておりますけれども、現時点で、どちらの方法をとっていくか、条例として対応するか、例えば町民憲章などのように、議員の皆さんから議決をもらって広く伝えていくという方法もございますので、どちらの方法がいいかは、今後において十分検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今お答えいただきました。暴力以外の深刻ないじめということで、仲間はずれや無視、冷やかしかからかい、そして悪口やうわさ話、こういったことも子どもの中で、社会にもあるのでありますが、被害者と加害者になる、そのパーセンテージが90.3%と88.9%に及んでおります。小学校4年から中学校3年までの6年間で、国立教育政策研究所の資料で出されておまして、いつでも加害者になるということを想定して、今後もそれに向けての施策等々、頑張っていただきたいというふうに思っております。

それと、ちょっと時間がなくなってきましたが、地域のコミュニティスクールについてなのですが、コミュニティスクールについても道の指針もありますし、今まで私も東中中学校、そして今度は江幌小学校と、閉校の形をとるようなところも出てきております。そういった学校の地域の人たちとのかわりや連携がすばらしいというふうに感じておりましたので、ここら辺も含めて、上富良野町、上小が改築されますが、ぜひこのことを参考にしながら、地域の住民と呼応できる教育施設としてと、私、委員長のとときに、研修のことでお話しさせていただきましたが、ぜひコミュニティスクールの実践に向けて、予算も考えていただきながら、頑張っ

て、町民が参画できるような、そういう学校ということで施策として考えていただきたいというふうに思います。これについて伺います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員からのコミュニティスクールに関する御質問にお答えしたいと思います。

議員、先ほど御発言いただいたように、上富良野の町民の皆さんは、非常に学校に対しても御理解があって、そういう意味では、地域の教育力、そして地域のコミュニティという部分は十分に現在のところ維持されているのかなと思います。

先ほども申し上げましたとおり、学校に対する御意見等については、コミュニティスクール以外にも意見を反映する場がございます。今、すぐに取りかからないからずっと検討しないということではなく、時代の流れに合わせながら、研究、検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、3番村上和子君の発言を許します。

○3番（村上和子君） おはようございます。

3年前のきょう、東日本大震災に見舞われました。まだ多くの方が避難されており、多くの方が亡くなられました。改めて御冥福をお祈りいたします。

私は、さきに4項目通告しております。町長と教育長に質問いたします。

1項目めは、大幅改正になる介護、医療、農業について、国の動向を見据えた政策の展開を。

第5次総合計画の後期5カ年計画の初年度を迎え、将来の財政規律を見据えた予算の編成がなされているが、今後、国の方針が大幅に改正される医療、介護、農業について、政策の展開をすべきではないか。

次の点について伺いたい。

1点目は、介護保険料の抑制料の抑制を。

介護保険も要支援1、2の認定を受けた人の訪問介護とデイサービスを介護保険の給付から外し、生活支援などのサービスが市町村の事業に移行され、介護サービスの利用料が1割から2割に引き上げられることとなった。単身者で年金収入280万円以上など、夫妻では369万円以上などが対象。当町の介護認定出現率は低い、重度にならないための課題対応策を見つけ出し、平成27年度に行われる国の改正に向け、保険料の抑制につながるように、今年度から取り組むべきではないか。

2点目は、病院の安定経営について。

町はこれまで、国の長期療養型病床削減の動向にいち早く対応し、36床から28床の老健病床へ転換を図り、今日の比較的安定した経営がなされていると考える。

しかし国では、新たに地域医療構想が策定され、病床を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の四つの機能に分けて再編し、必要な病床数を削減しようとしている。リハビリ充実、地域包括ケア病床など、今後についての方向性の取り組みを伺う。

3点目は、農業政策に町としてはどのようにかわるのか。

政府は、2018年に生産調整廃止（減反）を打ち出した。米の生産を制限して、米価を下支えしようと、減反を40年余りにわたって続けてきたが、農家へは、非主食に米、飼料米をつくるように促すため、収入を標準化する仕組みを導入する方針である。何をつくるかに関係なく、町としては、担い手を支えるべきと考えるが、このような国の農業政策に対して、行政はどのようにかかわっていくのか、町長にお伺いいたします。

2項目めは、子どもの体力と学力向上を教育長にお伺いいたします。

体力が全ての活動の源であり、運動や健康のほかに、気力や知力の充実に大きくかわる。各学校での体力づくり、運動の取り組み状況について伺いたい。

また、学力向上について、教育振興計画も策定されたことから、全国学力テストからの課題に対する取り組みについて、土曜授業の実施に向けてはどのように考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの国の制度改正を見据えました介護、医療、農業に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の介護保険制度についてであります。国におきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が今国会に提出され、議員御発言にある内容を含めまして、同法律案の中で、平成27年4月以降の施行予定といたしまして、介護保険法関係の改正につきましても議論が進められているところであります。

平成26年度は、第6期介護保険事業計画の策定年度に当たりますので、国会での審議の動向等を見据えながら、サービスの低下を招くことがないよ

う、計画の策定に努めてまいります。

なお、本町の介護認定率は、これまでの予防事業の取り組み成果などから、全国平均17.3%、全道平均18.1%という中にありまして、12.6%という、極めて低い水準で推移をしておりますが、なお一層の高齢化の進展とあわせまして、認知症高齢者の増加や、介護度の重度化は一定程度避けられない状況と理解しておりますことから、給付費は増加傾向で推移していくことが予測されているところでございます。

どのような制度改正が行われようとも、これまで同様、保健予防、介護予防に重点を置きまして、予防事業、支援事業を初めサービス現場の実態を常に観察し、効果的な健康長寿推進の取り組みが介護の出現率を抑え、重度化を防止する最善策であるとともに、最も重要なことととらえ、そのことが給付費の増嵩、保険料の上昇の抑制につながるものと理解しておりますので、引き続き努力をまいりたいと考えております。

次に、2点目の町立病院の経営の安定についてであります。町立病院は、一般病床44床と、平成20年12月に療養病床から介護療養型老人保健施設に転換した28床と、外来の3部門で運営しており、介護療養型老人保健施設への転換により、一定の経営の安定化が図られたところでございます。

厚生労働省は、平成26年4月の診療報酬改定で、2025年に向けて、医療供給体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることと、入院医療、外来医療を含めた医療機関の機能の分化と強化、連携を図り、在宅療養の充実等に取り組むことの2本を柱としております。

平成26年度の診療報酬で創設されました地域包括ケア病棟につきましては、看護基準や専従の常勤理学療法士の配置などの設置基準が示されましたが、町立病院の現在の医師数や医療技術、看護職員等のマンパワーと、病院の施設の構造などを見たとき、国が求めている医療施策に対応できない場合がありますが、動向を見据えてまいりたいと考えております。

議員御質問の、町立病院の経営安定化につきましては、地域の方々への安定的で充実した医療サービスの提供が最も大切であり、加えて、経営の安定も図っていかねばならないという、非常に難しい側面を持っておりまして、町といたしましてどのような医療体制が必要かをしっかり見きわめながら、富良野医療圏や旭川医療圏との医療の機能の分担と連携を推進していくことも必要と考えております。

しかし、現状におきましては、まずサービス提供に支障を来すことがないよう、町立病院の施設維持

や補修を図るとともに、医療機器の更新、整備を進め、一層信頼度を高め、町民の皆様が安心して暮らせる医療体制の継続を最優先に考え、今後、病院現場と十分意見交換を図りながら、経営の安定化に向け取り組んでいく考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の国の農業政策に対する行政のかかわりについてであります。国におきましては、今後10年間で、農業、農村全体の所得を倍増させることなど、国内外の需要拡大、農林水産物の付加価値向上、多面的機能の維持、発揮、生産現場の強化の四つを柱とした農業政策の転換を打ち出しており、議員御発言の、米の生産調整の見直しもその一つであります。具体的な制度設計につきましては、今後の動向を注視するとともに、情報収集や事業制度の周知に努め、有利な制度活用を図り、本町農業の基盤強化と発展につなげていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、安定した魅力ある農業とならなければ、真の発展につながらず、町といたしましては、生産基盤の整備促進や新技術の導入、高付加価値化や人材育成等に積極的に取り組み、また、国際化に対応できる農業づくりが求められていることから、これらの目標を掲げた第7次農業振興計画を現在作成しておりまして、実行性のある計画となるよう努力をまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の2項目目の子どもの体力と学力向上に関する御質問にお答えいたします。

学校における体力の取り組みについてであります。一般的な体育の授業のほか、水泳、スキー、マラソン、縄とび、一輪車など、学校の規模や特色を生かした体育学習や、朝、中休みの時間のほか、運動会、遠足などの体育行事を通じ、運動に親しみ、みずから体を鍛え、児童生徒の体力向上を図るなど、学校全体で体力づくりを推進しております。

また、体力テストを町内の全校で取り入れ、児童生徒の体力や運動能力をとらえ、日常の体育活動に生かすとともに、児童生徒が自己の体力などを知ることによって、運動能力の向上に関心や意欲を持たせるほか、記録を蓄積し、体力、運動能力を学校の資料として活用を図っております。

平成25年度、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象にした体力テストの結果を見ると、当町の体力合計点では、小学生においては、男子が全国平均を上回り、女子は全国平均となっております。中学生においては、男子が全国平均をやや上回り、女

子は全道平均を上回る結果となりました。北海道全体が全国平均よりかなり低い結果の中で、当町は総合的に高い結果となったところでございます。

このような結果は、学校における取り組みの成果のあらわれであるとともに、多くの児童生徒が少年団活動や部活動などに加入し、充実した活動を行っていることも大きく影響していると思われ、引き続き家庭や地域と連携した体力づくりの推進に努めてまいります。

また、学力向上についてであります。町内の小学校6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力学習状況調査の結果では、小学生は国語、算数ともに全国の平均正答率より下回っておりますが、全道の平均正答率より上回っております。また、国語、算数ともに、主として基本的な知識に関してが、主に実生活の場面での活用に関する問題よりも低い傾向が見られます。中学校では、国語、数学ともに全国の平均正答率を上回っており、特に国語の活用に関する問題が上回っているところであります。

今後の課題と取り組みであります。今回の調査で測定できるのは、学力の一部ではありますが、小学校、中学校ともに、知識に関してが活用に関する問題よりも低い傾向にあるため、基礎的、基本的な知識や技能、学び方の確実な定着に向けて、組織的に取り組む学校力や授業力を高める必要があります。

また、落ちついた教室で集中力を高めるための学習約束、決まりの徹底や、学習の場にふさわしい環境を工夫するなど、引き続き継続的な検証を行い、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を図り、学力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、土曜授業についての考えであります。文部科学省では、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業をとらえ、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、このたび学校教育法施行規則の一部を改正しました。

また、あわせて、子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業の協力を得て、土曜日の教育活動推進プロジェクトを進めていくこととしております。これによりますと、学校が主体となった教育活動であるものの、希望者を対象として学習などの機会を行うなど、教育課程外の学校教育を行う土曜の課外授業とも呼ぶべき形態や、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会を行う土曜学習とも呼ぶべき形態があるところでございます。

国においては、これら総合的な観点から、子ども

たちの土曜日の教育環境の充実に取り組む考えであります。当町におきましては、教育の現状や社会状況を踏まえ、土曜日の教育環境の充実については、当町の児童生徒の活動実態や、望ましいあり方などを見据え、検討を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩としたいと思います。

再開を10時40分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1点目の介護保険料の抑制のところで再質問したいと思います。

介護認定率の出現率、これはもう既に、ここ10年ぐらい、低く抑えられていることは承知しております。この部分は大変努力されていると考えますけれども、認定になりましてから重度化になっていきますので、重度化にさせない予防策を計画をして、まして今回、改正によりまして、介護給付から要支援1、2の支援が外されて、市町村に任されるわけでございます。そうすると、そこもしっかり取り組んでいけませんと、これがまた介護予備軍になりまして、だんだんと重度化になっていくと、こういうことございまして、前回、一般質問で、私、口腔ケア、歯周病ということ、これを取り入れますと、やっぺいきますと、認知症を遅らせたり、糖尿病の予防になると申し上げました。そうすると、すぐ対応していただいたわけですが、このところはまた大変評価したいと思っております。こういった早い対応、こういったことが必要でして、行政側と介護を受ける人との一体感を大変感じております。

それで、健康かみふらの21計画、ここにありません生活習慣病の発症予防と重症化予防ということで、ちゃんと計画を立てておりますけれども、このところの循環器の疾患対策の検診の検査項目、これを追加とあるのですけれども、これらもまだ取り組まれていないと思うのですけれども、こういったことを実現することによって、重症を免れていくのではないかと思うのですけれども、こういった早い取り組みをと思うのですけれども、その点、町長はどのようにお考えになりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の介護予防に関します御質問にお答えさせていただきますが、町で健康かみふらの21で示させていただいておりますさまざまな介護、あるいは要支援に至らないための施策につきましては、掲げている目標、議員ただいまお示しいただいたような項目、たくさん掲げておりますが、その中でも、やはり保健指導の現場を感じる、まず実態に応じて優先度をしっかりと定めて、優先度の高いものから取り組むということをやまず基本にしていることと、保健指導現場の皆さん方が日々感じておられることは、過去の反省もありまして、ある一定程度、支援が必要となったり、あるいは介護が必要になったことに対する支援にどちらかという力が入っていたという時期もあって、そうではなくて、そこはそこで対応する術がありますので、そこに至らないようなことにどんどん実態を把握したり、あるいは事前の策を打ったりと、そういうことに大きく軸足を移していますので、実態を常に観察しながら、介護度、あるいは要支援にならないための施策を適切に取り入れるように心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） そうですよ。町長もそのように考えておられるということで、まさに今回、要支援1、2、ここら辺も外されてまいりますし、介護保険料が今度2割負担、5人に1人が対応になるような感じですが、そうすると、また手控えて、余りサービスを利用しないで、悪化されても困りますので、そういったところで、糖尿病から合併症になりますと、25年間で4,000万円ぐらいかかると、大変な金額です。やっぱり医療費を抑制していきませんと、だんだん増嵩して、給付がふえてまいるわけでありまして、私が議員に出していただいたときには、介護保険の特別予算も5億6,000万円ぐらだったのです。今回、15年たちまして、8億3,400万円の予算でございますけれども、あと10年もすると10億円を超えてくるのではないかと。そうすると、ますますこれから給付の増嵩と、保険料、27年度、介護保険料の改正になりますけれども、かなり上昇するのではないかと。そうなりますと、やっぱり国の今回の改正案、1、2の支援を介護の給付から外して市町村に任せるわけですが、給付は同じですが、サービスの利用の下限が、やっぱり負担が少し伴うわとなると、ちょっと利用を控えたりしますと、だんだんと介護予備軍、重症化になってしまうのですけれども、このところ、介護サービスの利用を控えたり、デイサービス等も負担割合をふやす

ことなどしませんが、今までと同じような、町で取り組みができるように、こういったことを考えるのですけれども、これが保険料抑制の力をこれから考えていけませんと、かなり上昇するのではないかと考えておりますが、そういった要支援が町に任される部分については、今までと同じような方法でできるようになったらと思うのですけれども、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にあります要支援の1、2の方に対します国のこれからの方向づけというものが、今、姿を見せておりますけれども、実施にはまだもう少し時間がありますけれども、町といたしましても、今までの議会での議論、あるいは機会を通じて私も申し上げてきておりますけれども、町といたしましては、やはり地域に移管されるというようなことを想定いたしますと、やはりそれをしっかりと支えていくだけの、まずマンパワーも備えなければなりませんし、あるいは負担感がどういふふうに伴ってくるか、あるいは町としてそこに独自性をどうやって発揮していくかという、さまざまな準備を重ねて、それに備えていかなければならない。国のほうも、地域の財政力等によってサービスに差が出るということは、これは国も望んでおりませんので、そういったような情報をしっかりと私どもは把握した中で、従来どおりの支援策が講じていけるように、そしてなおかつ、予防等を通じて介護度が上がらない、さらには重度化しない、それがひいては保険料の抑制につながるというようなことで、トータルで介護についてとらえていかないと、一方だけ切り取ってというわけにはいきませんので、これからそういう時代が来るということを先取りして、研究、検討を続けてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 自治体として考えていくとおっしゃるわけですが、財源は介護保険から出るので、サービスの内容や料金は自治体の裁量なのですけれども、やっぱり介護の事業者だけでなく、今、マンパワーとおっしゃいましたけれども、ボランティアなどにも担い手を広げて、効率的にサービスを提供するような形、それとか、町民の方も介護予防を理解してもらわなければいけないと思います。そういったことで、行政としては介護予防総合講座ですとか、そういったものでしっかりと介護予防に取り組んでいくような方策を設けるとか、そういったことを考えていただきたいと

思うのです。

それで、国としては、これにかわるものとして、地域ケア会議、これを各市町村に設置するというのを言っているのですけれども、上富良野町での取り組みはどのように考えておられるのか。このサービスが低下しますと、かえって介護が必要な人がどんどんふえてまいりますし、給付もふえてくることとなりますので、こういった地域ケア会議などは設置する予定があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいま3番村上議員からの地域ケア会議等に対する考えの御質問がございましたけれども、これから介護保険制度そのものをどのように上富良野町として取り組んでいくかということで、そういった多様な皆さん方の御意見を伺ったり、そして、そういったものと町の思いを組み合わせて、しっかりとした制度にしていくためには、そういうことの検討は大変重要なことというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしく願いいたします。

次に、病院の安定経営のところでございます。

ここ2025年、随分先と置いていらっしゃるのでしょうか。11年なんてすぐ来ますよ。何と言っても地域住民にとってなくてはならない公立病院でございますので、充実した医療サービスをしながら安定経営も図っていかねばいけないということで、大変難しい、町長もそのようにおっしゃったのですけれども、今、病床のことで、44床の一般病床が、稼働率が57.2%と、約半分あいている状況です。まずこの病床をどうするのか。老朽化していますので、44床全部使える状態にはなっていないと思うのです。重症の方もおられたり、いろいろ思うのですけれども、そこをまず改修するなどお考えにならないのかどうか。今、一般病床の44床の半分ぐらいあいているところ、そういったところが、その病床についてはどのようにお考えになっているか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の町立病院の運営に関します御質問にお答えさせていただきます。

一般病床の稼働率につきましては、状況によって変化してしまう、これは必然性がございまして、それは御理解いただきたいと思います。ただ、改修等につきましては、今、議員も御案内だと思いますけれども、どちらかと申しますと、病床も個室化を求

められたりということで、私といたしましては、まず第一義的には、病院の経営を現場で担っていただいております院長を初めとする病院のスタッフの皆さん方の思いを受けとめることが第一義だというふうに考えておきまして、病院の経営、あるいは医療を確保していく上で、どうしても求められるものについては、これは応えていくべきだというふうに考えておきまして、私のほうから、こういうふうに改良したい、改善したいということは、それは現場から聞くことが先だというふうに考えておりますので、議員御質問にありましたような、病院の経営を安定的に図っていくために必要なことが現場から上がってきたときには、応えられるような判断を下してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 病床につきましてはそのようにお考えだということはわかりました。

それから、これから高齢化で、慢性の病気をわずらう人がだんだんふえてきているのですよね。だから、そういった、今回、国のほうも医療提供体制を見直すということ、慢性の病気の方に対してどうするかということですが、私どもとしては、公立病院としまして、地域包括診療科の創設などはちょっと先のことになると思いますけれども、そこら辺はどのように、今の段階で結構ですが、町長の頭の中にはどのようなお考えがあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

お尋ねにあります地域包括ケア病棟等についてのお尋ねかと思いますが、冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますけれども、このケア病棟というものに対しましては、その条件を満たすための条件が非常にハードルの高いものでありまして、今、上富良野の病院でそういうケア病棟の要件を満たせるだけの財力もそうですし、当然、医療スタッフも含めて、ハード、ソフト両面から、今の段階では非常にハードルの高いことであろうと。町単独でそういう仕組みが満たされないとすれば、お答えさせていただきましたように、この富良野医療圏域、あるいは旭川市も含めた広域医療圏域の中で機能分担ができないか、そういうことをむしろ模索していくべきかなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 大変本当に難しい病院でございますけれども、今回、町長も大変力を入れられて、公立病院にかかる財政措置が1年間延長さ

れたということで、本当にこの部分はよかったなと思っております。なくせない、地域で住民にとっても本当になくてはならない公立病院でございますので、やっぱり今後、経営の安定も図りながら、医療の充実も図りながらということで、大変あれだと思っておりますけれども、やっぱり財政的に詰めていくとすれば、後発医療品のジェネリックの積極的な活用ですとか、これは少し医療費の抑制になるのではないかなど、このように思いますし、今、病院での診療実績を比較するような形で公開するようなことを求められてきていますので、そういったことをしていただきますと、透明といいますか、この財政の確保にセーフティーネットを張っていただきたいと思うのですけれども、事務長もいらっしゃいますけれども、町長もこの点についてどのようにお考えになるのか。

それと、今、自治体病院の広域化連携構想、富良野地区行動計画を策定したのですけれども、この医療連携体制の構築とありますけれども、現在取り組んでいる以外に何か決まっていることがあるのかどうか、広域の関係の医療連携の体制ですけれども、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

前段の病院の実態の透明化については、事務長から答えられれば答えさせます。

後段の広域の医療連携についてでありますけれども、現在、既にそういう機能を圏域として發揮している部分が何点かございます。御案内のように、周産期の医療体制、あるいは病病連携、そういったことは既にもう形として取り組まれております。

ただ、大きな意味で、この富良野圏域の医療体制をどういうふうに構築していくかということに対しては、これは今、私も富良野圏域として、北海道が指導的な立場にありますので、北海道に対して富良野圏域の医療体制がどのようにあるべきかということをリーダーシップを發揮してほしいということを申し上げております。しかし、そういったことが提唱されて、多分もう四、五年になるかなと思いますけれども、残念ながらこの富良野圏域のみならず、北海道全体でも、道立病院をどうするかということがまだ決着もしておりませんので、なかなかそこまで手が及ばないのかもしれませんが、非常に私も注目しておりますし、これをしっかりしないと、それぞれが独自にということ是非常にナンセンスですので、これは大いに私も圏域としては共有しておりますので、しかしながら、住民の皆さん方の医療サービスを低下させないというこ

とが前提ですので、大いに興味を持って見守っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（山川 護君） 3番村上議員の御質問にお答えします。

診療実績の御質問でございますが、基本的に診療実績と申しますのは、患者さんが、例えば手術を勧められたときに、自分でもう一度別な先生に確認してみたいとか、複数の病院にかかって診療を決めていくというときによく使われるわけでございますので、御存じのように、うちの町立病院の置かれている医療機能から申しますと、あくまでもゲートキーパー、門番としての役目でございますので、専門医もございませんので、町民の方が町立病院に患者さんとして来られて、町立病院でその次の日赤なら日赤へ紹介をする、専門医へ送っていくというのが、その高度の医療へのつなぎ役でございますので、うちの病院自体が、診療実績について公開をしていくというような、正直な話、項目の診療をしていないというふうに御理解願えればと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 次に、農業の政策に町としてどのようにかかわるかというところにいきたいと思っております。

国では今、四つの農業改革が出されました。農地の集積、集約化をどのようにしていくかということでございますが、上富良野町の米の作付面積、1戸平均どれぐらいの面積なのでしょう。今、全道平均では24ヘクタールと言われておりますけれども、その点と、それと、上富良野町は農地利用権を取得して、まとめて、そして貸し出しをする農地中間管理機構、これを設置するのでしょうか。そして、農業委員さんはその機構が農地をまとめる際の実務を担うと言われているのですけれども、そこら辺の対応につきましてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の農業政策に対します御質問にお答えさせていただきます。

水稻の作付実態につきましては課長のほうから答弁させていただきますが、農地の中間管理機構についての御質問にお答えさせていただきますが、これは上富良野町も設置することになります。それで、この制度をどのように運営していくか、運用していくかということは、まだ方向性を定めておりませんが、いずれにいたしましても、国として、農地バンクと申しますが、農地バンクについては大きな力を

入れようとしているところでございますが、我々地方自治を預かる立場の中の意見としては、非常に国の制度設計の中で、本州の小規模の兼業農家で、農地を資産として持っておられる方が、なかなか流動化させないというようなことに対しての方策として、中間管理機構という仕組みを通じて流動化させようということが主眼だというふうに我々は理解しております。特に北海道としては、なかなかこれはなじまないのではないかとこのように我々としては評価をしているところでございますが、そういう制度を町として置くことにはなと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 第7次農業振興計画の中に、こういった国の動向を見据えながら、上富良野町としての計画を考えていただきたいと思っています。

それで、新しい技術の導入とありますけれども、どういった技術を考えておられるのか。また、今、若手の女性のNPO法人はらぺこさん、非常に若手の女性がどんどんと今、出てきております。将来、何かちょっと明るいものが見えるかなという感じがしておりますけれども、そういった人、そういう人材を育成しながら、そういった方の、これからの農業の取り組みとして、付加価値を考える、発信力というか、そういう若手女性農業者も7次農業振興計画の中に取り入れていただきたい。そして、やっぱり魅力ある農業ということにしていくためには、そういう計画の中に盛り込んでいただきたいのですけれども、どのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 3番村上議員の当町の稲作の作付状況に対する御質問にお答えさせていただきます。

ここ数年、当町におきましては、稲作の作付面積が約780ヘクタールから800ヘクタールで推移してございまして、現在、稲作を営まれている農家の方が約130戸で、大体1戸当たりの平均面積が6ヘクタールというような状況になってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第7次の農業振興計画に臨む考え方についてお答えさせていただきますが、新技術等につきましては、さまざまな切り口を国としても用意いただいているところでございまして、もちろんイン

テリジェンス農業、要するに最先端技術を駆使した、人工知能だとか、遠隔操作だとか、あるいは品種面におきましても、直播栽培だとか、そういったさまざまな、あるいは自然にやさしてカバークロップ事業なども既に展開されておりまして、そういったことを国としては推進していこうという姿勢でございまして。特にバイオエネルギー等についても新技術の中でくくられるのかなというふうに考えているところでございます。

そういった技術、さらに、議員から御質問にありました、特に若い人が農業に関心を持っていただけるような展開というのは、これも私も全く同感でございまして、今、7次の振興計画の中では、さすが上富良野だなど、こういうところがやっぱり力を入れていこうとしているところなのかなということが見えるような振興計画にということで、今、審議会のほうに我々が示しました素案を検討していただいているところでございまして、何としてここは本当に上富良野らしさを出せるような振興計画をつくりたいということで取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） よろしくお願ひいたします。

次は教育長にお尋ねします。

体力もいろいろと、スキーだとか水泳だとか、かなり取り組んでいらっしゃるということでございまして、やっぱり今、ゲームだとか、そういったもので家の中で遊んでしまうというか、やっぱり野外に出ることが少なくなってきたりしているのですけれども、もう少し遊び感覚で運動神経を取り組むような感じの、今、留萌でやっているのですけれども、コーディネーショントレーニングといいまして、音を鳴らしまして、それを脳に反応させまして、そして片足を上げたり、いろいろ反応する。それによってどうなるかという、素早い対応ができるということで、片足を上げてバランスをとるとか、やっぱり違う方法でいろいろと、体力は本当に根幹でありますので、そういった新しいコーディネーショントレーニングなどというものを、これが留萌さんで非常に体力向上に効果を上げていらっしゃるのですよね。だからそういったところもちょっと研修といいますか、参考にさせていただいて、どうかと思いますけれども、まず体力づくりの点です。

それと、学力のところも、いろいろと平均を上回っているとか、いろいろありますけれども、国語と算数については、少し活用の面の、小学生と中学

生、共通した面で、少し平均よりもどうかというところがあるという御答弁をいただいているのですけれども、どうなのでしょうかね、土曜日の授業などもやっていただくと、そういった学力向上、それと、家庭でしっかり学習していただくというか、家庭教育力というのですか、やっぱり家庭で取り組む力といいましょうか、そういったところをちょっと指導していただいたり、それから、わからないことをそのまま終わらせないということで、やっぱり授業の研究とか、一人一人の学力に見合せて向上していくような取り組みをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員から多項目について御質問がありました。

まず1点目、体力に関して、コーディネーショントレーニングに関してでありますけれども、ちょっと私、どのようなものか、実態を知らないわけですが、体力については、現状のところ、非常に好ましい状況ではあります、それがずっと続くわけでもありませんし、日々いろいろなものを研究していくという観点で、こちらのものも私なりに勉強させていただきたいと、そんなふうに思っております。

学力の部分であります、学力の部分については、先ほども申し上げましたけれども、活用の部分は非常に高いと。しかしながら、活用ができるのにどうして基礎の部分がちょっと低いのかなという部分、さまざまな原因が考えられるわけでありまして、早とちりして簡単に間違える場合もあるでしょうし、その辺の原因は明らかになっていませんけれども、現実として基礎の部分に若干弱い部分があります。これについては、繰り返し基礎の部分をしっかり子どもたちに学習させるということが重要でありますし、個々の能力に合わせて、習熟度に合わせて指導することも重要かと思っております。個々の子どもの状況に合わせては、TT、チームティーチングという制度がありまして、学校のほうで授業参観していただくとわかるのですけれども、昔であれば担任の先生1人で全員を教えておりましたけれども、今はそうではなく、教室の中に2人の先生がいるような状況があります。そういう部分で、個々の学習、習熟度に合わせて、そういう形で指導を図っていると。これらを進めていく中で、少しでも全体の学力が向上するような形を続けていきたいと、そんなふうに思っております。

あと、土曜授業に関してでございますけれども、土曜授業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、土曜日の活用の仕方、学習の質が、ある意

味、総合学習であったり、社会人の方たちから力を借りたりする事業でありまして、学力という観点に特定したものではないというのが一つございます。そこをまず御理解をしていただきたいと思っております。

全国で見ますと、土曜日の午前中を子どもたちがどういうふうにご覧しているかという部分のアンケート調査を見ますと、うちの町であります、スポーツ、学習しているという子どもが55%おります。全国を見ますと46%ということで、10%、うちの子どもたちは、土曜日の午前中、しっかり目的を持って過ごしているということで、非常に好ましい状況であります。この率を少しでも高めていく努力については、当然していかなければならないのであります、今、国が提唱している部分にすぐ飛びつくのではなく、じっくりと子どもたちがどういうふうにご覧しているかという部分を検証した中で、取り組みを進めていきたいと思っております。

また、社会教育事業として、子どもたちの事業を土曜に、うちの町は相当の数をやっております、これ以上入れ込むと、スタッフの部分もありますし、参加する子どもたちが果たしているのかという、そのような実態もありますので、ただ、国が提唱している事業を知らないということではなく、じっくりその状況を確認しながら事業を進めていく、子どもたちに一番いい方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 土曜授業も、地域や企業の方の協力を得て、土曜教育活動推進を立ち上げてやっていきたいということでございますけれども、こういった部分は、今、将来のキャリア教育にも結びついていくのかなんて考えたりはするのですけれども、先日、子育て世代のお母様方と会う機会がございまして、なかなか授業の流れが、小学校は45分ですか、中学校は50分、流れがなかなか早くついていけないと。そして、聞きたいと思っても、なかなか教えてもらえないと。上富良野小学校の学校だより、校長の読みますと、やっぱりついていけない、わからない、それをそのまま放置していくと、また大変なのだということで、私は、やっぱり土曜授業も教育委員会としてはやりたいと思っても、先生方のほうが、旭川から通ってこられている先生がいっぱいらっしゃいますよね。そうすると、わざわざ土曜日に、このためだけに旭川から通ってくるということにはならないのではないかと。私はその点がどうなのかなと思っている点と、父兄の調査アンケートをもう1回やっていただ

けません。すごいあれですよ、ふだんの授業になかなかついていけないお子さんもたくさんおられると思います。そういったお子さんが、土曜日、ふだんの授業でわからないところ、ついていけないところを、生徒について何時間でも教えてあげるといふこと、これはできないものかと、こういうふうに見えるところです。それで、こういった積み重ねが学力の基礎になっていくのではないかと、私はこのように考えているのですけれども、いかがでしょうか、教育長は、土曜授業につきまして、ちょっとお考えをいただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の土曜授業に関しての御質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたけれども、今、国が考えている土曜授業、学力を主に置いていないということをまず御理解いただきたいと思ひます。

それで、今お話の中で、授業がわからなくて非常に困っているお子さんがいるという部分、その実態については私も押さえておりますし、課題だと思っております。

教育委員会といたしましては、既にそういう部分、少しでも解決したいということで、教育委員会が実施しておりますちょっと学習という学習授業を行っております。本年度につきましては、延べ14回、半日を14回、延べ日数でいうと7日間になります。参加人員のお子さんが、小学校4年生から6年生までですけれども、延べで418人来ていただいております。そういう授業も入れながらやっておりますし、また、先ほど家庭における学習についてのお話もありましたけれども、大変北海道の子ども、そして上富良野の子どもたち、家庭における学習時間が全国から見ると不足しているという実態があります。これも課題だと思っております。学校では、当然、家庭学習をするように、家庭学習に関する資料を各家庭、保護者に向かって発信しているところでありますし、教育委員会についても、教育委員会独自で家庭学習のすすめというパンフレットをつくって配布をしているところでございます。なかなか保護者で悩みを持っている方、端的に困っているのだというお話はするのですけれども、保護者の方も、家庭において子どもたちに学習をさせる環境づくりをしてもらうのも一つですし、教育委員会としても、当然、それに対して何らかの支援もいたしますし、課題として持っているという部分を御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 土曜授業につきましては、

約3割ぐらいの自治体が考えているということで、南富良野町も今検討中であると、こういうような状況もあります。課題ととらえないで、ひとつ土曜授業につきましても、今後も調査等の状況も見ながら、ぜひ考えていただきたいと思ひます。ちょっとお願いしたいと思ひますが、頭の隅に置いておいていただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですか。

教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員からの土曜授業に関してであります。

今現在は、すぐすることはなかなか難しいかなとは思ひますけれども、体制をしっかりと、子どもたちが非常に今、忙しいというのが一因としてあります。そのことを私たち教育委員会も理解しながら、いろいろなカリキュラムを組んでいかなければならないなど、そんなふうなことで思っておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番岩崎治男君の発言を許します。

○9番（岩崎治男君） 私は、東中中学校の閉校の対応についてということで質問いたします。

東中中学校は去る2月16日に閉校式典が挙行され、喜びや悲しみなど、思い出も多く、郷愁の念が心の奥底に深く刻まれたものとなったのであります。東中中学校の歩んできた67年間の道のりは、長くもあり、あつという間の歴史でもありました。来る3月17日は、最後の卒業式が行われ、中学校の門を閉ざすこととなりました。前の日の3月16日、朝8時40分より、同窓会の入会式を挙行して、5名の生徒が同窓会に入会して、総勢2,060名の同窓生が東中の中学校を旅立ったということでございます。なお、昭和27年に当時の同窓会が寄贈した東中中学校の校旗が、今回、終了ということで、返還式を行うこととなっているところでございます。

生徒数の減少は時代の潮流として受けとめるしかなく、東中中学校のともしびが消えることは本当に寂しい限りであります。

中学校閉校後の諸対応について、現有の校舎や体育館、敷地など、施設の全般にわたり、今後どのような取り運びとなるのか、次の点について町長の考えを伺います。

まず(1)として、自衛隊の武道、銃剣道並びに柔道などの練習場、それから、体育協会を中心としたゲートボール、テニス、卓球、バレーボール、バス

ケットボールなど、スポーツ施設としての活用を考えてはいかがかということでございます。

(2)民間の方による画廊や写真館、物産展示館としての利用は。または、東中は農産物の豊富な産地でありまして、これらの直売所としての利用を考えてはと思います。

(3)として、アグリ、農業関係者の宿泊施設としては利用しては。季節農業作業員が、富良野辺に夏の間はたくさん入りまして、ここでひと働きをして、また次の地に行くというような、季節的な労働者もたくさん入るところでございます、これらに利用できないかということでございます。

(4)は、工場等の誘致を考えてはどうかということでございます。内陸にて大規模な工場は望みませんが、中小的な工場で、地元の労働力を活用して、そういうことを考えてはどうかということでございます。

(5)ですけれども、上富良野中学校改築工事が行われるということで、この間の説明の中で理事者のほうから説明がございました。これらには、仮設校舎をつくって臨時的に授業を行ってやらなければならない、大々的な改築工事というふうに承ったところでございまして、それには、東中中学校も多少手狭ではございますけれども、最盛期は200名の生徒がそこで学んだということで、私は昭和29年に入学した者ですけれども、私の同級生は80名の同級生が集ったというぐらいで、上中が今250名か270名か、そのあたりでないかなと思うので、多少手狭でも、使えるのではないかなと。町の大きな仮設学校にお金をかけるのであれば、東中を活用したらいかがなものかなというふうに考えたところでございます。

それから、2項目めのクリーンセンターについて質問をいたしたいと思えます。

上富良野町クリーンセンターは、近代的なごみ焼却施設、リサイクル施設として、平成9年、10年度の継続事業で完成した建物であります。

特に公害防止装置や有害ガス除去装置など、大気汚染の防止に万全を期した施設となっております。また、平成7年には、最終処分場施設を加え、上富良野町クリーンセンターとして稼働しております。

この有効な施設も、15年が経過していることから、安心、安全がきちんと確保されているのか、次の点について町長に伺います。

(1)排ガス、ダイオキシンの濃度は基準値内で稼働しているのか。

(2)直近のダイオキシンの測定量はいかがか。

(3)ダイオキシン類を適正に保つため、活性炭を使用していると聞いているが、1カ月にどの程度使

用し、年間ではどの程度の費用がかかっているのか、伺います。

(4)平成7年度に完成し、利活用している最終処分場の埋め立て地は、今後何年ぐらい使用可能なのか、お伺いをしたいと存じます。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの東中中学校閉校後の対応に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

東中中学校の閉校後の利用につきましては、さきの定例会の一般質問でもお答えさせていただいておりますとおり、地元住民会から、農作業の人材確保を図るための宿泊施設に活用できないか検討願いたいという御意見をいただきまして、検討、協議を進めてまいりましたが、実施が困難であるとの結論に至りまして、地元住民会の御理解をいただきました上で、ほかの活用方法についてさらに検討していくこととなっているところでございます。

議員御発言の、それぞれ個々の利活用につきましては、農業関係者の宿泊施設としての利用は、前段申し上げましたとおり、実施が困難であり、また、上富良野中学校耐震化工事に伴います仮校舎としての利用につきましても、現実的に対応は困難であると考えているところでありまして、他の利活用につきましても、利用形態や利用内容等によりまして、構造上での課題や運営上での課題も想定されますが、引き続き地元住民会との協議を通じまして、さまざまな御意見をいただきながら、今年度中をめどに、一定の方向づけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのクリーンセンターに関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目と2点目の排ガスに含まれるダイオキシン類濃度についてお答えさせていただきます。

ダイオキシン類濃度の測定につきましては、春と秋の年2回実施しておりますが、平成25年5月の測定時には、A系の焼却炉は0.029ナノグラム、B系の焼却炉につきましては0.0022ナノグラム、11月の測定時には、A系焼却炉におきましては0.01ナノグラム、B系焼却炉につきましては0.00018ナノグラムとなっております、これらは国のダイオキシン類濃度の基準値、10ナノグラム、また、町で定めております自主基準値、5ナノグラムをいずれも大幅に下回る数値となっておりますことから、施設が安全に稼働しているものと理解しているところでございます。

次に、3点目のダイオキシン類濃度を適正に保つための活性炭使用量と費用についてであります。

現在、活性炭の年間使用量は3,450キログラム、費用につきましては、平成24年度実績でございますが、212万円となっております。なお、この費用につきましては、施設の維持管理委託業者との長期継続契約の中におきまして、維持管理経費の中で対応させていただいているところでございます。

次に、4点目の最終処分場の使用可能期間についてですが、最終処分場は平成8年4月から稼働しておりますが、敷地全面積は4万6,000平米のうち、埋立処分場の造成面積は1万2,500平米であります。この埋立処分場の埋め立て計画容量は5万6,400立米となっております、利用開始から18年を経過した現在、埋め立て済み容量は1万8,846立米で、埋め立て計画容量の約34%となっております。

今後におきましては、想定でございますが、現在の年間約800立米程度の不燃ごみや焼却残渣の埋め立てなどを考慮しますと、16年後の平成42年ころには定量になるものかと試算しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） まず、項目別に順序を追って、中身について質問したいと思いますけれども、(1)の自衛隊の練習場とか体育協会のおのおのの室内練習場として活用できないかと考えているのですけれども、お尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、さきのお答えの中でも一部触れさせていただいておりますが、さまざまな中学校の跡利用が想定されるわけでございますけれども、校舎、さらには体育館と、大きくくくりますと二つの利用形態も想定されるかと思いますが、現在、東中中学校につきましては、実は学校の耐震診断も行っております。その結果は、非常に好ましいものではございません。そういうところから判断いたしますと、議員から御提案いただいておりますようなさまざまなスポーツを行うための施設、あるいは宿泊施設もそうでございますが、町が主体的に維持管理を行うことを前提として利用することになりますと、そういった構造上クリアしていかねばならない課題があります。そういったことを含めると、今、議員から御提案ありましたような利用は、当然、そういう利用がされることは望ましいわけでございますけれども、一方では非常に高いハードルがあるという、安全上の、あるいは構造上の大きな課題があるということを御理解いた

だきたいと思っております。

その前段に、まず地元の皆さん方からの御意見を伺うことを第一義としておりますので、そういう段階を経て判断してまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） ただいま町長は、建物に構造上の問題もあるということでございますけれども、福島や宮城の震災以来、耐震の問題につきましては、大変どこでも問題とされていることだなというふうに思っており、私も危惧するところですが、これに多少のお金を費やしても、上富良野町のスポーツや体育を通じて健康を守るという視点からは、こういった施設も上富良野町にも1カ所ぐらいあってもいいのではないかとということで再質問しますけれども、町は健康づくり推進のまちということで、先だって、福祉施設かみんで、町民参加のもとに、健康づくり推進のまち宣言をなされました。私も同感をしたところでございますけれども、このときの先生は、健康は、第一はやっぱり食育だよと。上富良野で進めている350グラムの生野菜を食べるといこともその一つかなというふうに感じておりますけれども、次は、やはり年齢に適した健康な体力づくりが必要であると。若いときはハードルの高い、オリンピックでやられるようなスポーツも大事でありますけれども、年齢に応じたスポーツとして、先ほど私が提唱したスポーツのほかにも、フロアカーリングとか、インドアゴルフ、それから、最近はやってまいりましたワン・ツー・スリーのふまねっとサークルというのが、2月28日、社会教育総合センターの2階で行われまして、私もその1人として参加いたしまして、32名の方がサポーターとしての研修を受けたわけでございますけれども、これは勝ち負けを決めるスポーツではなくて、本当の健康運動ということで、網の上をいろいろな方法で競技をしながら体力づくり兼楽しみ会というようなスポーツであります。こういった軽スポーツをやるのにも、やはり場所が必要でありまして、東中中学校の体育館を、多少の修繕費といいますか、そういうものをかけてでも、手直しをして利用するべきと考えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま体育施設としての利活用をというような御趣旨かというふうに思います。健康づくりを推進していく上におきまして、体力づくりというのは心身ともに健やかな健康を維持するために大変大事だということにつきましては全くそのとおりでござい

ます。

ただ、現在、上富良野町内におきまして、健康づくりのために、とりわけ冬期の体育活動を通じての健康増進ということは非常に課題であります。おかげさまで現在のところ町が所有いたします公共施設、あるいは学校開放事業等を通じまして、施設利用については、それぞれ体育団体等の御協力をいただきまして有効に活用されておりまして、全体としてのパイが不足しているかというような差し迫った状況ではないというふうに私は理解しております。さらに、そういう状況におきまして、財政投資して東中中学校の活用を図っていくという選択というのが、果たして町民の皆さん方にとって求められていく姿なのかどうかということは、少ししっかりと検証する必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 次に、(2)の民間の方による画廊や写真館、物産展示館としての利用はいかがか。または、東中は農産物がとれる土地でございまして、これらの農産物の直売所としての利用はいかがかなという、町長の考え方を伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の民間の方により活用を図ってはという御質問にお答えさせていただきます。

まずその前に、先ほども申し上げましたけれども、まずどういう利用が地域として望まれるのかと、実現できる、できないはともかくとして、まずその意向を伺うことが町としては第一番だというふうに考えておきまして、現在、東中住民会を中心に議論をお願いしているところでございます。その後におきまして、民間の方へ移譲するなり、そういった選択肢を排除するわけではございません。それはまだまだこの先、地元の意向を踏まえたり、あるいはどういう姿で譲渡していくかというようなことも考えていかなければなりません、民間の方に移譲するというのも選択肢として排除するものではありません。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 町長の前向きな考えも知ることができました。私も東中で農業経営をしているということで、今、住民会長がこの検討会を、何名かの者でやろうとしているところでございますけれども、16日には住民会の総会ということで、この場で皆さんの意見を聞きながら、そういったものを立ち上げたいなということで、現在はまだ相談するような場所が固まっていないというのが現状でござ

いまして、町長もそういうお考えを配慮していただきまして、今後、自分たちも取り組んでまいりたいというふうに考えているので、御了承を賜っておきたいと思っております。

次に、三つ目のアグリ宿泊施設として利用できないかということで、昨年だと思っておりますけれども、そういうことを私もちまたのお話として伺っていたところでございますけれども、立ち消えになっているということで、その趣旨については今の答弁でわかったのですけれども、何が原因で成立しなかったのかという部分がちょっと見えてこない、お聞きします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業の雇用確保のための宿泊施設としての活用をという御質問かと思いますが、これに関しましては、幾度か御説明させていただいておりますように、現在、現実にそういう取り組みをしていただいております富良野農協さん等の、町が直接みずからその事業運営を進めるということは非常に困難であるというまず前提をもちまして、そういう既に取り組みしております農協さんあたり等の実態をお聞きし、あるいは考えをお聞きいたしましたけれども、非常に農協さんといたしましても、富良野農業の振興を図る上において取り組みをしているけれども、農協の経営の中でもいっばいっばいの対応が現実であるということで、さらにそれに厚みをつけていくということは、農協の経営上、到底それは可能性は見出せないというような考えも伺っておりまして、そういう状況の中で、町が独自にということさらにはハードルが高いこととなりますので、それは断念したというような状況で、そして、そういうお話をいただきました地元の皆さん方にもそのような御説明をさせていただきました。それは納得いただいたというような状況でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） (4)の工場等の誘致をする考えはないのかというようなことで、上富良野町においては、プラスコとかカリカワとか、地元の労働力を取り入れてくれるような中小企業といえますか、そういった企業が進出をいたしまして、現在稼働しているわけですが、こういったような事業体系のものを町として誘致する考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどの2番目にお尋ねいただきました民間の利活用と共通する部分かなとい

うふうに思います。企業で利用を考えて希望される、民間の利用については排除するものでございませんで、今後、町がどういふふうにあプローチしていくかは別といたしまして、そういうような利活用を排除するものではございませんで。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） (5)の上富良野中学校の改築工事、耐震強度が弱いというふうなことで、それと、さらに傷みの激しい箇所もあわせて改修するというような説明だったというふうに思っているところでございますけれども、これには仮設校舎が必要だというふうなことでございまして、どちらにしても長期に使う場合は危険性を伴うかもしれないけれども、1シーズンぐらいの利用は可能でないかなと思うので、先ほど町長の御答弁の中でも、それには前向きなお答えがいただけなかったのですけれども、もう一度確かめたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきますが、上富良野中学校の耐震改修に伴います、現在、仮設校舎も想定した計画を立てさせていただきます。これらについては、まだ流動的な要素もございまして、最終的に工期等の関係も含めまして、仮設校舎の扱い等、どういふふうに組み立てていくかということは今から詰めてまいりますけれども、仮に仮設校舎を建設して耐震化を進めていくということになった場合に、東中中学校をその仮設校舎がわりにということになりますと、これは現在の中学校を通学圏域としている生徒が圧倒的に多い中、さらには、学校の機能を2カ所に分散するというようなことを総合的に考えますと、これは私といたしましては、コストのみならず、子ども、生徒の学習環境等を考えますと、非常に現実性が難しいというふうな押さえ方をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 中学校の利活用は、今、町長からも伺いました。我々も東中で、仮称でございますけれども、検討会議のようなものを立ち上げて、意見の集約をするわけでございますけれども、どのような意見が出るかわかりませんが、また町と協働できる部分は大いに協働して、東中のシンボルである学校の建物をよい形で利活用が図られるように努力してまいりたいと思いますので、町長もよろしく願っておきたいと存じます。

次に、2項目めのクリーンセンターについてお伺いをしたいと思います。

質問の要旨は先ほど述べましたので、(1)の排ガス、ダイオキシンの濃度は基準値内で稼働している

かということで、先ほど数字を示していただきまして、0.00何ぼの数値ということで、安全が確保されているというふうに理解をしたところでございます。

この何点かの中に、消石灰も使用しているということで、これらの利用について、わかれば示していただきたいというふうなところでございます。

私も自分のごみを、この間、搬入するのに、クリーンセンターを訪れましてちょうど所長さんとお会いすることができまして、いろいろとお話をしまして、この間、説明のあったバグフィルターを抜いているところを所長の配慮で見せていただいたのですけれども、1メートル以上もあるバグフィルターが何百本も収納されて、濃度を薄めて外気に排出しているという、そういう大変貴重な体験をさせていただいたわけでございますけれども、何か15年で初めて全部取りかえようとしているのだというお話も聞かせていただきました。

そういった中で、この建物が、今、防災が極めて叫ばれる中にありまして、あそこは大正15年の泥流の流れた、あの場所であるということで、今の地点は安全地帯ですけれども、あの沢を泥流が一瞬で駆け抜けたというふうな場所でございます、この防災とか耐震についてはどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員のクリーンセンターの関係についてにお答えさせていただきます。

運用上の、稼働上の諸数値については、先ほどお答えさせていただきましたとおり、しっかりと安全が保たれております。

石灰を使っているのかどうかということに対しましては、担当のほうでわかりましたらお答えさせていただきますが、建物の躯体等の構造上、あるいは安全上等につきましては、これは基準を満たしております、それらについての不安要素はないものというふうな理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

消石灰につきましては、バグフィルターの入り口で消石灰を吹き込みまして、ダイオキシン中の塩素などを結合させ、無害化するために利用しておることを御報告させていただきます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 今、課長から説明ありまし

た消石灰というのは、先ほど言った活性炭、これとは別個なところで使用するということですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

活性炭並びに消石灰、あわせて有毒ガスの部分を無害化させるために利用している部分でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） (4)番目の平成7年度に完成した最終処分場の埋立地ですけれども、これは今、34%の埋め立ての稼働率だということをお伺いして、まだ当分使えるということでありませけれども、案外簡素なための場所なのですよ。だから、風が吹いたら飛び交うとか、しっかりとものと、夏などに行ってみると、あけばなしといひますか、さらしっぱなしなのですけれども、これをもっと防護するような措置を講じる考えはないのか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

最終処分場の管理につきましては、一定程度の量が投入された後には、土等によって被覆するなど、飛散防止も図っておりますし、周辺のシートの縁がきちっと出ているような状況を維持するなど、そういった環境、あるいは飛散防止、そういったことには十分配慮して運営しておりますし、そういった障害が起きていないというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） クリーンセンター並びに最終処分場の今後の課題について、総括的にお考えを聞いて、最後としたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、クリーンセンターの施設につきましては、非常に町民の皆さん方の御努力によりまして、ごみの排出量が年々削減されているということも大きく寄与いたしまして、焼却量が少なくなるような方向へ向かって、現在、運営がされております。しかしながら、焼却炉の中については、これは時間を使うことによって劣化してまいりまして、この維持補修についてはどうしても避けられない。他方、機械上の、いろいろな電動機械もありますし、搬送機械もありますけれども、そういったものも当然経年劣化してまいりますので、そういったものはこれからも

使用を続ける限りはしっかりと安全を見た上での維持管理をしていかなければならない。それには長期計画を持って、現在、皆さん方にお示しさせていただいておりますけれども、長期計画の中で維持管理をしてまいりたいというふうに考えております。

さらに、最終処分場につきましては、さらに排出量を抑制していただくこと等の御協力を得ながら、少しでもこの先、利用期間が延びるようになるように、町民の皆さん方の意識を高めていくこともひとつ大事であろうということで、延命ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に一般質問に引き続き、12番岡本康裕君の発言を許します。

○12番（岡本康裕君） 私は、さきに通告した二つの項目について、町長に伺います。

一つ目、これからの健康づくりについて。

平成26年2月8日、我が町上富良野において、健康づくり推進のまち宣言町民大会が執り行われ、記念講演を初めとする健康を啓発する各種の取り組みを行った。また、宣言文を町民とともに読み上げ、意義深いものとなった。

そこで、町長に、次の点についてお伺いいたします。

(1)かみんのプールに指導者を配置して運動の指導を行っているが、かみん及び社会教育総合センターに設置しているトレーニングマシンを生かして、ここにも指導者を配置し、トレーニングをサポートする考えはございませんか。

(2)宣言を機に、地元でとれる新鮮な野菜などを供給するような取り組み、または仕組みづくりを考えてはどうか。

(3)関係各課を横断した取り組みを通じて、より効果的なものになると考えるが、具体的な施策は考えているか。

(4)協働して町民が参画できるような環境づくりや啓発活動をどのように考えているか。

二つ目、観光について。

平成24年12月に、我が町でも上富良野観光振興計画が策定されたが、これからの十勝岳における観光のあり方について、町長の考えを伺います。

(1)計画にも盛り込まれている観光人材育成プロジェクトにあるボランティアガイドの育成のテーマに対し、ホスピタリティの観点から、自然ガイド、山岳ガイド等の早急な育成が急務であると考えますが、資格取得の一部を助成するような制度の創設は考えられないか。

(2)年々、登山を愛好する観光客がふえているが、事故に備えての救難体制や装備を今まで以上に調える考えはないか。

(3)既存の散策路の荒廃が目立つが、国や道への働きかけや、今後の整備はどのように考えているか。また、新たな散策路の発見や開拓は考えていくことは考えられないか。

以上、2項目について御質問いたします。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 12番岡本議員の健康づくりの推進に関する4点の御質問にまずお答えさせていただきます。

健康づくり推進のまち宣言につきましては、去る2月8日開催いたしました健康づくり町民の集いの中で、参加いただいた多くの町民の皆様とともに、声高らかに確認させていただき、2月10日付をもって告示したところでございます。

いつまでも健康で心豊かに生き生きと暮らすことは、全ての町民共有の願いであり、健康長寿の町を目指し、一人一人が健康づくりに取り組んでいくこと、そして個々の取り組みを地域全体で支え合っていくことの大切さを確認することができたことは大変意義深いものであったと理解をしております。

まず、1点目の、かみん、社会教育総合センターのトレーニングマシンの利用に当たっての指導員配置についてであります。かみんにおきましては、プールの運動指導の委託先の指導員が保健指導後のトレーニングプログラムの作成や指導に当たっているところでありますが、それ以外の利用者につきましては、社協センターを含め、自由に御利用いただいている状況にあります。現時点におきまして、新たな指導員の配置は考えておりませんが、新年度、社会教育総合センターのトレーニングマシンの更新を計画していることなどから、トレーニングマシンの正しい使い方講習会の開催や、利用者の要望に応じたトレーニングプログラムの作成支援などにつきましては、今後の検討事項と考えているところであります。

次に、2点目の野菜の供給についてであります。地元の良質で新鮮な野菜が多くの町民の食卓に

供給されていくことは、私も大変望ましいことと考えております。

このことから、このたびの健康づくり推進のまち宣言におきましても、地産地消の推進を明記したところでありますので、今後、特産品推進協議会や中山間事業で取り組んでおります地域再生協議会、また、生産者組織などと連携をしながら、地元の食材がさまざまな場面において消費されていくよう、流通方法や保存方法のさまざまな検討、研究を行い、特に冬期間の野菜不足解消に向けまして改善が図られていくように、積極的な取り組みを行ってまいります。また、家庭菜園の普及の可能性なども探ってみたいと思っておりますのでございます。

次に、3点目と4点目の組織横断的な対応と、町民との協働による取り組みについてであります。本町は、これまでの経験則から、健診受診率を高め、健診結果に基づく個々への地道な保健指導等が最も大切であることを町民の皆様とともに学んできました。

その結果、今では多くの町民の皆様が、みずからの健診結果について読み取る力を持ち、健康の保持、増進に必要な生活習慣の改善について理解をされ、それぞれ必要な取り組みがなされております。

また、個々の取り組みを助長していくために、食を通じた取り組みのほか、スポーツ、文化の振興や、健康づくりに直接、間接的にかかわる施設の充実や環境整備、さらには、さまざまな組織、団体の活動支援などを通じて、関係各課が心身ともに健康なまちづくりを共通目標として明確に定め、その目標達成に向け取り組んでいるところであります。

このような取り組みを通じ、町民の皆様があらゆる機会へ積極的に参加していただける支援制度や仕組みづくり、また、啓蒙活動により、町民皆様の心と体の健康づくりに寄与できるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの観光に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の自然ガイド、山岳ガイドの資格取得に対する助成制度の創設についてであります。これらの資格につきましては、北海道知事が認定する制度として承知をしております。観光振興計画においても、観光に必要な人材養成の分野として位置づけをしているところであります。

町といたしましては、まずはボランティアガイドの活動に関心のある方を対象とした基礎的な研修の機会を今後も設けていきたいと考えており、資格取得者の養成を目的とした助成制度の創設につきましては、現在、その考えは持ち合わせておりませんが、今後、十勝岳観光の振興を図る上でどのような

対応が必要かなど、十分見きわめながら検討していくことも課題だと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の山岳事故の救難体制、装備などの整備についてであります。十勝岳は登山客、スキー客など、1年を通して多くの方々に訪れていただいております。その数も年々ふえている実態にあります。しかし、反面、事故の発生が多発していることも現状であります。

救難体制につきましては、町の管轄において山岳事故が発生した場合、警察からの協力要請によりまして、上富良野消防署、上富良野十勝岳山岳救助警備隊が招集される体制となっております。そのため、消防署、十勝岳山岳救助警備隊においては、協力要請に対応する体制を整えているところであります。

町の行動といたしましては、自衛隊への支援要請対応のほか、消防や十勝岳山岳救助警備隊への側面的な支援や、安全、防災を呼びかける看板設置等が主体的なものとなり、今後も引き続き十勝岳山岳事故防止に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、上富良野消防署の新年度予算におきまして、備品整備費を計上しているところであります。

次に、3点目の十勝岳エリアの散策路の整備についてであります。現在、町が遊歩道として上川南部森林管理署から貸し付けを受けている散策路は、バーデンかみふらのから凌雲閣までの翁遊歩道、カミホロ荘から凌雲閣までの滝めぐり遊歩道、白銀荘から吹上憩いの広場までの遊歩道と、3コースがあり、整備が十分に行き届いていない状況は把握しているところであります。

これら遊歩道の整備は、貸し付けを受けている町が行うものでありますので、上富良野十勝岳山岳会や、上富良野十勝岳観光旅館協会などの御意見も伺いながら、整備方法等について具体策を検討し、十勝岳エリアへの誘客につながるよう努めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

また、新たな散策路の設置につきましては、現在の遊歩道を再整備することが最優先課題と認識しておりますので、新たな散策路を設置する考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 二つの項目について、今、答弁をいただきましたが、1点目のトレーニングマシンの件について、指導者をつけるかというところですか。考えてははいないということですが、かみんのプール、年間の利用者数をお聞きしま

したところ、1万5,000人の利用ということで、かなり指導者がいることで利用者もふえているのかなど、そのように感じております。

トレーニングマシンもその横にありまして、女性の方は特にかもしれませんが、水着にはなりたくないというような方も中にはいらっしゃるのかなど。そういった意味で、服を着用してトレーニングがcaみんでできるということで、つけたらいいのではないかなというところがあります。予算的には少しかかってしまいますが、今後検討されてはどうかかなということで、身内にも、冬、歩いていて、滑って手を折ったとか、そういったところの筋力強化というのも保健という部分では必要なのではないかと、そのように考えて、今回、質問させていただいたところですよ。

それと、社教センターのほうのマシン、予算、26年度で上がっているということで、今後、通っていくのかなというふうな見込みもありませんが、これはかみんにある器具とは違っていて、少年から高齢者まで、幅広い層が活用できるということで、子どもさんにおかれましては、少年団の筋力アップだとか、中学校、高校の体育会系の部活の方々、それと、自衛隊の方々うちの町にはいらっしやいますので、そういったところで、指導員がつくことによって、より活用がふえていくのかなど。お聞きしますと、年間2,200人がマシンを利用されていると。ちょっとかみんから比べれば少ない感があるのかなど思っておりますが、健康づくり推進のまち宣言の動機づけとしては、全体の中の小さな一つの施策かもしれませんが、そういうことをいま一度考える気はございませんかどうか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員のトレーニングマシン等の活用についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、大きくくりますと、かみんのほうで利用されておりますマシンにつきましては、リハビリであったり、そういう筋力トレーニングというよりは、むしろリハビリっぽい、そういうことが主目的かなということで、これについては、言葉は悪いですけども、素人が自分勝手にとするのは、これは好ましくないということで、指導者の指導に基づいて利用していただいているところでございます。

一方、社教のほうは、どちらかという自己筋力トレーニングがメインになるのかなというふうに思っています。ただ、それとて、ただむやみやたらに利用すればいいというものではないということは私も理解できますが、先ほど申し上げましたように、希望さ

れる方が、プログラムをつくっていただいたり、あるいは使用の基礎的なことを学んだり、そういうことについては提供できるような仕組みができるのではないかなというふうに考えておりますので、それについては今後検討させていただきます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今、町長から答弁いただいたとおり、何も急ぐことはないと思うので、今後、いろいろな予算の観点からとか、人材の観点からとかいうことで、考えていただきたいなど、そのように思います。

それと、方法としましては、月曜日から日曜日までびっちりフィジカルトレーナーのような方を配置しろというのではなくて、例えば月曜日と金曜日とか、水曜日と土曜日とか、そういったところでスポットでついでいただくというのも、一つ、考え方としてはあるのかなど。ふだんは自分で練習していて、特定の曜日になったら指導者が来て、少し教えていただくみたいな、そういった考え方もできるのではないかと私は思っております。

それと、次、地産地消について、宣言の中に、おっ、と思って、地産地消という言葉が入っていると。これはすばらしいことだなと。1日野菜350グラムということも言われていたので、入ったのだろうと、そのように思っております。ただ、野菜ではなくて、地産地消という言葉で、そこがキーワードかなと私は思っていて、宣言に盛り込まれている、せっかくの機会ですので、これを機に、地産地消で、地元の野菜、特に冬は、今、町長も答弁ございましたけれども、冬、なかなか食べることができないということで、上富良野の中でも若い女性の方々が、試してそういったような試みをされている方も、私、フェイスブックとかやっていますけれども、そこで写真つきでアップされていたりしますので、そういったやる気のある方の組織だったり、個人だったりという方にバックアップする支援体制というのは、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

健康づくりの観点からのみならず、広い意味で、生産者、あるいは商業活動の一助にもなるでしょうし、当然、健康づくりにも寄与する地産地消というのは、私はこれから大きなまちづくりのキーワードであろうというふうに考えております。とりわけ地産地消を願って生産活動なり商業活動をしておられる方もおりますので、やっぱりそういった方々に背中を押してあげるような、私は町としての取り組みがまず根っこになれば、消費していただくような

ことにつながりませんので、それは十分配慮してまいりたいと思います。

特にやはり言葉で地産地消をというようなことで用いているわけではありませんが、余りにもとらえ方が大きいとらえ方で恐縮ですけれども、保健指導の現場を預かっておられる皆さん方からいろいろ勉強させていただく中で、今、大人も含めて、アレルギーというのが非常に社会問題になっておりますけれども、お聞きいたしますと、地元の空気と地元の土と地元の水で育った作物を食べ続ける限りは、アレルギーというのは起きづらいのだそうです。ですから、発展途上国にアレルギーというのは少ないそうです。先進国で、方々、世界各国から食料を調達して食べている国ほどアレルギーというのは多いそうです。ですから、本当の原点にはなかなか戻れませんが、そういうようなことが根っこにあるというようなことを踏まえて、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 本当にそのとおりであります。我が町の基幹産業は農業ということで、より一層、我が町の基幹産業を町場の人方にも理解していただくいい機会だと思いますので、そこら辺のところは、宣言にある中の一つの項目として、どんどんこれはPRして、行政としてもバックアップして、自分たちの町のものを食べようという、そういうのにもつながっていけば、これは産業の振興にもなりますので、こういうことはどんどん我々も率先してやっていかなければならない、そういうふうに今聞いて感じました。まさに今、町長言われたアレルギーの話もそうですが、医食同源という、根っこは同じだというようなことだと僕も感じております。

それから、次、各課の取り組みということで、宣言後の取り組みについては、ちょっと勉強不足もありますけれども、どういったような取り組みが全庁的になされるのかなという、素朴な疑問といえばそれまでなのですが、ちょっとお聞きしたいなと思って、聞かせていただきました。

厚生文教常任委員会が、この間、研修に行かれていまして、お手元に回っていると思いますが、委員会所管事務報告の件ということで、この間、配付がなされております。

そこで、ちょっと委員長の許可を得て、引用させていただくことをお許ししたいと思います。

豊後高田市の取り組みなのですが、2万3,000人規模の町ということで、健康づくりの目標がはっきりとしている。それで、例を挙げます

と、健康寿命3年延長、運動の推進で医療費の抑制と削減に挑戦、それから、運動大好き人口60%超という、住民の方に対してわかりやすい、入ってきやすいフレーズというかキャッチコピーというか、それを実践されているということで、我が町、26年度に対してすぐということではなくて、今後、そういったような町民に対しての健康に対する動機づけみたいな、これを機に運動してもらおうとか、医療費のことを考えてもらおうとか、健康を考えてもらおうといった、導入策と言ったらあれですけども、そういったようなところは町長、お考えかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の健康づくりに対します町民の皆さん方に対するアプローチの仕方と申しましょか、これについてお答えさせていただきますが、御案内のように、上富良野町におきます今日の介護の認定率の低さ、あるいは保健指導、あるいは健康診断の受診率の高さ、そういったものは、やはり私は、今まで長い歴史を積み重ねて、一步一步町民の皆様方と対話をしながら積み重ねてきた結果が今日を迎えていると思います。私はそういったこれまでの歴史に、しっかりその中に答えがあるなと考えるございまして、今まで取り組んできたこと、何か大きな目標に向かって、一つのテーマを掲げて、そこに向かって運動を展開するとか、そういうようなことを想定しているものではなくて、毎日毎日の日常生活の中で、健康に関する切り口は多方面にあるわけですから、それらを組織としてしっかりと、それぞれの課でかかわれる部分はいっぱいありますので、そういうことを常に頭の中に置いた中で行政運営を進めていくことが、私はキャンペーン的な事業に取り組むこと以前に、まずその基礎を絶対崩さないということを私は行政の推進の柱にしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 町長の考えは、今までやっていたことをしっかり継続して、受診率であれば少しずつ上げていくというような取り組みをということだと思いますが、注目を浴びるではないですけども、しつこくなってしまうんですけども、先ほどの豊後高田で、健康マイレージ事業みたいなこともやっております、これは町がやる30個ある事業に参加すると1万円相当の商品券が当たるといったような、ある意味、特典をつけて、気を引こうというような多分取り組みだったのかなと思いますが、うちの町は余りそういったことは、何かを差し上げますよというような取り組みは、健康関係だ

けではなく、ほかもやっていないので、そういうことは余りこの町にはすぐわかないかなと、そういうようなところも感じながら報告書を読ませていただきました。

協働と参画という部分では、例えば健康マイレージではなくて、例えばウォーキング帳みたいなものを町民に配布して、万歩計をつけてもらって歩いて、歩数がたまれば、申告していただいて、その申告が、例えば河川敷のウォーキングコースのインフラ整備になると。歩けば歩くほどインフラ整備が進む、そういったような、自分のためではなくて、上富良野、私たち、アワーレージみたいな、そういうような取り組みもやったら、みんな町民の方、健康を考えている方は一生懸命歩いて、歩けば歩くほど、自分のためではなくて、町のため、町のインフラ整備のためになるのだなというような、そういうのもちょっとだけ今回、報告書を見て、こんなのがあったら皆さん参加してくれるのではないかなと。これは私の考えなで、そういったような取り組みも、参画、協働というところではできないかなという、これは私個人の考えですが、それは私のあれとしまして、運動、スポーツでもいいのですけれども、町長とお会いして何度かしゃべらせていただいている中で、町長杯をつくったらどうだろうということで、例えば今あるパークゴルフだとかフロアカーリングだとかゲートボールがありますが、これを年齢の低い方々を対象にしてというのも考えられるのではないかなと。私が、うる覚えですけども、町民走ろう大会みたいなのもあって、走った記憶がございまして。そういったようなもの、今はないですけども、今後、そういったような考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の健康づくりに関する御質問にお答えさせていただきます。

委員会での調査結果、あるいは今、議員がお話されておりましたような、そういう切り口からの健康意識を高めるという方法も、それは一つの方法としてはあろうかというふうに理解しているところでございます。

私は、先ほどから申し上げておりますけれども、まちづくりの基本、原点を忘れてはだめだということに常に認識しております、今、岡本議員から御発言のありましたような、さまざまな能動的に健康づくりに取り組もうとしておられる方については、ある程度自分の力でそういうところに向かって進んでおられます。むしろ私は、山を高くするのではなくて、そのすそにおられる方、例えば高齢者の方も含めて、あるいは職業柄、なかなか運動に取り

組めない環境で仕事をされている方、そういった方々の底をまず上げないことには、健康な方をさらに筋肉隆々にするというのも大事でしょうけれども、やっぱり私は、そういうことに思いがいていない人に、そういう思いになってもらうこと、そこを私は優先させて、平均レベルを上げていくこと、頭を高くして平均を高くすることも一つの方法でしょうけれども、私はそれを上げて平均を上げることが、町としてまず優先すべきことかなというように思いに基づいて組み立てさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 町長の考えはわかりました。

健康づくり推進のまち宣言をするに当たって、ほかの町では、例えば乾杯条例だとか、そういったような、ちょっとこれとは別な話題ですけれども、健康づくり推進条例みたいな、そういった方法としては考えはあったかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきますが、私は、町民皆様で目標に向かって進もうという宣言をさせていただくことで、私は目的を達成できるというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） どうもありがとうございます。

それでは、健康づくり推進ということに関しては、今、町長答弁されたとおりでと思います。我々も微力ながら健康についてはどんどん積極的に参加させていただきたいと思っております。

続きまして、観光に関しての質問なのですけれども、観光振興計画がありますから、どちらかというところの確認の意味ということで、今回、こういった内容の質問をさせていただいた次第です。

人材育成ということになりますと、非常に時間がかかります。お金があればすぐガイドができるというようなものでもないですし、長年の経験則からといった部分と、その山になれているということで、すぐ人が育たないという意味で、早目早目の対応、ものを買うというのではなくて、人を育てるというのは時間がかかるから、早目にやったらどうでしょうという、ちょっとおせっかいといえればおせっかいな質問だったかもしれませんが、計画に載っていますので。

それで、ガイドに関しましては、調べさせていただいたら、結構な費用がかかりまして、北海道アウト

ドア講習を受けるステップ1というのが受講料4,000円、ステップ2というのが1万3,000円、テキスト1万円。ピラミッドみたいになってまして、そこら辺は1、2で、3が北海道アウトドアガイド認定試験というのがあります、受講料が1万1,610円、テキストが、山で5,000円、自然で5,000円というように、また、それが実技になりますと、今度は参加料1万円、受講料が1万8,000円何がしということで、レベルを上げていけば上げていくほどお金がかかってしまう、時間も今言ったとおりにかかりますけれども、お金もかかるということで、そういったところの一部負担はということをお聞きしました。

それで、今回の回答に関しましては、ガイドの育成については、底辺を広げて、そこから出られて、興味のある方が出たときの方策としては考えられるという、そういう内容でよろしいかどうか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の山岳観光振興についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、観光ボランティア、ボランティアガイドを育てることにまず取り組みたいということで申し上げましたのは、山岳ガイド、自然ガイドの皆さん方を仮に養成ができたといえますと、当然、その方々は助成をさせていただいて、そういう役割を果たすということになると、求めがあったときには、まず自分を犠牲にしても応えていかなければならないというような要件が生まれてきたり、なかなか、その方々をどこの組織が、どこの団体がその人たを、半ば、言ってみれば半分職業化していくわけですから、果たしてそういうようなバックアップ体制がとれるかということも、これはまた大きな、高いハードルでございまして、まずはボランティアガイド等の育成を進めることによって、そういうさらに高いニーズが出てきたときには、対応できるような下地を今つくっておいて、少し研究したいというような状況でございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今、町長に答弁いただきました。僕もそのように思っておりますし、ボランティアガイドだと、何か発生した場合に、ボランティアというところがちょっと僕はネックで、理想としては、なりわいとしてのガイド、業、専門のというのが理想で、独立して自分でお店を持つではないですけども、そういった職業についていただくのが一番理想だと僕は思っております。

次、救援体制につきましては、観光振興計画に

のっとなって進めていくと。今、少し効果も出始めて、町長も「町長と語ろう」で、動き出した上富良野観光振興計画ということで、所管の課へ行くと、ほとんど職員の方がいないぐらい忙しい。官公庁の事業が入ったりですとか、計画にのっとなって事業を進めているというのもあるのですが、人がいっぱい来るということで、その分、やっぱり事故も多くなってくるのではないかとということで、確認の意味でさせていただきました。消防につきましても、答弁にあったように、予算の計上をしているということなので、この点については、聞いて少し安心したところでございます。

それと、先ほどのガイドのこれなのですけれども、「町長と語ろう」で、旅館組合の方々とお話された。多分、これは抜粋だと思うので、このほかにいっぱいいろいろなことを語られていたと思うのですが、町長の発言の中で、十勝岳は宝の山だということで、冬も活用しない手はないぞということで発言されておりますが、すごく町長は山に注目されていますが、宝の山のどんなところが宝か、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳の魅力については、四季を通じてそれぞれの魅力があるということ、私は非常に大きな宝だというふうに考えておまして、とりわけ冬の一部のボーダーだとかスキーヤーだとか、そういった方々、マニアの方々が来ていただいているということは周知の事実ですが、しかし、我々上富良野の町民が、どうやって冬、十勝岳に親しむ機会があるのかなと考えますと、残念ながらまだそういうメニューがないのが実態かなということで、例えば、これは旅館組合の方々とお話した中でも申し上げていたのですけれども、例えば十勝岳に登る道道を活用したスキー大会ができないかとか、実はそんなことを申し上げていたのですけれども、できればいいねと、それはコース整備は要らないし、道路を通行止にすればいいわけですから、そんなようなことで、少しでも地元の方々に、まず十勝岳がそういう魅力あふれる山だということを体験していただくような、そういうことから取り組めたらなというように思いで発言したところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 山の魅力ということについては了解しました。

あと、遊歩道の整備等々は、山岳会の方々、手弁当でやられているというところもお聞きしておりますので、この辺につきましては、今後とも検討して

いきたいということで、了解をいたしたところです。新たなところにつきましてはやらない、優先順位がちょっと低いということで、了解をいたしたところです。

あと、整備というところで、ちょっとずれてしまうかもしれませんが、ビジターセンターとかというようなこともちらほら山の方々からお聞きしたりもしているのですが、そういったところは、環境省だとか道だとか林野庁だとかということ、難しいのかなとか思いながら聞いていたのですが、そういった整備は今後考えているかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳地区の魅力アップにつながるような整備等につきましては、まず遊歩道につきましては、本当にお恥ずかしながら十分整備がされていた状況ではありません。何とかこれを一定程度整備することによつて、十勝岳地区の振興につながる期待が持てるというような関係者のお話も伺っていますので、これはやはり貸し付けを受けている責任上、整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、ビジターセンター的なものについては、民間の方々から既存の施設等を活用していろいろ情報提供のステーションになるような、そういうようなことも描いているのだということも実は聞いてはおります。実際、現実にはそういったものが公益的な部分を担っていただけるものも含まれていくということになりますと、これは当然、行政として応援していくことは生じてくると思います。これらについては、少しまた十勝岳地区で仕事をされている方々といろいろ議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました4点について質問いたします。

まず第1点目には、国民健康保険税の引き下げの問題であります。

今回、町は新年度から国民健康保険税率を引き上げようということをやりました。その理由として、高齢者の増、高額医療費の後期高齢者分の抛出金の増額などが想定されるということで、国民健康保険税率を引き上げようという話であります。

しかし、今、町民の暮らしは決していいとは言えない状況にあります。そのような中で、国民健康保

険税率を引き上げるということになれば、一体どうなるのでしょうか。今、景気が低迷する中で、追い打ちをかけるように、電気料金等の引き上げや灯油、食料品などの生活必需品等々が値上がりし、給与に至ってはなかなか上がらない。年金に至っては下がる。また、この4月からは消費税率が8%に引き上げられるなど、暮らしを取り巻く環境は一層悪化の一途をたどるといっているのではないのでしょうか。こういう時期に国民健康保険税を引き上げれば、それだけ加入者にとっては税の負担が重く、大変な状況になることは明らかであります。同時に、国民健康保険税が引き上げられれば、後期高齢者分の税率も自動的に上がるという内容でありますから、当然納得できるものではないと考えますが、町長はこの状況をどのようにお考えでしょうか。次の項目についてお伺いたします。

国民健康保険税を引き下げするためには、一般会計からの繰り入れなどを行って引き上げを抑制する、あるいは引き上げをやめるべきだと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

国保税率の引き上げは、所得の少ない世帯ほど税の負担感が高まるという状況になっております。確かに軽減税率という形ではありますが、総体的に所得の少ない人ほど税率が高くなるという、このゆがんだ制度でありますから、これを根本的に解決することになれば、当然、負担率を引き下げするための対策として、自治体が身を削ってその対策に身を乗り出す、これが今、町に求められているものと考えますが、この点についてもお伺いたします。

次に、子育て支援についてお伺いたします。

今、子育てに関する保護者からの要望は多様なものになっています。例えば、子育てに対する悩みや相談、医療費の負担軽減、保育料の引き下げなどなど、多様なものになっているということは明らかです。

町はこういう状況の中で、恒久的な支援策として、保育料の基準を見直そうとしています。特に4階層は負担感があるという形の中で、2区分に分けようという状況があります。しかし、他の階層に至っては、負担感がないのかといえば、決してそうではないというのが実態ではないのでしょうか。他の自治体では、所得階層区分の細分化を行うなど、軽減を図っている自治体もたくさん見受けられます。そのことを述べまして、次の項目について、町長の答弁を求めます。

一つには、町においても保育料の所得階層区分の見直しを4階層だけにするのではなく、全ての階層に対して保護者負担の軽減策を実施すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目には、保育料、就学前の子どもさんが2人以上いる場合は、2人目の子どもさんが半額、3人目からは無料と現在なっておりますが、その基準を緩和して、1人目の子どもさんが就学をしている場合であっても、2人目は半額にするなど、対策を講じるということが求められていると考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、町立病院の改築であります。町立病院は、住民の健康を守る上からも、地域に欠かせない地域の医療機関となっております。さらに、災害時には負傷した人などを受け入れる重要な医療拠点となっていることは言うまでもありません。

町立病院は建設されてから34年経過し、この間、建物の維持補修などをして、延命策をとるなどの対策もされておりますが、しかし、建物そのものの老朽化は否めないという状況にあります。現在の施設機能からしてみれば、当然、見合わないという状況にあります。耐震性に至っても劣るという状況は避けられないでしょう。今後の町立病院の改築をいつまでにするのか、今後の方向性等がありましたら、明確な答弁を求めます。

次に、空き地、空き店舗対策についてお伺いたします。

町は、元気なまちづくり、にぎわいのあるまちづくり、観光のまちづくりを今進めています。

しかし、一方で、商店街は空き地、空き店舗がふえ、寂しい町になっているというのも現状ではないのでしょうか。

この間の総合計画では、にぎわいのある商店、魅力ある商業地域などなど、駅前を含む商業地域を整備するということを目指しておりましたが、なかなかその目標は達成されていないというのが現状ではないのでしょうか。確かに整備においては、行政だけではとても解決できない問題、課題があることは言うまでもありません。地域との話し合いなどなど含めた具体的な地域の意見を聞いた対策が進められることは言うまでもないでしょう。

しかし、今後の町の将来を考えた場合、駅前を含めた空き地、空き店舗を含めた集約化などを初めとする町並みの整備をどのように位置づけ、今後、計画の中に入れ、進めるかということが求められていることは明らかであります。この点についての町長の見解を求めます。

次に、地場産品販売、普及についてお伺いたします。

今、地域の農畜産物を生かした地場産品の販売と普及、6次化などが進められています。

町には、この間、地元のお米を使った地酒の「紫のときめき」などがありますが、しかし、町民に広

く愛され、飲まれているという状況になっていないのも事実であります。

また一方では、新たな取り組みとして、地元の小麦粉などを活用し、そして製品化、商品化されたパスタ、ラーメン、地元で収穫されたブドウでワインを製造販売するなどの共同での取り組みも始まっているという実情であります。

いずれにいたしましても、これらの取り組みに至っては、これからという状況であります。総合計画の中には、観光体験、自然を生かした観光、食をテーマにした観光のまちづくりを目指すということが記されておりますが、まだまだこれからという状況ではないでしょうか。さらに、流れをとめることなく商品を育てて販売、普及する、こういうことが求められています。つくったはいいけれども、それを育てる努力をしないというのでは、余りにもひどい話でありますから、当然、関係団体との協議が必要だと考えますが、これらの点について町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの国民健康保険特別会計への一般会計繰入金に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

近年、景気の低迷に伴いまして、非正規雇用者や高齢化に伴う無職世帯の割合が年々増加しており、当町の国民健康保険特別会計におきましても、国と北海道からの財政措置とあわせて、一般会計から基準に基づく費用として、平成24年度におきましては1億728万円を国民健康保険特別会計へ繰り入れをしているところであります。

議員御質問の、基準外の繰り入れについてであります。従来のお答えと重複することとなりますが、これまでいろいろな機会を通じ議論させていただいておりますが、その目的が、決算の補てんであったり、税の軽減を目的とした場合、国民健康保険の被保険者ではない町民からの租税を投入することとなりますので、税の公平性を著しく欠くこととなり、行政運営上、国民健康保険事業運営の手法として用いることは望ましくないと理解しております。一般会計からの基準外の繰り入れにつきましては想定しておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

また、負担率につきましては、国民健康保険税は被保険者の負担能力に応じて負荷される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に負荷される応益分から構成されておきまして、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益負担保険税の7割、5割、または

2割を軽減する算定方法となっております。所得の少ない被保険者の方々に配慮されております。

このことから、所得だけが税額算出の要因となるのではなく、資産の保有状況や加入人数の構成などにより保険税が変わる制度の仕組みであることと、税額の負担に上限が設けられている制度設計であることから、所得と負担率が必ずしも全てに比例するものでないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの子育て支援にかかわる保育料に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の保育料階層区分細分化による負担軽減についてであります。保育料につきましては、国の基準に基づき、八つの階層区分となっております。基本的には、負担能力に応じた設定がなされているものと理解をしております。

各階層とも、それぞれ収入には一定の幅がある中ではあります。今回、分割を計画している第4階層の世帯につきましては、年間の収入額が200万円台から500万円台の範囲と、かなり大きな開きがある実態にありまして、このようなことから、4階層の世帯間における負担感の平準化が必要と判断したところでございます。

他の階層につきましては、今回の4階層を2分割することにより、平準化が保たれていると判断することから、さらなる分割は予定していないところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の第2子以降の保育料の軽減対策についてであります。現行制度につきましては、議員御発言のとおりでございます。現在、国においては、子ども子育て新制度における施設給付費及び保育料の額についても検討されているところであり、第2子以降の取り扱いについてもその中で議論がなされており、今後、新制度に向けた議論のなりゆきや、どのような制度になるかなどを見きわめるとともに、町の子ども子育て会議での御意見や、財政状況も考慮した中で、検討していく課題と受けとめておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの町立病院の改築に関する御質問にお答えさせていただきます。

村上議員の御質問でもお答えさせていただいております。町立病院は、公的医療機関としての使命であります。町民の命を守り、健康管理に寄与するため、救急医療や入院及び外来業務、また、介護療養型老人保健施設、さらに公衆衛生業務など、それぞれ診療体制の充実に努め、地域の医療機関としての役割を果たしてまいりました。

しかし、町立病院は、建築後34年が経過し、建物の老朽化が進んでいることはもちろんであります。病室の個室化や、夏場の空調などの療養環境が

現在の患者ニーズに対応できなくなってきております。

また、町立病院の耐震診断につきましては、建物が2階建てのため、診断の対象外となっており、耐震については未診断であります。町立病院が本町の災害時における拠点病院としての役割を果たしていかなければならないことは申し上げるまでもありません。

さて、町立病院の改築につきましては、医療機関であるため、特殊で複雑な構造と、医療機器にかかわる設備等により、莫大な建築費となることが予想されることから、今後、国や道の医療政策や近隣の医療圏の動向を見据え、町立病院が安定した医療サービスを提供するための機能と役割をどのように保っていくかについて検討していかなければならないと認識しております。これらの検討を重ねる中から、改築についての考え方や方向づけが集約されていくものと思われますので、その段階を迎えたら、また議会や町民の皆さんへも情報提供してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、私といたしましては、これからも町立病院を町民の医療を支える拠点として位置づけていく思いが変わりはありません。

次に、4項目めの空き地、空き店舗に対する御質問にお答えいたします。

町並み整備につきましては、平成に入りましてから3回、商業者の皆様を初め関係団体による組織を構成し、構想や計画の策定、町並み整備の事業化に向けた協議が行われてきましたが、いずれも実現には至っていない経過にあります。

事業化に至らない原因はさまざまあると思われませんが、受益者、行政、双方に多額の投資が伴うことが大きな原因の一つではないかと推察しております。

商店街や駅周辺は町の顔と言われますが、議員御発言のとおり、当町においても個店の廃業等が進み、にぎやかな町並みの光景は失われつつあると認識をしているところであります。

このことから、商業者、関係団体の皆様と、将来展望を見きわめ、方向性が見出せたときには、十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、行政を含め、関係者の思いが一丸となることが何よりも大切なことでありまして、町も進んで情報提供等を行いながら、気運が生まれるように支援をするとともに、私といたしましては、まずは個店の皆様に対する環境整備や、新たに開業される方への後押しとなるような事業の展開に意を注いでまいりたいと考えております。

次に、5項目めの地場製品の販売と普及に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、地元産食材を活用した商品化、高付加価値化に取り組む農業者皆様の活動が活発化してきていると実感しております。町といたしましても、既に取り組んでおられる皆様への活動支援として、商品展示やイベント、企業訪問などの機会を利用して、商品のPR、活用に既に努めているところであります。

今後におきましても、町民が主体となったこれら取り組みの裾野が広がるよう、そのきっかけづくりや運動支援を行い、開発された商品が町の特産品として、さらには地域ブランドとして発展するよう、協力、支援を継続するとともに、他業種との連携が広がるよう積極的に支援してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 国民健康保険税の引き下げについてお伺いいたします。

答弁の中では、国民健康保険税の引き下げのために町民の税金を投入することは税の不公平さを生む、公平さを欠くのだということでもあります。これはいつも言いますが、行政側の話であって、住民は、加入者はこういうことは望んでいません。公平さに欠くということになれば、これは政策ですから、政策の展開によって、そのものをやはり高めていくということが政策です。当然、他の自治体でも、一般会計からの繰り入れを行っている自治体もたくさん見受けられます。

そのことを言うのであれば、例えば今回の保育料の第4階層の引き下げにしても、これは利用している人にとっては恩恵はあるけれども、利用していない人にとっては恩恵がないというような、これは不公平でないかという理屈が出てくるわけなのです。だけれども、それは恒久的な支援策という形の中で、町はこの部分を、負担感を引き下げるために、減額の要素があるのだということによって引き下げるわけですから、そのことを考えたら、何もこの引き下げることに対して町民の皆さん方の税金を使うということは、これは不合理でもないし、何の公平性も欠かないと思うのですが、この点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、まず国保税についての考え方についてお答えさせていただきます。

この課題につきましては、米沢議員と幾度か既に議論もさせていただいておりますが、私といたしま

しては、国民健康保険特別会計、要するに国保会計というのは、大原則は相互扶助で成り立つ仕組みでございます。それを、当然、米沢議員のような見解も一方ではあるのかなということ、何も否定もしませんし、そういう組み立てをしている自治体も他にあることも承知しておりますが、ただ、上富良野町におけます国民健康保険の仕組みとして、上富良野町がそういう手法をとるべきかどうかということに對しましては、それは町民の皆様方に公平な行政を行う上において、それは取り組む手法ではないというように私は理解しております。また、この間、いろいろな町民の皆さん方と接する機会、あるいは議会でのいろいろな議論をさせていただく中で、私が述べていることに対して、それは違うぞというような御意見が私に感じられるものがある状況でもございませんということで、先ほどから申し上げておりますように、国民健康保険税についての考え方は従来どおりでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 相互扶助が原則だということけれども、国が定めた国民健康保険の運用の国保法の中には、相互扶助ということは一つも書かれていないのです。これはなぜできたのかというと、憲法25条に基づいた社会保障の位置づけの中で国民健康保険というのが制定されたわけです。国保法の第4条では、その運営責任は国にあるということがきちりとうたわれております。これを解せば、地方自治体にその責任があるのだということですから、私は、町長が言うような相互扶助ということ自体が何の根拠もない、町長自身がつくり上げた、いわゆる相互扶助だから、お互いが助け合うのが当たり前だというごまかしの理論だということに思いますが、町長はこの点、どのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、相互扶助という概念は、社会の中では定着している概念だということに考えておりますので、憲法と照らして云々というようなことの議論はするつもりはございませんが、概念としては何ら間違っていないというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いつもそうやって逃げの口実を使うのです。この国保法の中にはそういうことが書かれていないので、そういうことが成り立たないということで私は述べておりますので、もう一度この内容を見ていただければおわかりだということに思います。こういうことも含めて、町長が言っ

ているのは、まさに論理のすりかえであって、何ら不公平でないということだということに私は訴えておきたいと思っております。

次に伺いたいのは、当然、一般会計からの繰り入れはできるということで私は訴えています。この国保会計というのは、確かにいわゆる自営業者等が加入する、もともと脆弱な基盤に財政が乗っているということは言われております。この点では、国や地方自治体が頑張らなければ、国民健康保険税というのは将来にわたってますますどんどん引き上げが行われるという、そういった状況だということであり、負担感で言えば、例えば町が示していただいた1世帯固定資産税ありという状況の中で、100万円の所得世帯の方で、改定後は年額15万4,000円になります。これは15.4%という形になります。200万円で25万8,900円で、12.9%という形になって、所得がふえるほど負担率が下がるという形になっておりまして、私は200万円が所得が多いとは決して言いませんけれども、例えばこういうことだということの話でありまして、そういうことも含めて、やっぱり重税感はあるのだということに思っています。こういうことを解決するには、町の一般会計からの繰り入れを行うということ、これが必要だということに思っています。この間、繰り入れをしたとは言っていない、法定繰り入れであって、それ以外は入れていないわけですから、取り崩し、一般会計から入れれば、十分国保会計、税の負担を下げるということが可能だということに思っています。

ここで伺いたいのは、税の負担感というのは、やはり所得の少ない人ほど負担が多くなるというところは、町長、認められますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 税の負担感についてであります。きれいな形で比例と申しませうか、累進していくというような構図でないということは、冒頭のお答えで申し上げておりますが、しかし、低所得者に対します配慮、あるいは仕組みというものは、私は今の仕組みで特別その階層の方々に負担感を持たれるような仕組みではないと、軽減措置も含めて、そういう仕組みにはなっていないという基本認識に立って、今回の税率改正の仕組みをつくらせていただいたところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 言っていることにまともに答えていないのです。私は、7割、5割、2割というのは、これは当然やるべき仕事であって、それ以外のところはどうかということに聞いています。それにまともに答えられないとい

うことは、こういった問題に対する認識そのものが町長の中に欠けているのではないかというふうに思うわけですよ。

もう一度質問いたしますけれども、負担感は、所得の多い人ほど負担率は下がります。逆に所得の少ない人ほど負担感が高くなるということは、これは事実だと思いますが、これはどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、必ずしもそういう仕組みではないというふうに私は今でも理解をしております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何回言ってもわからないようなので、もう一度、それでは制度そのものの仕組みを、失礼な言い方ですけれども、勉強していただきたいというふうに思います、わからないのであれば、非常に悪い発言だというふうに思いますが、どちらかはわかりませんので、事実としてこういったことがあるということで、私は根本的にこの問題を解決するというのであれば、国民健康保険の引き下げ、一般会計からの法定外の繰り入れを行って、財調の取り崩しを行えば、引き下げは可能だということを訴えます。そして、この点について、町長は絶対にやらないという形ですか。この点、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の国保についての御質問にお答えさせていただきますが、何度も申し上げておりますが、私は今の町としての対応を変えるつもりはございませんし、そのことは町民に理解をされているというふうに理解しておりますので、米沢議員のようなお考えもあるということで引き取らせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） このことを話したら、いろいろな答えというか、話が聞けました。年金生活の中で暮らしている方、燃油が上がる、先ほども言いましたけれども、食料品が上がるという状況の中で、これ以上、もう切り詰めようがないと。なおかつ、そこにもってこういうふうにならなければ、生活がますます大変になると。自営業者もそうですよ、農業者に至っても。そういう生々しい声があるわけですが、町長の耳に入ってきていないのかもしれないですが、実態はこういう実態だということを、町長、まだわからないようでしたら、よく町の中を歩いてください。町長、四六時中、時間に拘束されているわけでないですから、そういうことをやってこそ町

長の値打ちが光るものだというふうに私は思いますので、やはりそういう事実をしっかり受けとめることこそ地方自治体であり、負担軽減をするという役目を持った、地方自治体の役割があると思うのです。今の町長の答弁でしたら、国と同じであって、お金がないから、住民の皆さん、頑張って負担しましょうと。それは協力しますが、ただもう限界点に達しているのだということを考えれば、そんなことは通用しない話ですよ。町長、この点、どうですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますけれども、さまざま価値観の判断、あるいは思い方等については、それぞれお考えがあるということですので、それはそれとして受けとめさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 価値観の相違以前の問題で、どんな価値観が変わろうとしても、この部分は歴史の法則と同じで変わらないのだということをぜひ認識していただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、保育料の軽減策をとろうとして、第4階層については2階層に分けようとしています。ここだけが負担感が多いのかということでは、決してそうではないわけで、やはり保育所に預けている方の話を聞きましたら、いろいろな物価も上がる中で、子どもさん2人預けるとなると、やはり一定の収入があったとしても大変なのだということでは、私には、この第4階層のみにとどまることなく、軽減策を本当に町が真剣に考えるというのであれば、全ての階層を、やはり料金体系のあり方を見直して、軽減策を実行すべきだというふうに思います。どうも町のやることは中途半端というか、納得のできない、小手先の軽減策をとるので、本当に多くの方が納得できていないというふうに思います。この点、もう一度、全階層の見直しに進むべきだと思いますけれども、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の保育料に関する御質問にお答えさせていただきますが、今回、4階層分につきましては2分割をして平準化をさせていただきたいということで組み立てをさせていただいておりますが、他の階層につきましては、特に4階層以上ということになりますでしょうか、これについては、平準化が、そんな不自然感を感じるような状況にない、今回、4階層を2分割することによって平準化が保たれるというような認識を持つ

ておりますので、今、さらに細分化ということは念頭にないことを御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） よく聞いていただければわかりますが、果たしてそうなのでしょうかとということです。いろいろな家族構成等々、あるいはその生活水準等もありますけれども、やはり今、消費税が上がる、年金が下がる、あるいは公共料金等が上がるという状況の中で、やはりここだけではないわけで、そういうことを考えたら、その対象を広げべきだというふうに思いますので、何らこの点についても、不都合でもないし、保育所を利用されている方にすれば、やはり大いにうちの町、町長は私たちのことを考えてくれているのだなという、逆に称賛の声が広がるのだというふうに私は考えております。この点、何回言われても答えは同じなのかなというふうに思いますが、もう一度質問いたしますが、確認のために、第4階層以外の、いわゆる5、6、7、8階層に至っても、それは負担感がないと考えますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 保育料の設定についてお答えさせていただきますが、負担感は全員がお持ちだと思います。ただ、平準化がされているということでは、私は今の仕組みで御理解いただけているというふうに理解しておりますので、他の階層についての細分化は現在想定をしていないというところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何回言っても変わらないということですが、事実は事実として、こういうことだということをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、第2点目の、第2子以降の保育料の軽減対策のことでありますが、いつも思うのです。国の制度を待たなければ何もできないというのだったら、よちよち歩きの子どものさんなのかなというふうに思います。地方自治体というのは、みずからの頭で考えて、あそこに問題があるとすれば、その問題をどうしたら解決して乗り越えられるのかという、この判断が今、より一層複雑化する社会、あるいは取り巻く環境の変化の中では、今、地方自治体に求められている一番大事なものだというふうに私は考えております。そういう意味では、こういった状況を速やかに実行して、やはり軽減策を全ての階層でできないのであれば、こういった部分的な見直しを行って、保育料の軽減策をとって、利用されている方に安心感を与えるというのも、行政のとても大切な役割だと思いますが、この点、お伺いいたしま

す。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の子育て支援に関します御質問にお答えさせていただきますが、必ずしも国の後追い行政をするというようなつもりも毛頭ございませんし、町が独自に政策展開をできるものについては積極果敢に取り組んでいくことが私に課せられているものだというふうに考えております。

その中で、ただいま御質問の部分につきましては、今、国が検討しておりますような、そういう客観的な情報等も参酌しながら、上富良野町の子育て全体の中でどのような政策展開をしていくことが町民の皆さん方に喜んでいただけると申しませうか、充実感を味わっていただけるような仕組みになるかということは、これは今後もしないとか、今しないとかということだけでとらえるのではなくて、これからの継続的に行われる行政運営の中で、必要が生じたときには検討することはやぶさかではないということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 今年度の2014年度の予算では、幼稚園も保育料と同じような軽減策がとられるようになりました。2014年度では生活保護世帯の保護者負担の無償化と、第2子の保護者負担を半額にした上で、所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃するという方針を国が打ち出しているというのが今の実情です。こういう政策を国が矢継ぎ早に出すということは、いわゆる子育てと少子化という形で、より一層安心して子どもを生み育てられる環境づくりをせめて行える環境をつくろうという、一つの政策が出たというふうに考えているところであります。

そういうことを考えれば、私は、町長もよく御存じのように、上富良野町も子どもさんの数が少なくなる傾向がありますので、やはりきっちりとした子育て支援の対策、こればかりではありませんけれども、この一つの中で、第2子以降の保育料の軽減策、これは角度を変えて、それではお伺いいたしますが、こういったものも制度の中であっていいとお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 制度そのものの存在につきましては、それは客観的に判断する他の要素も含めまして、実現が可能な政策であれば、子育て施策全体像の中で位置づけが可能であれば、それは評価すべきだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 明確な答弁はなされません

が、今後、こういった政策というのは非常に重要になってきています。町長はなかなか軽減策では全ての階層を見直さないということでありますから、その軽減策の一環として、やはり第2子以降の保育料の軽減対策も視野に入れた対策というのも、子育て支援会議の中で意見を持ち込んだ中で、十分検討する余地もありますし、当然、議会においても、それがテーマに上れば乗せるという方向での検討を加えていくという、こういったことも考えられますが、この点はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員からもお話ございましたように、今後、当町におきます子ども子育て会議、あるいはさまざまなそういったことを議論する場を通じましていただく御意見、さらには、私が考えます町全体の子育て事業に対する考え方等、整合性を図りながら、判断を下すべきときには判断を下してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 明確な答弁は返ってきておりませんが、ぜひ検討を加えていただいて、そういった具体的な方向に進んでいただきたいというふうに思います。

次に、町立病院の改築の問題であります。確かに今後、医療の再編成とあわせて中で、テーマに乗ってくるのかなというふうに思います。

いずれにしても、町立病院そのものについては、もう既に34年も経過するという状況の中で、現状のいわゆる病院機能、国が定めるような基準からすれば、当然、その基準に合わない、そういった病院の施設体系になってきているということは明らかであります。

そのことを踏まえれば、今後、病院の地域医療の再編も絡めた中で、もっと具体的に、いつごろまでにそういったものを目安として持つのかということが、行政側に求められているというふうに思います。多額の予算もかかる話ではありますが、やはりそういう方向性もしっかり持ち合わせるということが大事だと思いますが、そういう方向性という点で、どのような形で、具体的に何年をめどにという話がおわかりであれば、そういったことも含めて答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の町立病院に対します将来像の御質問にお答えさせていただきますが、既に役場内部では、病院のみならず、まず役場本体、それから消防署、そういった非常に耐震性を満たしていない施設もございますので、そういった

たことを将来どのように整備していくかということとは、既に内部の議論としてはスタートさせていただいております。

そういう中から、当然、中長期の財政計画も見据えた中で、私としては、内部の中で申し上げておりますのは、優先順位というような観点から見る上においては、町立病院の位置づけは優先度は高いなというような認識を示して、皆さん方にお知らせしているところでございます。今後、具体的にどういうふうに事業の実施に向けた青写真を描いていくかということは、まだ一定程度の時間が必要かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、10年単位で先だということのようなことは非常に難しいのかなと。今34年ですから、10年たつと四十四、五年経過するわけですから、それまで待つことは難しいのかなということで、今漠然と描いているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 優先順位では高いということとあります。今、町においても、施設の長寿命化計画というのが計画されているということとありますが、そういったものに関していろいろな国の補助等がありますので、そういうことも含めて、この町立病院の、やはり災害拠点ということで、重要な役割を担っておりますので、そういうことも含めて、具体的にやはり位置づけをきちっと進めて、今後、対応していただければというふうに述べて、次の問題についてお伺いいたします。

次に、空き地、空き店舗対策についてお伺いいたします。

この答弁の中では、当然、いろいろな事情、相手がいることですから、財政的なものも含めて、この間、3回という形の中で協議を重ねてきて、なおかつそれが実現していなかったというのは事実であります。そういった意味で、いずれにしても、今後、この空き地、空き店舗がふえるということは、やっぱり否めない現状、事実になってきております。ここでやはりはっきりとした将来の青写真をどう描いていくかということが一層求められてきているというふうに思います。多くの観光客の方が来て、周りの町の財政もわからないからいろいろなことを言うのだろうと思いますが、やはり他の自治体、町村から比べても、駅前が寂しいと。非常に観光の町をうたうわりには寂しい。商店街に至っても空き地、空き店舗が見受けられるという状況の中で、やはり観光を推進する町としては、非常にマイナス要素が多くなるという状況になってきているというのがおわかりかというふうに思います。

そういう意味では、いろいろな支援策という形で、気運が生まれるような支援策をとるという形の表現になっておりますが、具体的にこの表現になったのは、どういうことを考えられて、どういうことを頭に思い浮かべてこういう表現になってきているのか、まずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の商店街の活性化についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、商業活動されている事業者の皆様方が自発的に何か新しい展開、新しい領域に挑戦してみたいというような、やはり意思を強く持っていただくことが前提になれば、町が先に立って旗を振ってという性格のものでは私はないと思っております。そういう意味におきまして、事業の実施しておられる方が、お互いの総意として、新たなにぎわいづくり、新たな商店街をつくらうと。そのために行政も一緒に汗をかくてほしいということで、ともに歩むことが、やはり私はあるべき姿だという意味で申し上げているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういうことも含めて、それでは今後、町として、そういうことを、町長のおっしゃることもよく理解した上で、どういう手法でそういう場所づくりを今後進めていこうというふうに考えられますか。全くそういうアクションがなければ全く動かないというのか、それとも、そういう裾野を広げるために、下地をつくるために、町としてやっぱり打ち出すべき政策だとか、そういったものも当然あってしかるべきだというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

既に今までも、活動しておられる団体等に対しては、町としてそういう情報交換なり、そういう取り組みに対する行動に対して、いつもドアをあけておりますし、また、そういう活動を助長するような情報発信もさせていただいているところでございまして、そういったもののやりとりの中で、だんだんそういうものが醸成されていくというようなことで、町が何か形を示してというようなものではないというふうに理解しております、いつでもお互いにやりとりができるような状況はできているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いろいろな形態があるかというふうに思いますが、いずれにいたしましても、やっぱり町というのは、その上に立って、常に崇高

な立場から物事を判断して、思い切った施策の展開をしなければならぬときというのは、当然、つきまとうものでありますから、やっぱりそういうことを考えてやられているのかというふうに思います。そういうことも含めて、今後、十分協議しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、地場産品等の販売と普及についてお伺いたします。

清酒等がつくられたりだとかしましたけれども、なかなかそのものに対して、やっぱり広がりがなく、最終的にすぼんでしまったという状況であります。寂しく陳列台に、「紫のときめき」だったか、並んでいるのです。小さく、ところ狭しという形で、身も狭いという形で陳列台に並んでいます。やはり私は、そういったところまで商品化したのであれば、それを生かす手法で僕以上にいろいろ考えていращやると思っていますので、やっぱり再生をかけた、もう一度地元でとれたお米で商品化したお酒を売り出そうという、ごく普通のことで、変わった話ではありませんけれども、やっぱりそういうものを粘り強く行ってきたかどうかという点では、大分反省があるのかなというふうに思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の地場産品の奨励等についての御質問にお答えさせていただきますが、議員の御質問にありましたお酒、「紫のときめき」ですね。これについては、私もそういうお酒の存在も知っておりますし、利用もさせていただいておりますが、その生まれた経緯が、ちょっと私はわかりませんが、今、ここ近年、生産者がいろいろな形で商品を開発してきている、事業者がみずから開発して商品化したものについては、伝わってくる熱い思いが全然違います。ですから、やっぱりこういったものは、町が旗を振ってお酒をつくり出すよというものではなくて、事業者がみずから汗をかくて試行錯誤しながら生まれてきたものは、私どもに伝わってくる熱意も熱いですし、私たちといたしましても、それを利活用してPRしていこうという思いはおのずと高まってきております。現在、そういうような提供を受けまして、我々みずからPRさせていただいているものも既に生まれてきておりますので、私はそういう形で育てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 生まれてきた過程とえば、やはり地元のお米を使って特産品をつくらうと

いう形の中で生まれてきた経過があります。今、どこが主体になっているのか、ちょっとわからない部分はあるのですが、やっぱりそういったものを育てるということは、町全体が育んで、子どもさんから、野菜から畑から、そういったことなのだろうと思います。温かい気持ちをシャワーのようにそそぐという形なのだろうと思います。そういうものがやっぱり映れば、また新たな一歩として、このように今、いろいろな形の中で、パスタをつくる、ラーメン、ワインをつくるなど、また、観光農業に取り組むという形の中で出てきておりますので、私はそういう気持ちをきっちり前へ生かす取り組みが何よりも今必要になってきているのだろうというふうに思います。町長は熱い気持ちで取り組みたいということを表現されましたので、そういうことも信じながら、やはり今まで特産品として出てきたものはさらに生かす、再生するという、そういったもう一度決意を答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、皆さん、町民がみずから生んできた努力の成果に対しましては、町は120%応えていく義務がありますし、私も全く同感でございますので、大いに育てていけるように努力してまいります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から18日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から18日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

日程変更により、4日目が12日から19日とな

りましたが、事前配付しました議事日程のとおり進行いたします。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月12日から18日までの7日間は休会といたします。3月19日は本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。

なお、休会中の3月13日、14日、17日、18日の4日間は、予算特別委員会をいずれも午前9時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時40分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年3月11日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 長谷川 徳 行

署名議員 佐 川 典 子

平成26年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成26年3月19日（水曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第28号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第 3 議案第29号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
第 4 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成26年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成26年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 6号 平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成26年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成26年度上富良野町病院事業会計予算
第 5 議案第20号 上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
第 6 議案第21号 上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を改正する条例
第 7 議案第22号 上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例
第 8 議案第23号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 9 議案第24号 上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例
第10 議案第25号 上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例
第11 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約変更の件
第12 議案第27号 上川町村等公平委員会共同設置規約変更の件
第13 議案第31号 泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件
第14 議案第32号 上富良野町公共下水道根幹の施設の建設工事委託に関する協定変更の件
第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
追加日程
第 1 発議案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見の件
第17 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	6番	徳武良弘君
7番	中村有秀君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	中澤良隆君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	北川和宏君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	石田昭彦君
町民生活課長	林敬永君	建設水道課長	北向一博君
教育振興課長	野崎孝信君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君

町立病院事務長 山 川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長 藤 田 敏 明 君 次 長 佐 藤 雅 喜 君
主 事 新 井 沙 季 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成26年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

予算特別委員会、長谷川委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案について、審査報告書の提出がありました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので御了承願います。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 小野 忠 君

3番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第28号及び

日程第3 議案第29号

○議長(西村昭教君) 日程第2 議案第28号上富良野町財政調整基金の一部支消の件、日程第3 議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を一括して議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま一括上程いただきました、議案第28号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第29号上富良野町公共施設

整備基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成26年度一般会計予算におきましては、地方交付税などの減少により一般財源総額が減少した中で予算編成を行ったところですが、上富良野小学校整備事業及び一般廃棄物処理施設設備改修、東中小学校体育館外壁補修塗装などの、老朽化している公共施設等の計画的な修繕の財源に充てるため、あわせて、国の平成24年度補正予算により交付されました地域の元気臨時交付金のうち、平成26年度地方単独事業分として公共施設整備基金に積み立てた部分について第20号橋架替事業などに充てるため、公共施設整備基金を一部支消することで財源調整を図ったところであります。

また、平成26年度からの消費税の引き上げに伴い、歳出における物件費が拡大しますが、歳入における地方消費税に伴う交付金については、消費税の納付、配分時期の差により、本来の交付率分の全額が年度内に見込めないことから、それらの負担増に対応するため、財政調整基金を一部支消することで財源調整を図ったところであります。

このようなことから、公共施設整備基金及び財政調整基金の一部を支消するため、各基金条例の規定に基づきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第28号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求めます。

記。

1、支消金額、4,000万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費(厳しい経済、雇用情勢や急速な少子高齢化への対応、喫緊な地域課題に向けた財政需要)の財源に充てるため。

3、使用年度、平成26年度。

次の議案をごらん願います。

議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求めます。

記。

1、支消金額、4億9,562万9,000円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成26年度。

以上で、議案第28号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第29号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件の説明とします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。ございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） まず、財政調整基金の支消の問題についてお伺いいたしますが、いわゆる国保税関係で、財政の公共施設等、あるいは不足する財源を補うという形で支消がされますが、そういった意味で、国保財政の負担軽減のためにも、こういった財政調整基金を活用することが十分可能だと思いますが、この点は検討されなかったのかどうか、お伺いいたします。

また、今後、25年度末現在では5億2,300万円でしょうか、財源で充てておりますが、これから4,000万円が支消されるという形になるかというふうに思いますが、今後、積み戻し等の計画というのは、一定財源、どのぐらい目安として基金を維持するという方向で検討されるのか、その点もあわせてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の財政調整基金にかかわります御質問でございますが、ただいま申し上げたとおり、財政調整基金につきましては、厳しい経済、雇用情勢、急速な少子高齢化対応等ということでの使用目的に基づきまして、その需要に充てるためということでありまして、特に来年度予算につきましては、消費税の引き上げに伴いまして、物件費等が当然4月から支払っていくこととなりますので、その部分につきまして、消費税の、町に交付される部分については、その納付、配分時期から、どうしても満額来ないということがありますので、その部分につきまして、財源調整を図るために一部支消したということに理解をいただきたいと思っております。

また、今回支消することとなりますけれども、3月の補正でも、積み立て、積み戻しの補正もさせていただいておりますが、当面、このような事態がなければ、今の現行水準を保つことでいくことを想定しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

答弁漏れがありまして申しわけありません。

あと、財政調整基金を国保のほうに取り崩すことで繰り入れができないかということでもありますけれども、これまでも、何度も予算特別委員会等でも説明申し上げておりますとおり、その部分につきましては、国民健康保険会計のみ、それを充当するということは、受益者、町民との公平性ということを鑑みますと、その部分についてはできないということでの判断をしたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） やはり財政調整、支消で言えば、問題があると思うのですね。緊急な場合には、こういった財政基金を取り崩して負担の軽減に充てる財源が十分あるわけですから、これを使わないという方法はないわけですが、何回も繰り返しますが、国保会計に繰り入れたからといって不公平になるという道理も何もないわけで、もう一度、この支消に当たっては見直す必要があると思っておりますが、この点、町長、見解を求めておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今、総務課長が申し上げたとおりでございますが、基本的に、この財政調整基金につきましては、議員も御承知かと思っておりますが、緊急やむを得ない、そういうものための基金として積み立てているものでありまして、いわゆる国保会計への導入という、基金を充てることについては、昨日等もお話をしておりますが、まず、一般会計からの繰り入れも含めて、基金の対応はしないという判断のもとで行っていると、また、その財政調整基金の目的からすると、ここを取り崩して一定の国保会計に導入することについても、その考えはないことを、ぜひ御理解をいただきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

初めに、議案第28号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号上富良野町公共施設整備基金

の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 予算特別委員会付託

○議長(西村昭教君) 日程第4 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成26年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成26年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成26年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成26年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成26年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成26年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成26年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成26年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題とします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

○予算特別委員長(長谷川德行君) ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告とかえさせていただきます。

予算特別委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、長谷川德行。

1、審査の経過。

本委員会は、平成26年第1回定例会(第2日目)が開かれた3月5日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号まで付託された。

3月13日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から3款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月14日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出4款から地方債に関する調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月17日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会で、それぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月18日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から

所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成26年度上富良野町一般会計予算及び平成26年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、平成26年度ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算、平成26年度病院事業会計予算について、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

別紙、平成26年度予算特別委員会審査意見については、御高覧をいただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(西村昭教君) これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第20号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第20号上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました、議案第20号上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の要旨を御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律において、延滞金及び還付加算金の特例条項が改正されたことに伴い、上富良野町後期高齢者医療に関する条例及び上富良野町介護保険条例の規定をそれぞれ改正するものであります。

また、地方自治法に基づく分担金等の町の歳入に関する延滞金の額について、同法律の規定に準じて上富良野町分担金等の延滞金徴収条例の規定の改正をするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例。

上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を次のように改正する。

以下につきましては、議案の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条は、上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部改正でありまして、延滞金の額について地方税法の規定に準じて年率表記に改めるものであります。

第2条は、上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でありまして、過誤または誤納にかかる納付金の取り扱い、還付加算金及び端数計算等について条文の追加をするものであります。また、延滞金の割合の特例を改めるとともに、還付加算金の割合の特例を追加するものであります。

2ページをお開きください。

第3条は、上富良野町介護保険条例の一部改正でありまして、延滞金の割合等の特例について改めるものであります。

3ページをごらん願います。

附則第1項は、施行期日を交付の日からとするもので、第2条及び第3条の規定による改正後の規定につきましては、平成26年1月1日から適用するものであります。

附則第2項については、第1条の規定による改正後の延滞金の特例について追加するものであります。

以上で、議案第20号上富良野町分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の御説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第21号上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部

を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました、議案第21号上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例等の一部を改正する条例の提案要旨であります。本年3月31日をもって東中中学校が閉校となることから、本条例にあります東中中学校の屋内体育館の使用料の規定を削除するものであります。

以下、条例の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第21号上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、東中中学校の項を削る。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月4日提出、上富良野町長向山富夫。

以上、御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第22号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました、議案第22号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

介護保険法第115条の45第1項及び第3項に規定する地域支援事業の実施に関し、上富良野町在

宅福祉事業に関する条例の中の地域支援事業に係る部分を移行するため、上富良野町地域支援事業実施規則を制定したことから、上富良野町在宅福祉に関する条例の一部が改正されたことに伴い、上富良野町ラベンダーハイツ条例における関連する部分を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第22号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例。

上富良野町ラベンダーハイツ条例（平成12年上富良野町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中、「第3条第2号、第3号及び第10号に規定する事業」を「第3条第7号及び上富良野町地域支援事業実施規則（平成25年上富良野町規則第15号、以下「地域支援規則」という。）別表に規定する生きがい活動支援通所サービス事業並びに生活管理指導短期宿泊サービス事業」に改める。

第7条第5号を次のように改める。第5号、前条第5号に規定する事業、条例第3条第7号に定める緊急通報システム事業及び地域支援規則別表に定める生きがい活動支援通所サービス並びに生活管理指導短期宿泊サービスの対象者。

第9条第1項第4号中、「条例」を「条例別表1及び地域支援規則」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第22号上富良野町ラベンダーハイツ条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第23号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました、議案第23号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、急速な少子高齢化と医療技術の高度化などに伴う医療費の増嵩や長引く景気の低迷により、国民健康保険事業の運営は極めて厳しい状況に置かれております。

本町におきましても、近年は、高齢化の進行などにより医療費が年々増加し、その半面、医療費を賄う主たる財源である保険税は、低迷が続く地域経済の影響などによって伸び悩み、また、国保加入世帯の所得階層は約2割が所得ゼロの世帯であり、低所得世帯が全体に占める加入割合が年々拡大傾向にあり、不安定な運営状況が続いています。

こうした中、町では医療費の抑制を図るために、国保加入者を対象に学習教材を用いた保健指導の取り組みや、40歳未満の希望者に対しての健診の実施、隔年の健診結果に基づく傾向対策の分析など、現在まで積極的な保健事業を展開し、平成24年度には受診率70.3%を、保健指導実施率81.8%と、全国、全道平均と比べて健診実施状況が極めて高い水準にあり、保健事業による生活習慣病の発症や重症化の予防を通じた医療費の抑制軽減に努めているところであります。

しかしながら、既に財政調整基金も底をつき、保険税収入も伸び悩み、一方で、医療給付費や後期高齢者支援金など歳出において増加が見込まれる中で、現行の保険税率での財政運営が困難な状況に至っております。

今日、加入者の皆さんの健康な暮らしを支えるために、国民健康保険は身近な地域医療の中核として非常に重要な役割を担っています。今後も健全かつ安定した国民健康保険事業の運営を図るよう、保険税率の引き上げの改正をお願いしようとするものであります。

改正に当たりましては、賦課方式を従来の4方式とし、資産割及び介護分は据え置いて、応能割と応益割はそれぞれ50%を基本として、また、低所得世帯に対しては負担が過度とならないことを念頭に置き、軽減が図られるよう組み立てをいたしております。

改正の内容は、医療分につきましては、所得割を1.5%引き上げて7.4%に、被保険者1人当たりの均等割を4,000円引き上げて2万9,000円に、世帯負担の平等割を2,000円引き上げて2万5,000円にしようとするものであります。

また、後期高齢者支援金分につきましては、所得割を0.6%引き上げて2.6%に、均等割を1,500円引き上げて9,300円に、平等割を2,000円引き上げて9,000円にしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明いたします。

議案第23号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な改正点のみ説明とさせていただきますので、御了承を願いたいと思います。

第3条及び第5条は、医療費分基礎課税額の所得割率の現行100分の5.9を100分の7.4に、均等割額の現行2万5,000円を2万9,000円に、平等割額の現行2万3,000円を2万5,000円に、特定世帯の平等割額の現行1万1,500円を1万2,500円に、特定継続世帯の平等割額の現行1万7,250円を1万8,750円に改正するものであります。

第6条及び第7条は、後期高齢者支援金と課税額の所得割率の現行100分の2.0を100分の2.6に、均等割額の現行7,800円を9,300円に、平等割額の現行7,000円を9,000円に、特定世帯の平等割額の現行3,500円を4,500円に、特定継続世帯の平等割額の現行5,250円を6,750円に改正するものであります。

第23条第1項の規定は、保険税の負担の厳しい低所得者世帯に対する負担軽減の規定でありまして、第1号は、7割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行1万7,500円を2万3,000円に、平等割額の現行1万6,100円を1万7,500円に、特定世帯の平等割額の現行8,050円を8,750円に、特定継続世帯の平等割額の現行1万2,075円を1万3,125円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の現行5,460円を6,510円に、平等割額の現行4,900円を6,300円に、特定世帯の平等割額の現行2,400円を3,150円に、特定継続世帯の平等割額の現行3,675円を4,725円に。

第2号は、5割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行1万2,500円を1万4,500円に、平等割額の現行1万1,500円を1万2,500円に、特定世帯の平等割額を現行5,750円を6,250円に、特定継続世帯の平等割額の現行8,625円を9,375円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の現行3,900円を4,65

0円に、平等割額の現行3,500円を4,500円に、特定世帯の平等割額の現行1,750円を2,250円に、特定継続世帯の平等割額の現行2,625円を3,375円に。

第3号は、2割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行5,000円を5,800円に、平等割額の現行4,600円を5,000円に、特定世帯の平等割額の現行2,300円を2,500円に、特定継続世帯の平等割額の現行3,450円を3,750円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の現行1,560円を1,860円に、平等割額の現行1,400円を1,800円に、特定世帯の平等割額の現行700円を900円に、特定継続世帯の平等割額の現行1,050円を1,350円に改正するものであります。

附則。

施行期日1、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

適用区分2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険については、なお従前の例による。

これもちまして、議案第23号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきますが、国保の加入状況について、まず1点質問させていただきます。近年、所得の少ない世帯がふえるという傾向にありますが、今後、こういった状況というのは、引き続き改善されないで、このままという形で推移するのか、その点お伺いいたします。

二つ目には、軽減世帯は所得の少ない世帯、ここは軽減税率で軽減されているというふうに答弁されておりますが、しかし、今回の改定見ましても、実質負担増は明らかでありますので、逆に、軽減というのは枕詞であって、実質負担増だと思いますが、この点はいかがでしょう。

次にお伺いしたいのは、町の算定資料でもわかるように、所得の、3人世帯で固定資産税ありという形で、300万円の世帯で、年間、改定前は43万円ですが、51万円にはね上がるという状況になります。そうしますと、実質、ここから50万円引きますと、年間250万円の所得で生活せざるを得ないという状況になります。これでは済まなくて、他

の税負担が伴えば、さらに、生活に使われる可処分所得そのものが使われるような、所得そのものが、生活に回らないというような状況が当然伴うというふうに見受けられますが、こういった中で、こういった世帯というのは、実質、生活が本当にしているのかということになれば、消費税が導入されるという形の中では、かなり厳しい生活実態に追い込まれるのではないかとこのように思いますが、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、何といたっても、そういうことを踏まえれば、負担の軽減を当然行ってしかるべきだということに思いますが、町は、不公平になるということで行わないという状況であります。しかし、加入者にとっては、これは非常に深刻な問題であると同時に、社会保障という立場からすれば、負担軽減のために一般会計からの繰り入れを行っても何ら不都合もないし、不公平感を生むような、そういうものではないというふうに思いますが、この点、もう一度、きっちりとした答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の国保の加入状況ということでございます。先般の予算特別委員会でも加入率について御説明させていただいておりますが、雇用体系等々のこともございます。社会経済状況等、そういうことを鑑みれば、このまま、この国保の加入状況が減っていくというふうには推計はできないのかなというふうに、まず思っているところでございます。

また、二つ目と三つ目、軽減世帯の実質負担分の増と、それと3人世帯ということの例を挙げていただきました。今回の保険税、税の改正でございます。改正に伴う部分でございますので、その制度のあり方とすれば、負担増という感否めないものというふうに思っておりますが、低所得者に対する部分につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、軽減措置を基本として取り組まさせていただきますところを御理解いただきたいと思っております。

また、4点目の、負担軽減に伴う一般会計からの繰り入れにつきましては、まず、この国民健康保険税の財源は、法律に基づく補助以外は保険料で賄うことを原則としている部分を念頭に私ども考えさせていただいております。そうした中で、まず保険税の取り組みをさせていただいてということで、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 一般会計からの繰り入れは

行わないと、これは基本的にはそういう方向で、この財政が成り立っているということの話ですが、これは町側の判断であって、加入者にとっては、そう望んでいないわけです。負担を軽くしてほしいというのが誰しも当然の願いでありますし、担当課長も述べられたように、実質、軽減世帯とは言いながらも、実質、負担増ということは否めないわけですから、こういうことを考えれば、町がこういったものに必要な手だてをとって当然でありますし、法定外の繰り入れに至っても、これは何ら恥じ入ることのないもので私はあるというふうに思っておりますので、担当課長が言うような、そういうような話は成り立たないというふうに考えています。国の指導等においては、受益者負担を基本とすべきだということのもとで、それに基づいた徴収のあり方、滞納制度のあり方等が町の指針として行政改革の中にきちんと述べられているということを見れば、まさにどちらに顔が向いているのかということになれば、住民側ではなくて、行政、あるいは国のそういった一方的な都合で、なかなか、暮らしを守るというそういったところに顔が向いていないと私は考えざるを得ないと。そういうことを考えれば、やはり町の姿勢というのは正さなければならないし、本末転倒であると同時に、社会保障という制度であれば負担軽減は行ってしかるべきだということに考えますので、答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今、所属課長が申し上げましたとおりでございますが、まず、町で不公平感というふうに答弁させていただいておりますが、これについては、他の被用者保険の方々の負担区分、負担の状況、こういうものを考えながら、国保会計にのみ税を導入することの不公平感という意味であることを御理解もいただきたいというふうに思うところであります。

また、基準内、基準外の取り扱いがありますが、少なくとも基準内の一般会計の繰入金については、地方交付税の算定の対象となるところであります。一方、基準外、違法ではもちろんありませんが、基準外の繰り入れについては、地方交付税の算定の基準外というようなこともありますことから、総合的に上富良野町においては考慮をしながら、そういう基準外の、税を下げることを目的とした基準外の繰り入れは考えていないということでもありますことも御理解をいただいておりますのであります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 基準外は交付税の対象にならないという話で、極力、負担を、持ち出しを少なくしたいという話であります。それではお伺いたしますが、町の単独事業あるいは単独の政策で、持ち出しというのは、少なくとも金額の大小にかわりなくされているという実態があるわけですから、そういうことを考えたら、そういう個別の政策もだめだということに、副町長、なりませんか、その答弁でいけば。私は、そんなのはおかしい話で、そういう住んでいる人たちが、暮らしが大変だということであれば、仮に交付税の算定にならないとしても、地方自治体というのは暮らしを守る義務があるわけですから、そのために地方自治体が成り立っているわけですから、それを行わないということは、住民の生活は全く目をつぶって通り過ぎようという、こういう冷たい町だというふうを考えざるを得ませんが、私は、そういった副町長のおっしゃる答弁の内容には当然納得できませんが、副町長、どうですか、この点は。

○議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

○副町長(田中利幸君) 4番米沢議員の御質問に、再度お答えをさせていただきます。

さまざま、地方自治体として、そこに住まわれている住民の方々の生活、いわゆる福祉の向上を目的として行政が成り立っていることは米沢議員のおっしゃるとおりかと思えます。ただ、一方で、受益の範囲に応じて御負担をいただくことも当然にしておりますことから、先ほどと重複するかと思えますが、少なくとも、この国民健康保険の制度を維持するための一定程度の御負担はいただくということであることを、まず御理解もいただいております。

また、今回の趣旨説明でも申し上げておりますが、町としては保険税の引き下げのために一般会計を投入することはありませんが、一方、国保の被保険者に対する健康を増進するためのさまざまな、費用に換算するわけではありませんが、さまざま、そういう健康づくりのところをしっかりと支えていこうという姿勢であることも御理解をいただいております。

○議長(西村昭教君) ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番(中村有秀君) 一応、予算特別委員会の中で、いろいろ、この国民健康保険の特別会計の関係で論議をしましたが、再度確認をしたいと思えますけれども、この税率の引き上げによって、1人当たりの調定額というのは、一応11万5,000円という話だったのですが、再度、この金額について、まず1点目は確認をしたいと思えます。

それから2点目は、算定資料の中にあつた、300万所得世帯で43万円が51万円になるということになると、8.43%の上げ率になると。しかし、先ほど11万5,000円ということで、予特で説明された金額にいくと、23年度の段階で9万8,674円が11万5,000円だと、8.58%というような金額になりますので、大体8.4%から8.5%ぐらいの引き上げ率になるか、その点の確認をしたいと思えます。

それから、3点目は保険税の収納なのですが、これだけ大幅に上がると、当然、収納率が下がるとはならないかという心配をしております。したがって、23年度の実績を見ると、収入未済が3,140万1,067円、不納欠損が137万9,976円、合計で3,278万1,043円になっています。それから24年の実態を見ると、収入未済が2,664万9,518円、これは前年度より減っているのですけれども、不納欠損が296万1,535円ということで、前年度137万円が倍以上になっている。したがって、収入未済、それから不納欠損の合計で、24年度を見ると2,961万1,053円ということになっています。そうすると、8.5%前後の値上げによって、当然、保険税の収納率というのが落ちてくると思いますが、一応、今の段階で、この税率改正をやった場合の収納率は、どの程度のパーセントで見込んでいるか、ちょっと確認をしたいと思えます。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(林敬永君) 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の、税の引き上げということの調定額を予算特別委員会でもお話ししたとおり、1人11万3,200円程度ということで、25年の4月1日現在の被保険者で割りまして、上げ率をやっているところでございます。

2点目の300万世帯の部分ということで、上げ率が8.5%前後になるのではないかとということで、これは、やはりその今回の制度率の改定によりまして、それぞれの所得階層によりまして、また資産状況、収入、所得、扶養、そういうものを含めまして、その階層においては、その前後の改定率になるという部分でございます。

それと3点目の収納についての目標でございますが、これにつきましては、毎年度そうでございますが、100%を目指すということでございます。収納率を上げる、とにかく負担していただくということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） そうすると、一応、現在のこの税の改正によって、調定額は11万3,200円ということで、そうすると、これに対する値上げ率はどのぐらいになるのか、ちょっと試算をして、お願いをいたしたいと思います。

それから、現実の問題として、中富良野が10万6,678円、これは23年度の資料でございます。それから、上富良野の関係も9万8,674円、中富良野の資料でございますけれども、そういう点で、収納率が、中富良野の場合は、同じ97%台だけれども、23年度の保険料のうちの収納率は97.16%ですね、という数字で私のほうでは押さえておりますけれども、やはり現実の問題として、それより、維持はしたいけれども、現状は、私は未収金と、それから不納欠損のあれをしていくと、やはりふえていくのではないかという心配があります。結局、税が上がることによって、やっぱり支払えないという状況が当然出てくると思うのですけれども、それらの数字を、いかに国保会計を健全な体制に持っていくかということになると、これはいづれにしても収納率を上げる努力はしていかなければならないけれども、当然するだろうと思っておりますけれども、私の考えでは、やはり下がるなというようなことは考えられます。したがって、それらの対策を十分やっつけていかなければならないのではないかという気がするのですけれども、それらを含めてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、二つございましたけれども、2点目の収納率を上げるという部分についてでございますけれども、この収納率、収納につきましては、税のほうの体制ということで、相談窓口を開いたり、あるいはそれぞれの生活実態において個別の相談を受けたりということで、今もしてございます。ただ、支払える可能性があるにもかかわらず、ない者については差し押さえという形をとらせていただいて、他の納税者の方にも同じように納めるということを基本にしておりますので、今回の税の改定に伴いまして、今、議員のほうから収納率下がる部分等も御懸念いただきましたが、私どもとしましては、同じような扱いを26年度以降も取り扱いさせていただくものでございます。（発言する者あり）

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の1番目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

調定額、先ほど11万3,200円の部分で、今

回の部分ということで、税込総額で今年度と前年度で割り返させていただきますと、約17%の上げ率となっております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は、これ、1人当たりが11万3,200円という負担でしょう。この前の言うところでは11万5,000円という話だったけれども、ちょっとそれを確認したかったのだけれども、11万3,000円余、ですから、私、1人当たりの調定額ということで、これ、委員会でもらった資料で、上川管内の関係を出している資料です、その中で、平成23年度上富良野町は66位で9万8,674円と、それを僕は割り返したのですよ、11万5,000円と、もう一つは11万3,200円。それで、1人当たり何ぼになるかということを知ったので、その総合計から対するかどうかということではないのです。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の、済みません、ちょっと私どもの解釈の違いで申しわけございません。23年度で1人当たりの調定額9万8,674円、今回私ども試算しているのが11万3,200円、割り返しますと14.7%という形になります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにごんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第23号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

これまで、農村地域工業等導入促進法により、工

業等導入地区内で工業等用の設備を新增設した者に対し、地方自治体が固定資産税の課税の免除等を行った場合、地方交付税による3年間の補填措置がありました。この措置の対象となる新增設の期間が平成21年12月31日で終了したこととあわせ、北海道経済構造の転換を図るための起業立地及び中小企業の競争力の強化に関する条例の投資額に係る対象要件との整合性を図り、町内における起業立地及び増設等の投資を促進するため、所要の改正を行うものです。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例。

上富良野町企業振興措置条例（昭和59年上富良野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中、3,000万円を2,500万円に改め、同項第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条第3項中「又は第5号」を削る。

附則。

1、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に改正前の上富良野町企業振興措置条例の規定により工場等の指定を受けて課税の免除または助成措置の適用を受けている者は、なお従前の例による。

以上で、議案第24号上富良野町企業振興措置条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第25号上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第25号上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明いたします。

平成23年5月2日に交付された地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正され、道路の構造等については市町村の条例で定めるよう規定されたため、昨年、上富良野町の道路の構造等に関する条例を制定しましたが、当該条例中で、政令の道路構造例を準用する規定としたものを、当該政令の中では、上富良野町において適用されないものまたは想定されない条項が含まれることから、これらを除いて、別途、施行規則に明記することに伴い、所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読して説明いたします。

議案第25号上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町の道路の構造等に関する条例（平成25年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第26条第2項、第34条、第38条第1項中「国土交通省令」を「規則」に改める。

第37条中「その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるもの」を削る。

第40条第1項中「構造の道路」の次に「（以下「橋等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2、橋等の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象、その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分安全なものでなければならない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第25号上富良野町の道路の構造等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号及び

日程第12 議案第27号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第26号
北海道市町村職員退職手当組規約変更の件、日程
第12 議案第27号上川町村等公平委員会共同設
置規約変更の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川和宏君) ただいま一括上程いた
だきました、議案第26号北海道市町村職員退職手
当組規約変更の件及び議案第27号上川町村等公
公平委員会共同設置規約変更の件につきまして、提案
の要旨を御説明申し上げます。

このたび、北海道市町村職員退職手当組合におい
て、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合
が解散、脱退することになり、また、上川町村等公
公平委員会においても、構成団体である上川中部消防
組合が解散することになりましたことから、それぞ
れの規約の変更をお願いするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議
案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第26号北海道市町村職員退職手当組規約
変更の件。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286
条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手
当組規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変
更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約(昭和32年
1月23日32地第175号指令許可)の一部を次
のように変更する。

別表(上川)の項中「上川中部消防組合」を削
り、同表(胆振)の項中「伊達・壮瞥学校給食組
合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67
号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可
の日から施行する。

次の議案をごらん願います。

議案第27号上川町村等公平委員会共同設置規約
変更の件。

上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正
することについて、地方自治法(昭和22年法律第

67号)第252号の7第3項により準用する第2
52条の2第3項の規定により、議会の議決を求め
る。

上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正
する規約。

上川町村等公平委員会共同設置規約(昭和38年
規約第1号)の一部を次のように改正する。

別表中の「上川中部消防組合」を削除する。

附則。

この規約は平成26年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号北海道市町村職員退職手
当組規約変更の件及び議案第27号上川町村等公
公平委員会共同設置規約変更の件の説明といたしま
す。御審議いただきまして、議決くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第26号北海道市町村職員退職手
当組規約変更の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号上川町村等公平委員会共同設
置規約変更の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第31号

○議長(西村昭教君) 日程第13 議案第31号
泉町南団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負
契約締結の件を議題といたします。

本件については、佐川典子君に直接の利害のある
事件と認められますので、地方自治法第117条の
規定により、佐川典子君の退場を求めます。

(佐川典子議員 退席)

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いた
だきました、議案第31号泉町南団地町営住宅新築

工事（建築主体工事）請負契約の締結の件につきまして、提案の内容を御説明いたします。

泉町南団地新築事業は、国土交通省の助成採択を受け、昭和47年度から49年度に建築された21棟72戸を、平成25年度から31年度までの7カ年で10棟72戸に建てかえるものです。

初年時分は平成26年度予算での施工を予定しておりましたが、平成25年度着工により国の経済対策による有利な財源を得られることから、平成25年度予算において補正と繰越明許費を設定し、今般、入札を執行したところです。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て1棟13戸、延べ床面積1,042.91平方メートルを建築するものであります。工事は、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分割し、上程いただいた建築主体工事につきましては、経常共同企業体を含む町内5業者を指名し、3月3日に入札を執行いたしました。

結果は、佐川・木津経常共同企業体が2億2,600万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の2億4,408万円の契約金額となったところです。参考までに、2番札は高橋建設株式会社の2億2,950万円でした。また、同日入札の結果、議決外の機械設備工事につきましては、町内4業者を含む5者を指名し、株式会社有我工業所と3,661万2,000円で、また、電気設備工事につきましては、町内3業者を含む5者を指名し、有限会社鈴木電設と2,484万円で契約しております。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第31号泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、泉町南団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、2億4,408万円。

4、契約の相手方、佐川・木津経常共同企業体、代表者、株式会社佐川建設代表取締役佐川泰正。

5、工期、契約の日から平成26年12月10日。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきまします。

今回の落札率は、それぞれ主体工事も含めて、機械、電気も含めて、どのような状況だったのかお伺いいたします。

それと、契約に当たって、工事に着手する期間というのは、いつまでが期間として決められているのか、この点、それと、請負金額に対する支払い方法ですが、どういう支払い方法になっているのか、この点お伺いいたします。

次に監督の問題ですが、学校等のいろいろな問題がありましたので、やはりこれだけの金額、大小にかかわらず、きちりと現場で正しく施工されているかどうか、これが決定的な問題でありますから、手抜きなく監督を、きちんと施工段階に応じて進められるかというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

再開を11時に予定したいと思います。人事案件もありますので、11時に始まったときに控室のほうに集合いただきたいとします。よろしくお伺いいたします。

午前10時22分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、4番米沢義英君のほうから御質問がありましたので、答弁を求めます。

建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の落札率ですけれども、以前は予定価格を公表して入札を執行した時期がありまして、その時点については、落札率もあわせて公表できる状態でしたけれども、この入札につきましては、予定価格非公表による入札を執行してございますので、落札率から推測できるため、公表できないということで御理解いただきたいとします。

2点目の工事の着手の関係ですけれども、契約から、速やかに工事を着手するということが契約内容に記載されております。通常、1週間以内に着手が行われます。特に次のところの支払いの関係のところ等も関係しますが、今年度の契約、この3件とも前金払いを行う契約となっております。工

事契約額の40%以内の金額、なおかつ、上限額を3,000万円とした前金払いを行う関係で、速やかに着手して3月以内に3月末までに支払う予定となっております。

あと4点目の、工事の適正管理についてでございますけれども、建設工事は、当然ながら、工事の管理についても、法律上配置すべき技術吏員などが決められてございまして、建設業法に基づいた技能、それから国家資格を持った者を配置するというところで、この各3工種とも施行される予定となっております。

なお、町のほうで設計内容を随時管理するとともに、進捗状況に応じた工程の管理も綿密に行って、そごの生じないように配慮してまいります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

（佐川典子議員 着席）

◎日程第14 議案第32号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第32号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第32号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件について、提案の要旨を御説明いたします。

当該建設工事委託に関する協定は、昨年6月の平成25年第2回定例会において議決いただき、平成25年度と26年度の2カ年の債務負担行為により地方共同法人である日本下水道事業団との間で締結したものであります。当該協定に基づく建設工事請負契約の結果、予定金額を下回ったことから、総体事業費の執行量と平成25年度と26年度の年度間事業量の配分について、国土交通省と北海道の調整を了して確定したことにより、契約金額を2,200万円減額し1億8,100万円に変更しようとする

るものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第32号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定変更の件。

上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（平成25年6月19日議決を経た議案第12号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前2億300万円、変更後、1億8,100万円。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 諮問第1号

○議長（西村昭教君） 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御活躍いただいております山本勉氏が、本年9月30日に1期目の任期を満了を迎えることとなっております。山本勉氏におきましては、平成23年10月1日から人権擁護委員として、人権擁護活動やその普及啓発活動にも積極的に取り組まれておられる方で、本年10月以降も引き続き再任をお願いいたしたく、人権擁護委員法の規定に基づく法務大臣へ推薦するに当たりまして、議会の意見を求めるものであります。

以下、議案を朗読させていただきますとさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町東3線北23号443番地6。
氏名、山本勉。昭和21年2月16日生まれ。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第16 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第16 発議案第1号町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました、日程第16 発議案第1号町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）について、内容を朗読し、説明といたします。

町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年3月4日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕、同じく金子益三。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できるものとして指定する。

記。

平成26年度の地方税法の一部改正に伴う上富良

野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上、御審議賜り、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

先ほど、岡本康裕君外1名から、発議案第2号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見の件が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 発議案第2号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました、追加日程第1 発議案第2号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見の件について、内容を朗読し、説明といたします。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年3月19日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、上富良野町議会議員金子益三。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

TPP交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国主張の隔たりが

大きく、大筋合意には至りませんでした。しかしながら、4月のオバマ大統領の来日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

TPPは農業だけの問題ではなく、金融、保険から医療、医薬品に至るまで、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、十分な情報を開示せず、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。つきましては、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等に関して下記のとおり要請いたしますので、貴殿の特別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

1、TPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守。

政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、その交渉過程の透明性を確保すること。また、その決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2、全ての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持。

EPA・FTA等の全ての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪EPA交渉については、平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪EPAの交渉開始に関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成26年3月19日。

北海道上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府、TPP担当大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第17 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎退任・退職挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今月3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思えます。

建設水道課長、北向一博君。

○建設水道課長（北向一博君） 定年退職に際しまして、挨拶の場を頂戴いたしましたことに感謝申し上げます。

私は、昭和53年の4月に総務課庶務係をスタートに、36年間の勤務を終えようとしているところです。総務課の次に教育委員会のほうへ異動して、社会教育係兼ねて郷土館係を務めまして、少し長めの8年間という期間でございました。この間、公民館の事業、それから郷土館の事業などを通じて、生涯教育の場を提供してございましたけれども、私自身としては、生涯学習の実践の場として多くのことを学ばせていただいた職場です。私の職員生活を通じて、このときの職務が私の財産となる貴重な体験だったのだなということで、今改めてしみじみと思っております。その際、社会教育総合センターがちょうど建設されて、古い事務所の公民館から新しい社会教育総合センターに移って、いい環境で仕事できるのだなということで、わくわくしてございましたけれども、建設後、準備期間を経る中で、一生

懸命、移動作業行っていました。4月から、さてと思っていたときに異動発令がございまして、残念ながら、役場のほうに異動で戻ってまいりました。

その際、戻った先で担当しましたのは、昭和63年の策定作業で平成元年から平成10年までの第3次総合計画を担当させていただきました。この際に、ちょうど大まかな業務が取りまとまって、これから印刷にかかるぞというやさき、この昭和63年、忘れもしない12月15日に、噴火騒ぎ。最初の噴火は16日だったかなと思いますけれども。てんやわんやの大騒ぎの中、なおかつ、総合計画をまとめて冊子にしなければならぬという、ばたばたの状態がございました。とにかく仕上げ、元年からのスタートには間に合ったわけですが、先般、北大の名誉教授岡田弘先生が講演の中で、当時のことを振り返っていろいろお話しされている中で、そのエピソードが頭の中にちらほらと思いつきましたところ。職員一同、あのときは大変な目に遭いました。結果としては、大きな災害には至らなくて終わったなということで、よかったのだなと今振り返ってございます。

その後、異動で、またリゾート対策という、へんてこりんな名前のところに異動させられまして、いろいろなことをやっておりますけれども、何をやればいいのかということに悩んでおりましたけれども、ちょうどその当時、ゴルフ場の開発が真っ盛りでございまして、その担当をせよということで取り組んでおりましたけれども、皆さん御存じのとおり、バブルが大爆発、その中で、このゴルフ場開発、三つありましたけれども、いずれもボシャって、私の仕事がなくなりました。その後すぐ、次の仕事は吹上温泉だと、十勝岳へ行くと、吹上温泉のほうの仕事にかかりまして、まず、皆さんに親しまれている吹上露天の湯、石積み崩れたところを、ここにもおります山川事務長の協力も得ながら復旧をして今に至っているわけです。当時、いろいろな国立公園の中の仕事なものですから、許認可が難しいと、あそこに、旧白銀荘の前に、斜面になだらかなテントを張る場所がありましたけれども、あれではテント張れないぞと、斜めのところで雨が降ったら水が流れてくる、では何とか広場をつくらうと、そのときちょうど噴火の直後でしたので、緊急避難対策ということで、ヘリコプター離着陸広場という名目で、実はキャンプ場つくってしまいました。このときやれと言ったのが、残念ながら亡くなってしまいましたけれども、元高橋教育長、あの頑固な、強烈な個性のもとに私は束縛されて、黙々と仕事をやったわけですが、その後、白銀荘の建設も携わらせていただきました。ここでも、白銀荘

の建設の際、会計処理が非常に悩ましい状況で、そこにおられます金子益三議員には、もう本当に会計の処理方法、それから会計システムの運用方法などについて、手とり足とり教えてもらったのを思い出すところです。

その後、また異動で企画課へ行くと。企画課へ行ってみますと、総合計画の、この間たしか3次をつくったはずなのだけれども、4次の計画をつくる時期だから、お前の仕事だと。大体、長い職員生活の中で、10年ごとにつくる総合計画を2回もつくる担当者は余りいないと思うのですけれども、私、やらせていただきました。1回目でなれていたの、ちょろちょろとやったというわけではありません。心を込めてつくりました。

その後、企画から総務課のほうに異動したのですが、このとき思い出すのは、当時、パソコンがようやく職員の机の上にぼつぼつと乗り始めておりました。そして、事務も完全に電子化の方向、それで、そのときに補助制度があるぞということで、行政イントラネットというのを立ち上げようということで、役場庁舎を中心に、出先も含めて無線方式でネットワークを構成しました。この立ち上げも初めて、1回やれば十分なのですが、この際経験させてもらったことは、これはもう本当に勉強になりました。確かに、ネットワーク上でいろいろな電子的なシステムで、仕事は能率化したわけですが、今振り返ってみると、情報の管理、いわゆる漏えいとか、いろいろな不正なアクセス、それからプログラムの攻撃など、いろいろな対処方法が必要だということがだんだんわかってまいりましたし、なおかつ、仕事上、全て電子データで扱う関係で、指示が非常に短い、指示期間が短い、結果を出すまで半日、処理に出して出せとかいうことも簡単にできるようになってしまった関係上、仕事の中で新たな重荷をつくってしまったのではないかなということ、私の責任ではないですが、何となく反省しているところでございます。

私一人の挨拶ですから、ちょっと外れていきますので申しわけないですが、平成12年ぐらいから組織の機構改革が具体的に始まっています、いろいろな課の統廃合なんかが続いていました。過去の職員の記録なんかを見ると、平成7年度に職員数が最大の260人、これに4役を入れて264人で町が動かされていったのですけれども、今年度4月当初を見ても189人、町長以下3人プラスしても192人ですか、という状況で、小さな政府が今の流れなのかなと、今後も徐々に減って、協働のまちづくりという体制のもとで、住民とともに暮らしやすい生活づくりに動いていくのかなと

思っているところです。

課長職として配置されたのが平成20年の4月、この配置先が、私は事務職なものですから、配置先を聞いて唖然としたのですけれども、技術集団の建設水道課に異動を命じられまして、私、内示を聞くまで、まさかと思ってございました。どこか違うところに行くのだろうか、どこかなと思っていて、呼び出されて聞いたところが建設水道課、愕然としました。本当に技術的な知識がまるっきりございませんので、何とか、断ればやめるしかないので、甘んじて受けさせていただきました。6年間勤務させていただきました。余り役に立たないから、ほかのところにも異動させられるのだろうかと思って、もう1カ所ぐらい課長職の経験をさせていただけるという期待は持っていたのですけれども、とうとう、この6年間、1職場1課長職で終わらせていただくことになりました。

大過なく職責を終えてという普通の挨拶をしたいところなのですけれども、実は小過、小さな過ち、数限りなくやっております、また、始末書も必要な、中ほど、中程度の過ちも何個か、片手で足りると思いますけれども、何個か失敗しております。これを、上司とか仲間、それから、議員の熱い御理解のもとで何とかカバー、クリア、真っさらとはなりませんけれども、灰色ぐらいのところ、セーフというところで終わらせていただいたことも結構ありまして、そこら辺はもう大変感謝申し上げるところです。

なお、蛇足になりますけれども、再任用制度が平成13年の条例で制定されてございまして、これの第1号適用かなと思うのですが、私、また4月から1年間限定の再任用職員として、一般のペーパーの職員として仕事をさせていただきます。一応、課長職としてはお別れいたしますけれども、また別な職員として、温かい心で見守っていただきたいと思っております。

皆様の御一層の活躍と御健康を御祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） どうもありがとうございました。

◎町 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長からも御挨拶をいただきたいと思っております。

町長。

○町長（向山富夫君） 本日、平成26年第1回定例会最終日を迎え、この間、26年度の予算審議等

通じまして、大変、議会の皆さん方から温かい御指導御意見を賜りました。

私どもの目指すまちづくり、そして、多くの町民、議会の皆さんともども、議長が常々お話ししていただいておりますように、まさしく車の両輪としてその機能を果たしていくことが、改めてその重要性を認識したところでございます。本当に、このお忙しい中、3月4日から本日まで、大変皆さん方に御苦勞いただきましたこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

そして、皆様方から、この議会を通じて賜りましたさまざまな御意見をしっかりと、私のみならず職員一丸となって受けとめて、本当に町民の皆さん方が幸せを実感していただけるような、そういう目標に一歩でも近づくように、これから鋭意取り組みをさせていただきたいと思っております。

大変長期間にわたりまして御審議いただき、そして、全ての議案を可決いただきましたことに重ねて感謝申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。大変長時間ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） どうもありがとうございます。私のほうからも、一言お礼申し上げたいです。

まず、長谷川委員長を中心に、予算特別委員会、4日間、本当に御苦勞さまでございました。いよいよ26年度の予算が4月1日からスタートするということになりました。いろいろ、経過の中で、いろいろなお話も出たと思っておりますけれども、ひとつ執行に当たっては十分その意を体して進めていただきたいと思っております。

また、北向課長には、真剣な職場でいいかげんな36年の仕事を聞かせていただきまして、よくもまあ大過がなく過ごせたなと思うところでもありますけれども、本当に長い間御苦勞さまでございました。人生の3分の2を役場で費やして、あと3分の1は自由に、これから人生を謳歌するというところでありますけれども、これからの3分の1が大変でありますので、ひとつ健康には十分留意をされまして、また豊かな人生を送っていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

予算委員会のこの定例会ということで、大変御苦勞さまでございました。また1年間よろしく願い申し上げます。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成26年第1

回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成26年3月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 小 野 忠

署名議員 村 上 和 子

